

第三回東京国立文化財研究所
民俗芸能研究協議会報告書

芸能用具の保存・修復・新調・活用

東京国立文化財研究所芸能部

序にかえて

この研究所は人文と科学の領域にわたる研究をしております。そういう特殊な研究領域を持っているということでございます。研究所ということで、ともすれば一方に偏ると思われますが、私どもの研究所は文化財の保存、継承というのは、そういうことではなく、文化財を守る世界との関連が必要であろうということで、さまざまな研究会、或いは講座を開いています。この協議会は、第3回になりますが大変歴史が新しく、我々が予算無しで、必要と認めて、この会を発足させているものでございます。それは先ほど申しましたように、研究所が文化財の保存と継承の場において、私たちの位置付けを新しい場として作っていくという気持ちで行っているわけです。

昨年は伝統芸能の継承と学校教育の問題を取り上げまして、大変活発な、かなり鋭い議論が行われました。ただこの研究会は、研究協議会でございますので、特定の決議をし、要望書を出してどこかへ提出するというものではありません。しかし、この協議の成果は、報告書にまとめて出版いたしますので、必ず皆様のご関係筋、或いは行政機関に皆様の声として届く筈でありますし、なにがしかの影響力を持つだろうと期待しておるわけでございます。

今年は民俗芸能に用いる用具の問題を取り上げ、テーマといたしております。文化庁の方では、2年に亘って無形文化の発展、維持のために必要な用具、材料の調査をしております。これはあくまでも材料の調査でございますが、今回はもっと生きた場面において、道具というものがどのように取り扱われているのか、どういう状況が問題となっているのか、ということを探り出そうというものです。これもそれぞれの伝統芸能継承の場面で活躍されている方々が、どこかで悩み、或いは感じている問題があろうかと思いますので、忌憚のないご意見を出していただきまして、将来のために良い資料、或いは材料を提供していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

東京国立財研究所所長
渡邊 明義

目 次

1. 序にかえて

2. 事例報告

I 「用具の修復と行政的施策について」 1

岩手県北上市立鬼の館館長 門屋 光昭

II 「伊那谷人形芝居の場合」 11

長野県伊那谷人形芝居研究家 伊藤 善夫

III 「森町舞楽の場合」 21

静岡県周智郡森町役場勤務 北嶋 恵介

IV 「秋川歌舞伎発展維持のための努力」 29

東京都あきる野市文化財保護審議委員 坂上 洋之
東京都あきる野市教育委員会 関谷 学

3. 総合討議 37

4. 参考資料 63

5. あとがき 92

6. 報告者・アドバイザーライ

93

事例報告 I 「用具の修復と行政的施策について」

岩手県北上市立鬼の館館長 門屋 光昭

私は行政の施策の問題をお話しされるわけですが、私自身は直接行政には関わっておりません。民俗芸能を研究テーマにしているわけですけれども、本日は岩手県の補助金制度についてお話しするわけですが、その資料を自分が作ったり、自分が属している機関ですといろいろな制度についてお話しするのですが、いただいた資料なものですから、どこまでお出ししていいか分かりません。特にそういう資料を付けないでお話をさせていただきます。

岩手県は文化庁の事業を受けまして、平成7年から9年にかけて2か年度に亘り、民俗芸能の緊急調査を行いました。この調査は、前後して各県で行われたわけですが、それによると当時活動している民俗芸能団体が1,064団体ございました。内訳としましては、神楽が422と数が多いわけですが、そのほかに田楽・田遊び系のものが115、それから風流系で、そのうちでも特に鹿踊が141、剣舞が123、盆踊が83、虎舞が37、七つ踊りが25という数が悉皆調査の中で出て参りました。たまたまこの調査については、私がチーフで全体の取りまとめをやりました。この1,064という数字が示す内容は、実は非常に多種多彩な芸能で、これらを保持しているのが岩手県でございます。神楽一つを取りましても、ご承知の通り、早池峰神楽を一つの頂点とする山伏神楽、それからあとで触れたいと思いますが、岩手県南から宮城県にかけて、台詞神楽という修験者が台詞を述べる神楽が伝承されており、地元では南部神楽とも言います。大乗神楽は、宮城県の本田村の垂流だと思いますけれど、北上を中心とした地域に伝承されています。それから社家の方々が伝承している宮ぶり神楽は、特に旧盛岡藩の藩主南部利敬という幕末に近い頃の藩主が、山伏神楽の神道化を進め、それが今日も続いております。特殊な例としては、江戸の里神楽が入った多賀神楽や、太神楽があると言ったふうに、神楽一つを取りましても非常にバラエティに富んでおります。

こういう状況なのが岩手県であるというふうに押さえておいて、例えば保存活動、保存会の活動が今どういうふうになっているのか、この問題をまず最初に申し上げておきたいと思います。その1,064団体は、もちろん調査時点ですから、今日まで3年ありますので、その間に中断に陥ったところもあると思いますし、不思議なことに、復活するところが出ています。岩手県の場合は、そういうところもあります。一応1,064という数字を押さえた上で、これらの芸能団体がどういう形で保存会活動をやっているかを、資料I(p65)のところに簡単にまとめておきました。保存会を組織して継承活動を行っていますが、その保存会がいつ頃設立されたのか、県の文化財指定であるのか、市町村の文化財指定をするために保存会を作られたなどと、そんなふうなこともあります。後で触れますぐ、補助金をいただく時に保存会でないといただけないというふうに思われ勝ちですから、保存会を結成しています。こういうケースが少なくないわけですが、基本的には保存会で伝承活動を行っていると考えてよろしいと思います。

しかし、そういう中において、もう少し重層的な組織を作っているところがかなりあります。例えば、踊り組と保存会と二本立てで継承活動を行っている、こういう例でござい

ます。そうした場合に、踊り組を<連中>などと呼びます。例えば神楽連中とか、鬼剣舞連中とかが踊り組です。それは言ってみれば、芸の継承に関わるところだという説明がなされます。それに対して、保存会の場合は財政などの手立てをしている、という説明がなされています。それから稀には踊り組連中があって、更に保存会があって、もう一つ後援会があるという3本柱で行っているところもございます。一つ例を挙げますと、国指定になっております岩崎鬼剣舞は、私の地元ですが、ここでは剣舞連中というのがあって、それをまとめていく人を庭元と言い、ちょうどお花などの家元制に近いものなのですが、踊り組をまとめています。かつては庭元の家で稽古などをしていました。芸の継承と同時に、パトロン的な役割も持っていたのだろうと思っています。この連中をまとめているのが庭元ですが、そこには師匠がいて、庭元自身が師匠になっている時期もあります。現在では庭元師匠という形になっていますが、そのほかにも師匠がいて芸を教えていく形になっています。

それに対して保存会がございまして、岩崎鬼剣舞は昭和30年頃に岩崎地区全戸を対象として、保存会は設立されたと思います。当初は財政的なものをここで見ていこうということで、保存会を作ったと思いますが、現在は更に後援会を作りまして、後援会の方で財政的なものをお願いする形になっています。ですから保存会と後援会という組織があるわけです。その受け持ちは、保存会では財政以外の環境整備をやることになっています。例えば、公演依頼などは全部保存会を通して行います。保存会がそれを受けて、踊り組の手配をしていくという形で、地元の小学校に鬼剣舞スポーツ少年団、これはクラブ活動でございますが、それを指導しているのは保存会です。保存会のメンバーには踊り組も入っていますので、実際には踊り組の若手が教えに行くわけですが、もう踊り組から引退した方々も行って教えます。こういったことが行われます。

後援会は日常的な財政の支援をするのではなくて、例えば海外公演、岩崎鬼剣舞が海外に出かける時に、必ずしも派遣費等が全額出るわけではありませんので、そうした時に後援会の人たちが応援をする形になっています。また、何十周年記念行事や平成元年には剣舞供養碑が作られましたので、そういう供養碑を作る時の財政的な面は後援会で持ちました。岩手の場合は大きく言って、伝承活動を行っている組織が3タイプあるというふうに申し上げておきたいと思います。

さて今日のテーマでございますけれども、こういう継承活動をやる上において、行政はどういう形の手立てが出来るのか、この問題に入りていきたいと思います。

岩手県では昨年もそうだったのですけれども、学校教育の中で芸能を取り上げるケースが大変多く、昨年は乙部中学校の佐賀先生がここで報告なさったわけですけれども、その基になる調査を岩手県の<愛護協会>が行っています。各学校に対して、どういうふうに民俗芸能を取り入れているのかという調査を実施し、私どもはそれを基にして、学校と民俗芸能を考えているんですが、調査の第2段として、今年の5月から6月にかけて、今

度は保存会の側からアンケートをとりました。先ほど1,064という数字が出ましたが、全保存会にアンケートを出して、回答が584参りました。その項目の中に、「保存会の活動を進める上で行政に要望したいことがあつたら書いて下さい」という質問がございました。それに対する回答は53件ございましたが、一番多かったのが、上演の機会を増やして欲しいという回答が34ございました。二番目に多かったのが、道具作りを含む各種講座を開いて欲しいという要望が9団体ございました。更に地域との関わり、そういうものを出来るだけ理解していただいて若者定住の環境を作りたいというのが6団体。それから最近のイベント化に伴って、本来の踊りが歪められているのが心配だ、というのが4件ございました。この結果によると保存会の側として行政に要望しているトップは、上演の機会を増やして欲しいというものです。続いて道具作りなどの講座を開いて欲しいという結果が出たわけでございます。

そのことにつきまして、今年の10月29日に「郷土芸能の集い」を県の愛護協会と教育委員会が行いまして、実際に福島県の懸田先生に基調講演していただきました。第一分科会の方は道具衣装類の整備について、私が助言者として協力しました。第二分科会の方では技術指導・後継者育成について、懸田先生と地元の藤沢さんという笛の講習などをお願いする先生なのですけれども、その方々に助言者になっていただき、こういう試みを今年から始めたところです。

そういうふうなことで今動き出しているところですけれども、今までの行政的な施策というのはどういうものがあったのか、これがレジュメの方に書いておいたものです。先ほどのアンケートにも関わりますけれども、まず保存育成というようなことを考えてみましょう。文化財指定が大きな施策になろうと思います。それから道具類の整備、その助成、或いは最近出てきていることに、伝習館建設費の補助がありますが、これはほんのわずかです。県としてはございませんけれども、私が住んでおります北上市で最近あった例としては、地元の小さな地域の集落でやっている田植踊の伝承館建設に対して、市が200万円位だったでしょうか、経費を出しております。こういうことが、これから課題の一つとして出てくるのだろうと思います。

それからイベントとか、民俗芸能大会への補助。これは岩手県では地方の振興局というのがございまして、地域活性調整費というのを持っております。これを使った民俗芸能大会が結構多くございます。最近、早池峰神楽の地元であります大迫町が、<全国神楽大会>という催しをやり、国指定になっている団体がほとんどございましたけれども、全国からお招きして、2日間に亘り行いました。当初、私は2日間で3千人くらい来れば大成功だと思っていたのですけれども、なんと2万人位の人が来て私の方が愕然としました。その時に地域活性調整費を1,500万円か2,000万円近く使いました。この計画は大迫町の担当者がやったのです。このような経費がいろいろに活用されております。

それから、かつて三陸博覧会というのがございまして、博覧会としてはめずらしく益金

が出たんです。それを使っていろんな事業をやっています。先ほどの大迫町の場合は、三陸博の方をより多く使いました。調整費用より多く使ったかもしれません。そういう形で行われたのです。

それからもちろん各市町村、県の芸能発表会がございます。岩手県がここ数年力を入れているのは、青少年の民俗芸能発表会でございます。昨年まで6年間に、1年に4会場、で行いますから24回行いました。それを今年は少し組織替えをして、先ほど申しました郷土芸能団体の集いを開いた前日に、岩手県青少年民俗芸能フェスティバルというのを盛岡で開きました。このようにできるだけ子供たちと青少年の発表の機会を作りたいということで行っているわけですが、こういうものも保存育成に大変力があるものだろうと思います。先ほど申しましたアンケートの中で、上演機会を増やして欲しいというものがございましたが、そういうものをできるだけ良い形で、すなわちイベントとは違う形で開いていきたいと思います。その中には、ただ大会だけを行うのではなく、鑑賞会的なものも設けていく、こういうふうなことに意を注いでいるところでございます。

もう一方の補助金関係の制度ですけれども、これは岩手県として考えた時に、岩手県ではどんなものが利用されているかということを1ページ目に書いたわけです。市町村が単独で支援しているもの、地方振興局が支援しているもの、また岩手県文化振興基金というものがございます。それから皆さんご存知の、日本芸術振興基金というものがございます。私も昨年度まで2年間、この委員をやっておりましたけれども、さまざまなものがあります。それから民間団体では安田生命、岩手県には東日本ハウスという建築屋さんがいまして、そこが平成5年から6年頃文化振興財団を作りました、これがそれほど表に出さないで、民俗芸能の団体に補助していこうとしています。私も理事の一人ですけれども、皆さんもご承知かもしれませんが、小形信夫先生が盛岡にいらっしゃって、彼が常任理事事をやり、彼のもとで検討しています。後でちょっと困った問題をお話しますけれども。大体、年間に300万円、この東日本ハウスからいただきまして、私ども理事でどこへ補助するかを決めております。毎年20件、一件当たり50万円だから1,000万円ほど補助しております。それにプラスアルファーが付きます。民俗芸能学会にも50万円補助しています。記録保存とか民俗芸能ノートとかそういう刊行物を出版しております。それは丸ごと出す形で、二分の一ではありません。これは岩手県だけでなく、宮城県と青森県に対しても多少行っております。芸能団体に出している補助金として、こういうものがあります。

これらの中で、古くから一番大きな力を持ってきたのが岩手県文化振興基金です。それについてはここに概要を書きましたように、現在基金が10億円、岩手県が8億円、市町村が1億円、民間が1億円で、スタートしたのが昭和59年頃です。今年の情況ですが、67ページの資料、それをご覧いただくと分かりますように、文化振興基金の仕組みなのですから、10億の基金の運営で、助成活動対象が文化活動成果発表事業以下八つくらいあります。その中で今直接関わっているのが、文化団体備品整備事業です。基金の仕組み

の案内書からそのまま引いておきました。楽器展示用備品、郷土芸能用具、その他文化団体の活動に必要な備品の購入、または修理を行うものです。修理という言葉がここに入っています。通常個人所有になじまないもので云々、という規則がございます。こういうふうにして助成の一つ、柱と言った方がいいと思いますけれども、備品整備に当てているわけでございます。私自身の手持ち資料として、過去の一覧をもらったのですけれども、それを刷ろうかなと思ったのですが、手元から見失ってしまいました皆さんにお見せできませんでした。レジュメの方に書いておきましたが、平成11年度の場合は全部で57件、2,664万円を補助しています。備品関係が29件、879万円、2ページ目、今年の見込額ですが、まだ事業の推進中でございますので締めが行われておりませんが、合計59件、3,810万円です。そのうち備品整備等が28件1,031万円となります。この数字を見ると、東日本ハウスの金額の方が大きい状況なのですけれども、県が出しているというわけです。私は基金そのものの運営に関わっておりません。これを運営しているのが岩手県文化振興事業団というところなのですが、ここに属しておりました岩手県立博物館に長く勤務しておりました。ですから多少その実態を側聞していたということがございます。それから県の文化財の審議委員をやっておりますので、勢い、そのところは関心を持っています。そういうところから運用について担当者と少し話をしてみたのですが、幾つかの課題があり、四つばかりあげておきました。それについて若干話をしておきます。

申請されたものについて、それをちゃんとチェックしているかというと、書類上のチェックはなされています。芸能団体そのものの内実、或いは特徴などは一応書いてあるのですけれども、それについてのチェックはされていません。つまりこの基金の審査をする人々の中に、芸能の研究者なり、それについて詳しい者が入っていないのです。むしろ行政の事務官だけで審査されています。こういうところが大きな問題としてあると思いました。と申しますのは、過去の助成した一覧をいただいたのですが、その中で一つ、胆沢町というところがございまして、そこに大畠平念仏剣舞というものがございます。実は私はこれを見たことがないのですが、よそから見てこの団体の活動というのがよく分からないのですが、その団体に対しての補助が、昭和62年から平成9年までに総額297万円です。これは二分の一の補助ですから、600万円の事業を11年間で8回行っているということになります。念仏剣舞ですから、恐らく衣裳とか太鼓とか面とかそういうものを作ったのだと思うのですけれど、その活動ということについては私は寡聞にして知らない、そういう団体です。先ほど述べた岩崎鬼剣舞ですけれども、それと一緒に国指定となった朴ノ木沢剣舞というのが胆沢町にございます。その基になる剣舞だという情報を聞いたことがありますけれども、中味が良く分からないのです。その追跡調査がなされていないこともありますし、この芸能が、本当にその600万円の事業を必要としていたのかよく分からないのです。

記録を見て行きますと、浴衣とか、帯とか足袋とかの申請が多いのですね、こういうも

のが備品といえるのか。ただ民俗芸能の集いの中で、このお話をしたら、黒川さんさ踊りの代表の方が、20人から30人でやるんだから浴衣も大変経費がかかるんだ、というお話をされましたけれど、こういうものは消耗品ではないかと思います。ちなみに国の補助金の方で、私が関わった過去2年の間にこのことは常に話題になっておりました。これはやはり自分たちで持つべきだという話は出ておりました。

それから、基金の運用が困難になっております。10億円の運用ですから、金利をはるかに割って、元金を食っている状態がここ2・3年続いているわけです。今年の場合、3,810万円、備品関係で1,031万円出していくということは無理になってきているわけです。これは大きな問題としてあるわけです。

過去の補助を出している情況を見ていきますと、市町村によって偏りがあります。窓口になっている市町村の教育委員会の文化財担当者が、こういうものに積極的に取り組むか、取り組んでいないかが、一目瞭然なのです。簡単に申し上げますとこういうふうなことが実際に起きて参っています。一番多くもらっているところは、広域になりますので、岩手県というような形で項目分けされていますが、318件で11,900万円ちょっともらっております。市町村の部分で多くもらっているのが盛岡市で6,982万円、その次が北上市で2,796万円ですが、さっき言った胆沢町で1,634万円もらっております。町村のところで一番多くしば抜けて多くもらっております。少ない方は、この制度が始まってから十数年経つのですけれども、前沢町というところはその間に2件14万円、川崎村1件20万円、三陸町1件25万円、安代町1件28万円、こういうふうなことが出てきます。昭和時代からもらっていることがあったりして、これはやはり、あまり関心を持たない担当者によるのではないかと考えられます。

文化振興事業団の方ではそれが気になったと見えまして、今年どうして申請が少ないのでしょうかという調査をやっております。前沢町は9団体あるのですが、トータルで14万円しかもらっていないのです。町独自のものが出てるのですが、あと一切の助成を受けていないところでございます。ここでは全く興味がない、担当者の方でこういうことをやらないということになると思います。川崎村には2団体しか無いのですけれども、その団体に対して町が5万円づつ補助をしています。よく見ていきますと、宝くじの助成とか、東日本ハウスでも助成を1件50万円出したこともございますので、ここでは他の補助金を導入しているから、県の世話にならなくて良いということもあるのかなと思います。内実的なことになりますけれども、担当者に関係があるのではないかと思います。積極的な担当者が別の部署に変わった時に、それで止まってしまうこともあります。

このような助成金を受けて用具を整備していく時には、後になって頭を抱える例が出て来るわけでございます。県の振興基金の例では、細かいことは分かりませんが、私が関わった東日本ハウスの場合を申し上げますと、今年の10月に、江刺市で神楽大会があったのですが、驚いたことに、石見神楽や出雲神楽で使う蛇腹を使っているのです。演目は「八

岐大蛇」だったのですが、その蛇腹をぐるぐる巻いています。岩手にはそういう蛇腹を使う神楽が無いもので、当然扱えないのですけども、頭の部分、口の部分から火を噴いたりするので、神楽大会では拍手喝采だったんですね。これはどうしたことかと思ってその団体の方にお聞きしたら、東日本ハウスからもらったお金で作ったのだと言います。東京在住の方の仲介を得て、島根県から買ったのだと言わざるを得ないのです。つまり東日本ハウスの振興事業団では、小形信夫さんを始めとして私どもでそれぞれの理事が担当を決め、補助金の行方についてチェックしようということでスタートしているわけです。この担当者が理事の中にいるんですけども、そのチェックがうまくいかなかったのです。そういうわけで、この団体の「八岐大蛇」は変わりますし、特に岩手県南から宮城県北にかけてはこの神楽、南部神楽というのですが、南部神楽の神楽大会は大変盛んで、1位から10位まで順序を決めていくというような大会があちこちで開かれているわけです。そういう大会で、この団体が人気沸騰したら、次の大会には他にも取り入れるところが出てくるであろうことが予測できます。そういうことに私のところで関わってしまったわけです。江差の神楽大会で、私にしゃべれと教育委員会でいわれたものですから、そのことを話しました。こういう課題も出て来ているわけです。

このような例は恐らくみなさん方のところでも沢山あるだろうと思います。どんどん変化していくということです。例えば後の方に書いておきましたけれども、太鼓についても、太鼓の業者は岩手県として決めております。そうすると、新調する場合には、元の太鼓を持って行って太鼓の大きさ等を示して注文すると思うのですけれども、中にはこんな例が出てきたりします。太鼓を買いに行ったら、よその団体で申し込んで、それが注文倒れになってしまった太鼓があつて、格安で分けてやると言われて、それを購入してきたという例があります。自分たちが使っていた太鼓と、当然大きさ・形の違う太鼓が使われるわけです。盛岡の太鼓屋さんへ行ったら、さんさ踊りに使う太鼓があつて、そういうさんさ踊りの太鼓を導入するような県北の盆踊りが出てくるわけです。

文化振興財団の資料について申し上げておきますが、68ページに、ここ2年間にどういうところで衣装等を新調したかという一覧を出しておきました。これには続きがありまして、あと4件くらいあるんですけども、傾向だけ見るために印刷しました。

こういうふうに見ていきますと、当然浴衣とかが多いのですけれども、神楽の袴などを新調する場合に、当然古い袴と同じものということになるんですが、保存会の方の悩みは、同じような生地がなかなか手に入らないので、勢い既製の布になってしまします。これを見ていて気付くのですけれども、多くの団体は、布を買って自分で仕立てることをやっていますが、全部業者名になっているんですね。これは恐らく補助金の関係で、領収書の問題があって、自分たちの仲間に関係があるような衣料店の領収書をもらっているんじゃないかなという感じがしています。

大きな問題としては、面とか獅子頭という信仰が関わっているものになってきます。古

い話ですが、かつて黒森神楽がアメリカ建国 110 年に招かれて、スミソニアンに行ったことがあります。山路興造さんが連れて行ったのですが、その時に新しい獅子頭を作りたいということで、宮古市に黒森神楽があるんですけども、釜石の業者に頼んで作ってもらったところ、釜石の方は太神楽が盛んなところで、太神楽風の獅子頭が出来上がったのですね。その時は山路興造さんが連れて行かれたものですから、それは使わせないで、お蔵入りになってしまったのですけれども、下手をするとそういう問題が出てくるわけです。

時間が来ましたので、以上で報告を終わらせていただきます。

事例報告Ⅱ 「伊那谷人形芝居の場合」

長野県伊那谷人形芝居研究家 伊藤 善夫

伊那谷の人形芝居の場合ということで、写真などをお見せしながらご報告したいと思います。伊那谷というところはどういうところか、概念だけ申し上げたいと思います。中央アルプスと南アルプスに挟まれて、天竜川が流れている、この地域を伊那谷と私たちが言っています。交通の便では中山道が、中央アルプスの左側の木曽を通りますので、脇往還が三本あります。三州街道、遠州街道、秋葉街道というものがありまして、これが名古屋、豊橋、浜松などに通じているわけです。これらは信仰と文化の道で、民間の交流の脈やかな、そして文化の交流が西と東から、両方から交叉してきた割合と豊かな地域です。また住んでいる人たちが、江戸時代から情報に大変敏感でして、進取の精神に富んでいるという、そういうふうなものが見受けられる地域でございます。

(写真1 p69) これが伊那谷の部分でございますが、4か所が人形芝居を今実際に行っている活動中のところでございます。現在活動中のところが4座、既に廃絶して用具が残っているところが18か所、用具も何も無い、伝承だけが残っているところが6か所、村単位での人形座のようなものがあったところでございます。そのほかに、個人的に操ったという伝承があるところが2か所ございます。ですから座のようなものが伊那谷で28か所、ここにありました頭は819個でした。伊那谷以外の長野県には、茅野市に1か所、木曽に1か所、そのほか、佐久に1か所、伊那谷以外では、いま4月のお祭りに三番叟を奉納しております。ここはまた違った形の三番叟ですが、こういうところがございます。頭の数でいきますと、長野県内の91.7パーセントが伊那谷です。そのほかの地域には長野県に人形芝居の形跡はありません。合併合併を重ねてきたこの近辺に、46.4パーセントが集中しております。

(写真2 p69) 今日は用具のことなどでございますので、その情況を申し上げたいと思いますが、昭和61年から5年間、武井正弘先生のご指導で、実際に現場で使っていた人と私がご案内役として、伊那谷中を調査しました。一番初めに、まだ見たことのない道具があるということで、立石というところの区長さんにお世話になって、見に行きました。区長さんが預かっていたダンボール箱には、人形の部品が入っていましたが、頭が一つもありませんでした。確かにあったはずだということで、翌々年区長さんから連絡がありました。人形の頭が出て参りました。余り人が集まらない十王堂の中に、ダンボール箱二つの中に入れて置かれていたということで、頭が七つ、顔面だけ壊れて残っていたものが五つ、出て参りました。

(写真3 p70) この写真是別の所です。古い小学校の中で、竜丘民俗資料館というのをございます。ここに拝見に行きましたら、塵だらけの陳列ケースの中にあったのが、手と足と胴串と頭の壊れたものです。そして数か月後に区長さんのところで管理していらっしゃる、名刹開善寺の森の横にあります区の土蔵の中に、ダンボール箱に入って、頭が出て参りました。頭は39個ですが、鼠の足跡だらけ、鼻が噛られ、本当に可愛そうな顔で出て参りました。これらの地域が廃絶したところです。

(写真4 p70) これは今調査しているところでございますが、ここは豊岡村歴史民俗資料館というところに、頭が60個ほど、棚の中に展示してありました。そこで調べて参りましたら、胴、手足、床本、衣裳、そして背景幕、こういうものが残っていたのですが、ここは今全く使われおりません。衣裳は、ちょっと持ち上げると炭の粉が落ちるようさらさらっと粉末状になっています。一つ一つ形を見ることが出来ない状態で、地元の博物館で扱っていながらそういう情況でした。

(写真5 p71) これは伊豆木ですが、これは小笠原の殿様の、書院の奥にあります瓦屋根の蔵の中で、木箱に入っている伊豆木人形の、伊豆木関坂人形という、同じ殿様の配下なのですが、二つに分けて、殿様がこれを操れと言って頭をくれたという伝承のあるところです。伊豆木一区といつておりますが、青年たちが虫干しをする習慣がありました。青年たちの集まりがなくなつてから、老人たち・元青年たちが虫干しを続けていて、写真のように残っております。

(写真6 p71) これが関坂人形ですが、箱は一つ、衣裳も頭も一緒に入っています。持ち上げると粉がさらさらと落ちるので動かせないという理由で、一緒に入っていました。こちらは虫干しをしていなかったようでございます。

(写真7 p71) これは大変保存の良いところです。廃絶しておりますが、桐林というところの人形で、元は桐の箪笥に収まっておりました。今は新しい区民センターへ替わりまして、土蔵作りのような形で、その中に保管されております。頭は大変きれいに残っております。

(写真8 p72) これは早稲田大学の演劇博物館に保存されています。あの箱に七つ保管されていました。河竹繁俊さんの隨筆『牛歩七十年』、昭和30年の刊行ですが、この中の49ページの「人形の頭」というところで、「中学を卒業する頃、これはだいたい明治40年頃だと思います。自分の部落でも20年前までは行われていた。その人形の衣裳や頭は、村の集会所の戸棚の中にあると聞かされた。村の役員と一緒にやって調べると、30個の頭が箱の中にあった。引き幕や衣裳がぼろぼろになって現れた。その時は嬉しくもあり、情けなくもなつたものだ。後に早稲田大学演劇博物館に寄贈してもらった」こういうふうに書かれています。これが頭ですが、これは納入が昭和3年と5年です。昭和3年は山本の竹佐というところ、私たちが竹佐人形と言っているところの頭だと思います。後で入ったのは、その隣に、箱川という地域ですが人形をやっていた形跡がありまして、それが、まるごと隣の村に売りまして、そこの阿智村の丸山人形というものが少し活躍しました。その伝承の中にも、河竹繁俊氏の兄、市村咸人氏に託して、早稲田大学の演劇博物館に寄贈したという伝承が残っております。多分それが一緒になっているのだろうと思います。納入年月の不明が、幾つかこの中には残っております。

いま活躍している4座のうち、伊那谷の北の方に位置している古田人形は、郷土博物館に、展示をしておりました。現在は使われなくなった健康センターに常設の稽古場を借り

まして、その奥の狭い部屋に人形が置いてあります。

(写真9 p72) これは黒田人形でございます。昭和61年頃にうかがった時は、これは総合的な研修センターですが、その外に小さな小屋がありまして、そこに人形がしまっていました。それが傷んだのでしょうか、1階駐車場横の倉庫に収納されておりました。下の写真が、建設中の土蔵ですが、いろいろ考えて、行き着いたところが、昔のような土蔵にしたいということで、まだ下壁が塗ってある段階で、あと2年くらい経つたらここに保管できる予定です。この横に伝承館というのが新しく建てられました。人々の古い舞台のある、その裏でございます。

(写真10 p73) これは今田人形です。昭和30年ですが、この小さなもののが戦後復活し始めた頃に、今まで神社の社務所とか片隅に、埃だらけになっていた人形を集めようとして建られた小屋です。小屋と言ったら失礼で、「今田人形宝蔵」という名前が付いております。平成6年に今田人形の館という上演場所、稽古場所が出来ました。その中に人形と道具の2部屋を作りまして、ここで保管しております。

(写真11 p73) これは一番南の県境にあります、阿南町の早稲田人形の用具でございます。神社の本殿の横にあります白壁の小さな蔵の中に、人形が保管されています。一つずつ箱に入っています。上の写真は五月の虫干しでございます。神社の広場、左に建物の柱が見えておりますが、古い舞台です。ここは観客席なのです。綱を張って人形、箱を全部持ち出して、保存会の皆さんのが作業をしていらっしゃいます。馬のような道具まであります。平成11年の春、古くなった人形の舞台を壊して、これが出来上がりました。その中に保存庫が設けられました。

(写真12 p73) これは早稲田人形、あの舞台が昭和7年に出来ましたが、古くなつて、このように上演しておりました。同じ様な形態でささやかに作りましたが、寄付金、氏子連中から800万円集めまして、それが10パーセントということで作り上げました。

次に、伊那谷には淨瑠璃本がたくさんございますが、そういうものも保管されております。伊那谷の人形芝居が継続されている中で、一番用具と関わりの深い歴史を持っているところが今田人形でございますので、これを一つの例として、サクセストーリーを申し上げたいと思います。

(写真13 p74) まず最初に、これが伊那谷でたつた一つ、何時から操り始めたかということが、書かれている文書でございます。これは後の人人が書き写したものだと思いますが、細かい文章は載せてありません。ただ村中から金を集めて、観音講の主だった10人、これはお金持ち集団の講です。この10人がその数倍の金を出して、隣の村から人形道具の一式を買って、幕3吊りまで入れて、足りない分を京都から人形を13取り寄せ、氏神の賑わいのために始めたという伝承が残っています。まず道具を買って自分たちで操れるように始めたのが、元禄16年に近松の曾根崎心中が上演された翌年の、宝永元年です。ここで始まったものが、今まで継続して来るんですが、この今田村というところは、文化

6年には「紙屋騒動」というのを起こしております。ほとんどの家が紙漉をやっていました。飯田の殿様に献上する紙を、問屋が一手にしきって、法外なことを始めたので、夜討ちをかけてその家を叩き壊してしまった、というような騒動を起こしたのがこの村の人々です。中には江戸までお縄で連れてこられて、裁判を待っている間に死んでしまったという記録もあります。江戸時代、文化5年3月の銘ある「祭礼操り書式取り決めのこと」というのが残っております。これは詫び状ですが、ここから知ることは、人形の用具を神社の神官のところで保管しておりました。それを使う度に貸し出していたのです。この当時、人形をやる時はすべて届け出ますが、その時は名主、組頭、長、百姓まで含めて、村役が必ず連名で許可を取って奉納していました。そういうことがこの記録から見えてくるのです。道具の保管は神社、人形操りの本元は村役であったということが、見えてきます。その後、安政6年には「南山騒動」というものを起こします。今田村は天領であったところで、私領に変わって納稅が多くなり、ちっとも代官が私たちの言い分を聞いてくれないというので、天竜川を渡って、代官所までおしかけて行きました。その途中に飯田藩の地域がございますが、そこで飯田藩が止めて、話し合いをして、結局は今田村、36か村の親村と言われていますが、今田村の言い分が通って、代官が転勤させられるということまで起こしています。この時は無傷で騒動が収まっていますが、そういうことをやった地域でございます。

次は明治21年になりますが、今田人形の盛んだった時期なのですが、今度は芸の熟練した連中が申し合わせて、村の人から募金し、人形道具一式をよその村から買い入れまして、これを基にして新しく一座を作った、という書き付けが残しております。座株がありまして、座株の売買は禁じております。福与人形という、ちょっと離れた村から買いました。

その次は大正4年の天皇陛下ご即位のお祝いの上演をするんですが、その時に集まって、何とかして人形の頭を修理して塗り替えようということになり、その時に、阿波の人形遣いですが、江戸で活躍して北陸方面まで巡業を行っていた者が、歳を取りまして、今田村に来て住み着きます。これが大正の初めです。この人の口利きで、阿波の天狗屋久吉のところへ全部送って、修理することになりますが、この時も人形連中の協議会を開催して、塗り替えを決めています。大正5年に宮総代と協議して、区民、氏子から寄付を募って、古頭全部を、大正の初めに来た阿波の人形遣い吉田時次郎に依頼して、天狗屋久吉に発送と書き付けております。大正5年の秋のお祭りには、この修理に出した頭は間に合いませんで、この時は頭を吉田時次郎に借りて上演しました。1か月後に到着した頭の披露を民家で上演して、住民が押し掛け押すな押すなの盛会というふうな書き付けを残しております。

昭和10年頃になると、戦争がくすぶりかけた頃でございます。若者は1人も参加しなくなりまして、大夫が1人、操る人は3人、後継者は出てきません。この頃一番衰微

した時代です。

戦争末期になりますと、この村出身の、木下仙という男が疎開してきました、昭和24・5年頃ですが、中学2年の息子と天竜川で魚釣りをしていた時、息子の前の川の中に変なものが浮いて、それを網で掬ったら、そこに入っていたのがこの頭の面です。

(写真14 p74) 一番右上の頭を見て、息子が「これ弁慶じゃない」と言っておやじに見せたというのです。弟が「これは神社の裏のところに置いてあったよ」と言うので、翌朝あわてて行って拾い、この数だけ増えたわけです。なぜそのようなものがあったかと言うと、戦中戦後衰微して、古くなった頭は捨てるということが行われていました。神社の裏で火を付けて燃やしたのですが、なかなか燃え付かないし、顔が焼けていくので気持ちが悪いというので、そのままにして置いたようです。大雨が降って天竜川に流れ込んだ頭を拾ったのが、この中学2年生の息子でした。

この木下仙という父親は、26歳の時に都新聞の懸賞長編小説に入選して、これは『山・山・人間』という小説です。昭和6年、27歳の時に報知新聞の懸賞大衆小説に『浅草の娘たち』という小説を書いて入選、東京都の社会局に勤め、32歳で都新聞に入社しました。34歳の時に内閣情報局の嘱託になって、昭和20年5月、41歳で実家へ帰ってきた人です。こういう人物で、地元でも文化活動をしていました。そのことから、人形をやっていた若い青年たちにも話しかけて、廃絶していた人形の用具を見て歩くようになりました。吉田時次郎が大正4年に病にかかり、女房が金に困って時次郎の人形一式を質に入れ、それが二転三転して、民俗芸能に関心のあった隣村の素封家のところに収まっています。昭和25年、それを買って、リヤカーに一式載せて持ってきました。それから戦後の復興が始まります。この復興し始めた時に、昭和28年、文部省の技官が調査にきます。その技官は三隅治雄先生です。そのような動きの中で、黒田と今田と早稲田の伊那人形保存協議会というのを発足させます。伊那人形保存協議会としては、1回だけ上演して、これは消えてしまいます。昭和30年に、今田人形宝小屋を造るわけです。

先ほど述べた人形を救った息子木下廻彦は、中学を卒業すると、高校へ行くのも俳優座を受けようとしたのも諦めて、家の養蚕の作業の手伝いに入り、その年に人形座に入ります。彼が入座した時は、淨瑠璃も1人だけしか語れない状態でした。人形遣いも3人しかいない。昭和25年頃から、若い人たちも人形に興味を持って、ぼつぼつ入座し始めるのです。24・5年の2年間は、人形公演をやっておりません。戦後の5年間はお祭りでは歌舞伎をやりました。その時の青年も、これは数人ですが呼び込んで、人形座に入れて始めるのです。しかし、若い者にとっては淨瑠璃が分からないし、これだけではということで、自分が演劇青年ですから、木下順二の「夕鶴」を、劇団の仲間に台詞を言わせて始めるのです。これが学校の関心を引いたのですが、長老からは、あれはおもしろくない、と言われたそうで、十数回の上演で終わっています。

(写真15 p74) 昭和49年に撮影した黒田人形の下黒田の舞台です。天保11年に建て

られたもので、ここで毎年上演もされています。重要民俗資料、人形の舞台としては、全国で初めての指定がありました。

(写真 16 p75) これが新しくその横に出来ました伝承館、梁はものすごい材木を使っています。

20 年前に調査のあった伊那谷の人形芝居のうち、早稲田、黒田、今田の南の方の 3 座を併せて、伊那の人形芝居ということで、記録作成等の処置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されました。この時に、その選択された書き付けの送り先が保存会で、今田人形座は座と言つておりまして保存会がありません。急速保存会を作つて、そこで整備保存計画があり、市役所から補助金をもらひたい。それについては地元に基金がなければだめだというので、1 年半かけて 325.5 万円寄附を集めました。市の補助金 150 万円を加えて、そこから修理に入ります。木下廸彦が 43 歳になっております。どこで修理したらいいか分かりません。村の人から聞いた情報を基にして、徳島の大江巳之助のところへ持つて行って、そのおじいさんの話を聞き、この人なら任せられると言って始めたのが、人形の修理です。

この頃から新しい展開が始まつて行きます。人形の頭を修理して、その披露をして、そこから新しい活力が生まれてきました。先ほどの「夕鶴」もやりました。そういうことで、劇団の中に動きが出てきました。そういうことをやりながら、この頃から中学校に今田人形クラブ、ちょっと前に黒田にも人形クラブ、古田にも人形クラブ、早稲田の方にも芸能クラブというのが、次々に誕生してきます。

昭和 58 年のお祭りに、保育園の子供達が団体で見にきて、人形を上演しました。5 分ほど経ちますと帰つて行きます。観客は、老人クラブの総会をここで開き、これが定着観客でした。その他はほとんどなし、地元のマスコミが一つか二つです。こういう中で木下廸彦と話し合つて、子供たちに見せたいということで始まったのが、長野県の民話を基にした人形劇です。劇団員の台詞とフォークソングを歌う連中に十数曲作曲させて、シンセサイザーをバック音楽に出来上りました。仙人のようなおじいさんが登場しますが、人形は今田人形の中で素晴らしい頭だったので、使う役が無かったのを活用し、衣裳を奥さんが縫いました。子供主役の頭は淨瑠璃に無いので子供の頭は、木下廸彦が自分で彫つて上演した作品です。飯田の人形劇カーニバルが行われるようになって 20 年過ぎましたが、この作品は、人形劇カーニバルのオープニング・セレモニーで発表してくれないかと言われて急遽完成させて、1,200 人位の人形劇人の前で上演しました。ただ、それが目的じゃないのです。地元の子供に見せたかった。これをご覧になつて地元の小学校の先生が、ぜひ学校でやってくれないかと言って、念願を果しました。その時感想文を書いてくれた生徒のものを見ましたら、同じ村の中にいながら、99 パーセントの子供は、地元の人形芝居に初めて出会つたというふうな感想文を寄せています。この頃から、四つの座で、後々まで続く方法を考えようじゃないかと、悩み事を話し合う会が出来ました。

県の創造館という施設がありまして、その肝入りでもあったのですが、そこで四座がとにかく勉強しようということになりましたが、それにつけてもお金が無いので県に申請して、29 万円の補助をもらって、ここで義太夫と三味線と人形遣いの研修会が始まりました。これが昭和 59 年です。今も続いております。昔から伊那谷は淡路の人形遣いが来て教えたり、大阪から大夫を呼んだりして、江戸時代からやっておりましたが、いま義太夫の講師は東京の義太夫協会理事、三味線は大阪の義太夫協会因会、人形遣いは淡路人形座の人、やっぱり同じ地域からお師匠さんを招いて勉強しているところです。

そして昭和 63 年に、ここで報告をしております道具の悉皆調査の中で、お昼時、道路端の小さな店でラーメンをすすりながら、江戸時代から伝わっている頭だけれど、あの時代、照明はどうだったのだろうという、雑談から始まって、蠟燭か油だろう、じゃあ蠟燭の芝居はどうだろう、やってみようということになりました。武井先生が、岐阜から、人間国宝が作った百目蠟燭を十数本寄附して、それを実際に試して、これを始めました。飯田の人形カーニバルが 10 年目を迎えた時に、世界の人形芝居のアジアで初めての大会である世界フェスティバルを開催し、この蠟燭による上演をいたしました。世界の人がご覧になつていて、すごい反響がありました。黒子が消えるんです。人形だけが弱い明かりの中で浮いて来る。これが人形芝居だな、人形芝居は黒子の芝居じゃないんです。こんな感覚で行いました。その後、平成 2 年に飯田市の無形文化財に指定され、フランスの世界人形フェスティバルに招待されたのが平成 3 年、そして今田人形の館というのが生まれます。

人形芝居上演の経過に参ります。76 ページの表は、昭和 25 年からの今田人形の表ですが、整備計画をやったのが 56 年、「小太郎物語」をやったのが 58 年ですが、その翌年からがくんと上演回数が増えます。一番多い年で 35 回まで行きます。

77 ページの表は、四座の上演回数です。それぞれの色で座を表わしていますが、一番丈の高いのが、今田人形です。

(写真 17 p75) これが今田人形の昔の舞台で、古くなつて下のように建て替えます。

箕輪町の古田人形は芝居小屋がありません。文化センターを使っています。ここは健康センターを借りて人形道具を保管していますが、そういう状況でいま整理しています。

短い時間で申し訳ないのですが、いまサクセス・ストーリーでお分かりいただけたと思いますが、人形座を隆盛に導くためには、リーダーシップのある人間が生れてくることが第一条件です。次にバックアップするブレーンが必要です。それは外野の人です。次に用具の整備、これはアクションを起こすきっかけになります。そういう中で活気づいた者が練習をするのです。自分たちの技を磨くことによって向上して参りますが、そのためには資金がいります。行政、地域、有識者、このバックアップは物心両面であつて欲しいと思います。その中にあってマスコミの力も大きいです。研究者、実は地元の研究者が多いのですが、今嫌われてます。なぜかと言うと、自分の研究のために資料を持っていくだけで、地元には何も残さないからです。私どもが調査した時の第一条件は、調べたものを地

元にお渡しすることです。頭は写真に撮りましたものを、カラー写真を付け、データも付けてお返ししました。個人も、公共のものもあります。ただ持ち帰るだけの人は、またうるさいな、という気分になっているのは全国到るところにあるのではないでどうか。そして観客、見る人も重要です。村興しとかなんかじゃなくて、見る人をどうやって集めるか、拍手が一番継承に大きな力になります。伊那谷の人形芝居は、平成15（2003）年に、今田で村中から寄付を集めて祭礼に人形芝居を奉納した宝永元（1704）年から、300年になろうとしています。何をしようかといま考えておりますが、今まで国でやっていただいたのは、記録保存のための選択だけでした。これだけ一生懸命やって、古いものを知って新しい試みをする、こうして生き延びてきています。この人形たちをどう評価するか、それは国の行政機関、専門の先生方のお力によると思います。これが無形民俗文化財になつた時に、もう一つ大きな誇りと自身と勇気を持って、この人形芝居が続いていくものと思います。

いま申し上げた資料は、平成3年に飯田市の美術博物館から出版しました頭の目録台帳です。全部の頭と寸法が記してあります。その後、5年かけて文書を全部翻刻して整理いたしました文書目録編でございます。この目録を作成する中から、伊那谷に伝承する人形の姿が見えて参りまして、今日ご報告した資料になっております。

事例報告Ⅲ 「森町舞楽の場合」

静岡県周智郡森町役場 北嶋 恵介

私たちの遠江森町というところは、俗に遠州森町といいます。架空の人物なのですけれども森の石松が出ましたところで、南は太平洋で、東は大井川、北は信州を境に致します。西は三河の国で、浜名湖の西に境川という川がございますが、ここを境にした遠江の国の人ちょうど真ん中辺りに、本宮山という山がございます。山を越えていくと伊那谷に続していくという場所でございます。東海道は、我々の町からちょっと南の方を通っておりますけれども、古くは北に寄っておりまして、森町あたりをかすめ通るように東西に続いていたようでございます。

森町に残っております3か所の舞楽は、「遠江の舞楽」ということで国の指定をいただいておりますけれども、その中で、遠江一宮と言われます小国神社、その摂社であります天宮神社、この二社が遠江一宮の関係の神社でございます。山名神社は、飯田の荘という荘園だった地域にございまして、ここに継承する祇園祭の芸能は、舞楽というよりも祇園祭の中世の形態を残した芸能に近いものであるという研究が進んでいるわけでございます。そういう位置付けの中で、3か所の舞楽という指定ですが、これらがいつから始まったのかは定かではありません。しかし舞楽という形で、中央から地方に伝播をして、変化を重ねてきたのではないかと思いますが、特に一宮の小国神社では、永保年間、平安時代の末期、1,083年頃だったと思います。清原氏という開発領主が一宮という荘園を確立したようでございます。どうもその頃に古い時代の菩薩舞というようなものが底辺にあって、その後中央のものが伝播して整えられたのではないかと、そんなふうに考えられております。

資料に基づいていきますと 78 ページ目、下の表は現在のお祭りの日だとか、過去の寺院関係の問題について表にしてございます。79 ページ、3か所の神社の演目でございます。小国神社は十二段、天宮神社も十二段舞楽です。山名神社については八段の舞が伝承されております。小国神社と天宮神社については、私たちの町で、『森町史』を12年位かけて作成したわけですが、その過程でそれまでは気が付いてなかった多くのことが分かつてきました。それぞれの場所でそれぞれやっていたものですから、装束の色だとか面の形について、余り関心を持っていなかったのですが、調査を行ったところ、小国神社と天宮神社の舞が別々ではなくて一つのものであるということが分かりました。舞楽で言うところの左舞と右舞であること、両者で遠江の舞楽として整えられているということが分かつて参りました。そういうことを含めて、修理とか、新調とかに大きく影響しているわけでございます。

80 ページですが、昭和 60 年から今年度まで、中間で少し抜けておりますけれども、各神社の面、装束、道具の新調をさせていただいた表でございます。本年度についてはまだ完了しておりませんけれども、これを含めますと、4,000 万円位のいろいろなものの修理・新調をした表です。

81 ページ、『森町史』の事業を私が担当させていただきましたものですから、小さな町

ですからこの問題については大きく取り上げなければならないということで、『森町史』でどのように扱うかなどの点でいろいろな問題がありました。100 年に 1 回あるかないかの編纂事業ですから、これをどういう形でやろうかということで、一つは復元の問題もありましたので、記録に残したらどうだろうということになりました。小国神社の舞楽の面・装束ですが、明治 15 年に焼失しております。現在記録の上で残っているのは、元禄 10 年に徳川家の修造がございまして、天宮と小国神社の二社が同時に造営をし、舞楽装束等についても修理をしたという書類も、最近になって出て参りました。そういうことを考えて行きますと、100 年、150 年位を一つの期間として修理が行われてきたのだなということが分かったのです。元禄にやった後に幕末に修理がございます。明治 15 年に小国神社が焼けました。普通焼けてしましますと、人間の頭の中で覚えていた程度の復元しかできないのですけれども、この天宮と小国神社の舞楽演目は十二段で、同じものをやるんすけれども、所作とかそういうものについては多少違いますが、面などについてはほとんど同じものです。というのも天宮神社に残った面を頼りに小国神社でも復興したということで、その時に同じものを作ろうという意識があったのかどうかは分かりませんが、まあ同じものであろうと思います。また関連の文書を調べていきますと、小国神社のものを差し上げて向こうでやったというような記録も残っておりました。伝承者である指南家も一体で指南をやっておりましたので、そういったことはある程度考えて伝承してきたのではないかという推測も立ちます。残された文献を拾っていきますと、多分大丈夫じゃないかという点もありますと、復元が明治の時に完了しております。

それから 100 年以上立つわけすけれども、今回の 10 年間の問題として、もし災害などによって消失した場合に、どれだけ元のものに近づけられるか、復元なのか、新調なのか、こういった点について議論しなければならないと思います。観客が、明らかにあのお面は変わってしまったなというのですと、やっぱりこれはまずいということですから、実測をしておけば、後世に残って何らかの形で役に立つのではないかということで、面・装束・道具について、できるだけ『森町史』の中で図を作りて掲載する編集方針をとりました。いろいろ調査をしていきましたら、1,000 ページの本になって刊行することができたのです。その結果を示したのがこの表で、左側に面の新調とか道具の修理などのやった年数が書いてあります。右側に『森町史』でやった事業、ならびに県の補助事業などを示してあります。

一つポイントとなるところは、『森町史』の刊行が平成 10 年頃でございます。従いまして、それ以前の行政の指導というものがどうなっていたかというと、これは大変な状況だったというのが 82・83 ページに示した資料です。82 ページ、3か所で伝承している神社の組織の形態がそれぞれ異なっております。小国神社は大変お金のある神社でして、近世では 590 石位でございました。天宮は 50 石ですから、十分の一くらい小さい神社です。小国神社の場合は宮司さん、神主家が旦那でして、590 石の中から経費を捻出してきたわ

けでして、いまもって神社の支配が大変強いわけです。ところが天宮神社に関しては、民間の力を早くから使っていまして、町の旦那だと、若者ですね、天社穀という集団になっておりますが、そういう連中が主体となってやってきた歴史的背景を持っております。山名神社の方に付きましては、これは農村の豪農連中が道具を寄進して、「三代前のおじいさんが笠を寄付したから私は笠を寄付しましょう」ということで、同じものを寄付して繋いできたという経緯が残っております。現在はそれぞれの保存会もございますが、それぞれの立場で、神社側の関係を含めて、伝承活動をしているわけでございます。

10 年間に亘る『森町史』編纂の経緯の中で、83 ページの資料をご覧ください。これが我々の町の、復元、新調に関わるいろいろな経緯を表にしたもので、教育委員会の社会教育課の中に文化振興係というのがございまして、ここが相対的に事務局になっております。小国神社の場合ですと、神社の社務所の、いわゆる神官の方が窓口になりますと、業者の選定とか、そういうものなどに関わって参ります。天宮神社の場合ですと、保存会の会長が詳しきったものですから、その方が中心となりまして、いろいろな業者の選択等をしておりました。それぞれ知識として、どのような性格を持っているか分からないもので、特に装束などに付きましては、私直接聞いた話ではないのですが、「この一枚をいただければ、全部元のものを作りあげますよ」という呼びかけも、業者の方からあったと聞いております。また、いろいろなところへ出でていきましたと、私も伝承者の一人ですから、東京のある会場に来た時に交流会で話を聞くと、北陸の方でそっくり今まで残っていた古いものと交換してしまって、古いものは残っていないという話を聞きました。そうしますと、それは大きな文化財の消失になってしまいます。基礎データも取らないままに、新しいものだけできれば良いという考え方では困るということを痛感していたものですから、『森町史』に関してはそういう点も考慮し、データを残したというのが実情でございます。

装束が傷んできますと、古いものを切ってしまって、それを膝に縫い付けたり、お尻のところが裂けたところに張り付けたり、そういうことも今までやっていたようです。そういうことではなく、道具や面などの持っている価値というものを後世に伝えることによって、伝承の重要性というものを分かってくるのではないかと思いまして、古い装束はたとうに包み、筆筒にしまっていただきように、この調査の時にやりました。装束については全部墨書きなどの記録を残しましたし、別冊の舞楽装束という形で、200 点位のものを図化しまして、写真も入れました。古い記録では金襴の上着一枚としか書いてございませんで、どんな模様のものかも分かりませんでしたから、改めていろいろ専門の先生をお呼びして、ご協力をいただき、それぞれに名前が初めて付いて、こういう報告書を出したわけです。それでも調査をやる前の状況では、この銀糸の装束が金に替わってしまったり、また文様が桐のものが菊に変わってしまったりとか、復元と新調は、私もまだよく分かりませんけれども、そういうものも含めてなるべく忠実にやりたいなど、この『森町史』で実施したわけです。

いずれにしましても、市町村の担当者は、お金を扱うことが事務局の仕事と考えている場合が多いようとして、私が「こういうふうにしたらいかがでしょうか」と申し上げましたところ、「そこまでは、今までやっていないから、やる必要はない」ということで、おしかりを受けたことも覚えております。しかしながら、私も半分伝承者ということもあったものですから、そういう意味を込めて、この『森町史』編纂と兼ね併せて、復元・新調・保存についての問題を考えてみたわけです。

明治 24 年に作った小国神社の菩薩の面は、修理をしましたので塗り替えをしたわけです。100 年位経ちますと、表面の顔料も痛んできまして、大変きれいに修復ができました。

仮面などは、全部実測をしたのですが、お金がかかりました。しかし、後世に図として残しておけば役に立つということで、考古学の実測をやっている者に手伝っていただきました。

「二の舞」の面は、顔料がどういうもので、これを使って修理をした人がどういう人なのか、なかなか教育委員会で把握できないのです。神社の方で、直接に業者の方へ委託しまして、業者の方から修理をする人に出していますから、最終的にどういう人がこれを手にしたのかということが、分からぬのです。本来は、どういう人に修理していただくのかということが、非常に大切ではないかと思います。

「納蘇利」の面は、竹串が刺してあります。実は植毛がしてあるのか、ないのか分からぬのですけれども、最初から植毛してあったのかどうかということを考えればよかったです。修理して帰ってきたら、この面のところに 1 センチくらいの眉毛が生えていたのです。舞っていた連中が、どうしてこういうことをしたのかと疑問に思うほどで、全然顔が変わってしまいました。天宮神社の古い面を見ましても、植毛した形跡がないのです。ところが竹串が刺してあるということで、これは植毛したんだと、職人の方が判断したのではないかと思います。ということで、実際に塗り変わってきたものを、また毛を切りました。後で切ったものですから、余り格好がよくないのですけれども、毛の部分が残っております。裏には、額のところが痛いものですから、布を張っていました。それを修復した時にはがして、のりが付いていたものですから、彫刻刀で削ったのです。ですから面が薄くなり、割れやすくなっています。このようなことが、この面の修理を失敗したのではないかかなと思う点です。そういう指導をどういうふうにしたらいいのかということも問題になります。

100 年位後の人々が、どうしてこんなことになったのかと思うかもしれない。こういったことも、きちんと何かの記録に残しておかなければならぬかなと考えております。行政の立場で言いますと、そんなこと簡単じゃないか、意見を言えばいいじゃないかというでしょうけれど、なかなか立場が違えば、難しい面もございます。

獅子伏せの役、いわゆる天狗の面と言っていますが、王の舞の面は、当初大変色が赤くきれいになつたのですが、色具合が前と違うから、みなさん見ていて、変わつたね、新し

くしたのですね、というご意見もいただきました。

小国神社の「陵王」の面は、頭の部分に毛が植えてあったのですが、5 ミリ程度の植毛で大変短いものです。天宮神社の今度の修復では、10 センチくらい長くなつて返ってきました。こういった点も考えなければならないと思います。

「納蘇利」の袴は、インド更紗だそうで、明治の時に作った袴ですけれども、大分痛んできましたので新調しました。出来てきたものが金襴でして、全然質が違います。上に袍を掛けるのですけれども、袍も豪華な装束ですから、これに金襴が入りますと、馴染んでないせいか、大変変わつたものになつてしましました。

「太平樂」の上着は、亀甲紋が入っていたのですが、変わつてしましました。柄も大きくなっています。

「安摩」の袍も、模様が変わつてしましました。同じものを金襴などで揃えるということになりますと、織りからやらなくてはならないという問題がありましたから、似たものを選んだというものが、神社側のお話でした。

「太平樂」の鳥兜は努力をしていただきまして、織りについても古いものと合わせていただきました。

天宮神社の「菩薩」は、年号は入っておりませんが、近世の前期と言われております。ここに白毫が入っておりました。明治の時に取つてしままして、神社だからということで取つたのですが、今度新しくしたものについては、白毫を戻しまして復元をいたしました。

「二の舞」の面は新調しました。これは土地の方に彫っていただき、歯の部分の欠けている古いものとほとんど同じように作つて下さいまして、見ている方には分からぬかもしませんが、比較してみると、大変忠実に作られています。

天宮「陵王」の竜頭は、植毛がほとんど見えませんが、小さな毛が出てます。新しく出来てきた竜頭は、毛の長さを考えて、後で切ればいいから長くしておこう、というのが作者の考えかもしれません、それを証明するものが残つてありません。

山名神社の芸能は大変特徴のあるものでございまして、昆虫とか、そういうものが入つております。昆虫の被りものを作つて欲しいと言っても、なかなか作れる人がいないわけで、カマキリを復元するについては、資料(p87)の中にカマキリの断面図が入つておりますが、平成 12 年度にこれを作り替えております。自然の竹を利用しておられまして、カマキリの頭の角度に似た竹の曲がり具合のものを探して、復元しております。

山名神社の「巫女」「迦陵頻」の面は、図を取りまして、きちんと作る方にお願いしました。大変よく似て出来たと思います。これは『森町史』の成果を基に、図を使って復元しました。色具合も、舞つても、面が変わつたということは分からぬと思います。特に口がゆがんだ具合まで大変よく似て彫つて下さいまして、よかったなと思っているものでございます。

古い面には全部、墨書きとか、記録が入っていましたので、新しい方もやっぱり墨で書き込んだ方が良いということで、作った年と、誰が彫ったのかということを入れまして、100年後に修理したり、いろいろ役立つのではないかということで、神社の方で入れて下さいました。

教育委員会を中心に業者の方へ注文しましたので、山名神社の道具、面については、忠実な復元が出来たと言えると思います。基礎的な文書資料とか図だとか、いろいろな聞き取り調査などの基礎データを作つておかないと、なかなか新しいものを作つたり、修復するのには大変なのかなと思いました。それは行政に携わる人だけでなく、伝承者だとか神社だとか、そういう人たちが、こういう基礎データを常に眼にすることによって知恵が付いてくるわけですから、やはりそういうことをやつた方がうまくいくのではないか、それがこの山名神社の例ではないかと考えられます。数も多いし、お金の方も非常にかかることがあります。特に忠実に作つて下さいということになりますと、受け手がないという場合もございます。そうなってきますと経費も沢山かかってきます。単年度で全部修理、新調することは出来ませんし、長い期間に亘ってお金もかかってしまうと思います。国や県の方へも再々お願いしなければならない状況もあるかと思いますが、しかし、100年に1度くらいしか出来ないと思いますので、どうせやるのであればきちんとデータを作れば、後世のためになると思ってご紹介させていただきました。

森町のものに付きましては、基礎データを基にしているということを、報告させていただきたいと思います。

事例報告IV 「秋川歌舞伎発展維持のための努力」

あきる野市文化財保護審議委員 坂上 洋之
あきる野市教育委員会 関谷 学

あきる野市は、東京でも西のはずれの方にあります。中央線で立川に行きまして、青梅線に乗り換え、拝島で五日市線に乘ります。その沿線があきる野市です。東京で唯一農村歌舞伎を伝承しているというふうに自慢していますけれども、東京と言っても田舎であったところですから、東京というと、賑やかな繁華街を思い浮かべますが、あくまでも農村での歌舞伎を継承していると把握しております。

年表(資料IV p89)だけが資料ですが、「秋川歌舞伎あきる野座」というところを辿っていきますと、二宮神社に行き着くわけです。二宮神社は、地元にある大きなお宮の一つであります。昔は神社には社格がありましたけれども、郷社という、村の鎮守様よりちょっと位が高いくらいの、そんなところでしょうか。二宮という名称も、平安時代に総社の制という制度のもとに、武藏野郡府中というところが政の中心地でしたが、そこに大国魂神社という武藏国一宮が設けられ、以下武藏の国に六つの代表的なお宮が設けされました。そのうちの二番目の神社ということで、二宮神社というふうに名前が付いております。

そこには江戸時代から、神楽、花笠踊り、子供相撲が盛んに行われていたようです。その中で神楽師の集団というのもございまして、それは古谷家が統括していたという歴史がございます。古谷家は、陰陽師の仕事をやっていたということで、神楽を神社に奉仕する集団を統率していた家です。この古谷家が明治維新に神楽だけでなく、娯楽的な芸能を取り入れていく、その中の一つに歌舞伎芝居も取り入れて演じるようになるという歴史があります。しかし、このことに関する記録がないものですから、全て言い伝えとして私どもも把握しているのですが、明治32年に、五日市という地域の山の方に位置している星竹というところの鎮守様の祭りに、二宮神楽衆が12人来て、夜の12時頃まで面芝居をしたという、儀三郎という人の日記にあります。これによって、この時代に、面芝居という、歌舞伎のパロディーのような形式の芝居を求めて応じてやっていたということが分かります。どういう経路で、地芝居のようなものを始めたかということは分かりませんが、東京の大歌舞伎の役者に教わったのでしょうか。はっきり言えるのは、関東大震災が起こった直後の大正末期に、東京の方から多勢避難してきた人々の中で、前からの繋がりのあった市川桃十郎という歌舞伎役者がいて、その人たちがお芝居を教えるというような経過もあったと聞いています。したがって、東京の大歌舞伎の芝居を取り入れながら、二宮の歌舞伎が盛んになっていったように思います。

このような地芝居は、鎮守の祭礼などにやるのでしょうかけれども、いま生きている90歳代の古老などのお話を聞くと、村芝居という言い方をされます。村全体で、或いは有力者たちがお膳立てをして呼んで、花をもらって、芝居をやるというものも数多くあって、古谷一座という名前が付いても良いような、集団に成長していくわけです。

農村でございますけれども、この二宮という村は近隣では大きい村に入ります。1,000石という石高を持ってまして、ちょうど五日市の山の中から炭を運ぶ道の途中にある村でして、前を多摩川が流れ、水が増したりしますと待たなければなりませんでした。また、

江戸時代から、ここまで来たから一服しようというような感じに、村の中が宿場とまではいきませんが、居酒屋があったり、髪結いがあったりするような、町的な感じのある村だったのです。ですから明治になっても、そういう賑やかさが持続しまして、その中から娯楽的なものを求める気持ちが強く、二宮の歌舞伎が生まれてきたのだろうと思います。劇場なども作りまして、芝居をやったり、よそから呼んで興業をやらせたりしました。大正時代になって、新派が盛んになり、村の中からも新派の芝居をする人たちが出てきまして、若い連中が古谷一座から別れて、栗沢一座というのを作ります。その栗沢一座と古谷一座の二つの座が、二宮の村に共存し、三多摩はもちろん、近隣の神奈川、埼玉、山梨県辺りまで求めに応じて出かけ、盛んに芝居を打つということがございました。古谷家は説経節や車人形、その他いろんな娯楽的なものをやってきた中で、歌舞伎芝居というものに統一する形になって、その中から栗沢一座が分離していくことになりました。

最盛期は大正から昭和の 10 年代にかけてですが、第二次世界大戦中は活動を一時ストップするのですが、戦後また再び盛んになります。しかし、昭和 30 年に入りまして、テレビの影響、映画の隆盛、諸々の娯楽が盛んになる中で、急速に廃れていきます。

古谷一座の方は後継者がいなくなりまして、ほとんど活動が無くなるのですが、栗沢一座はご家族が全部芝居をやれるという形で、二代目の市川増三郎を継いだ栗沢一雄さんが仕切りまして、この一座が存続してきたわけです。求めに応じて、芝居をやるということはやってきました。しかし、二宮の歌舞伎自体がすっかり衰退してきたわけですけれども、昭和 50 年頃になりまして、復活しようという動きが 1・2 回ございました。そのたびに復活公演とか、保存会などが作られるのですが、なかなか継続しなかったのです。そして平成に入って、多摩郡は、昔は神奈川県に属していたのですが、明治 20 年代の終わりに、東京に移管されまして以後、平成 5 年に 100 年になるということで、多摩東京移管 100 周年記念事業というものを、行政の方で資金を出して催すわけです。それに合わせるように文部省は、学校の週 5 日制を月 2 回実施するようになりました。子供たちの余暇をどうするかということが全国的に論議された時に、当時秋川市では、伝統ある歌舞伎を子供たちに受け継がせたらどうかと、行政、学校、地域の人たち三者の希望がここで一緒になったのです。そんなわけで平成 4 年の 9 月に、再度歌舞伎の復活ということを考えながら、子供歌舞伎というものを作ります。併せて保存会も発足します。先ほどお話をした栗沢一座を中心に、座長の栗沢さんに教えてもらうという形をとりました。

発会式当初から女の子が多いのですけれども、現在は一番上の子供が大学生、高校生になっています。中にはやめた子もいますが、小学 6 年生の子まで 30 人位が続けています。

翌年、立川市の昭和記念館で旗揚げの公演をしたわけです。約 1 年かかって栗沢さんが子供たちを教えたわけです。伝統は引き継いだのですけれども何も知らない子供たちに、将来のことを見込んで歌舞伎を教えました。槍の持ち方、刀の差し方から教え、手取り足

取りして、何回も繰り返して 1 年で育てました。栗沢さんは、ご自身で三味線も弾けば義太夫もうなれる方です。所作も全部頭の中に入っていて、「絵本太功記」十段目の光秀から、加藤正清まで全部できますから、手間暇かかるのですけれども、一人で教えて、旗揚げ公演をやったわけです。十段目尼崎の場と、二段目本能寺の場、この 2 段を教わりました。因みに本能寺は、今どこでもやっていないで、うちだけが持っているレパートリーだと思います。

引き継いだものは、栗沢さんが持っていた二宮の歌舞伎とその雰囲気です。ただし衣装とか鬘は、譲ってもらったものではありません。これは買ってもらったものも一部あります、今まで私たちで新しく作ってきたものです。その辺の事情を関谷の方から説明させていただきます。私の方はいままでのあらましだけ、お話しさせていただきました。

(坂上)

私がこの秋川歌舞伎の継承事業に携わるきっかけとなりましたのは、今話にもありました、多摩東京移管 100 周年事業、多摩ライフ事業の係りの事務担当を命ぜられた関係がありまして、その時からのおつき合いです。個人的にも保存会員の一人となりまして、非力ながら応援してきているところなのです。

芸能としての歴史は古いのですが、保存会組織としての歴史は浅くて、道具類も全てゼロからの出発だったのです。装束道具類は、平成 4・5 年の多摩ライフ事業の時に約 2,500 万円で揃えたものでございます。その時衣装、刀、鎧、鬘などと下座音楽用の三味線なども購入しました。栗沢一座の衣装とか小道具類を、無償で譲っていただいたり、お借りできればよかったのですが、そういうわけにはなかなか行きませんで、お借りするたびに謝礼が必要になります。公演の度にお借りしてきた経緯はあるのですが、その度に保存会の財政を圧迫しまして、苦しい状況になってきました。この多摩ライフ事業で揃えた道具、衣装、鎧とかは、こども歌舞伎用のサイズで揃えた関係で、それがその後の作業の原因になってくるわけです。子供はどんどん成長してきますので、衣装も鬘も合わなくなってしまいます。それをそのまま新たに買い求めるとなると、非常に法外な金額がかかってしまうわけです。多摩ライフ事業が終わった時点で、財政的な支援がほとんど無くなってしましましたので、保存会自身で何とかしなくてはならない。保存会の予算は、会員 1 人 2,000 円ずつ集めながら何とか細々とやっていくような状態で、じやあみんな手作りのお金のかからない方法で何とか取り揃えようと考えました。それぞれの役割の担当が苦心をして、安い金額でそれなりの見栄えのするものを何とか揃えようという作業に取りかかったわけです。

二宮神社の境内に、市の施設で二宮考古館という資料館があるのですが、坂上先生や保存会のお母さんに、資料館の嘱託員として勤務をしていただき、考古館の事務の傍らこの継承活動の作業にも従事していただく、という経緯があるわけです。こここのロビーを使い

まして、衣装の新調作業や、サイズの合わなくなった衣装の丈を長くしたりしています。生地は桐生や浅草に行って反物を購入し、良いものは買えないのですが素材を買ってきてまして、作っております。

曾我の五郎の衣装は、刺繡も全て手作りで仕上げております。三番叟の衣装は、これも刺繡から全部、手作りです。金欄の衣装は、本物を買えば100万円近くするのですが、手作りですと、高いものでも3万円程度で作れるということでございます。

先ほど保存会の歴史の中で、昭和50年代に一時期二宮歌舞伎の保存会が発足したという話がありました。この時のメンバーが現在の保存会の中におりまして、鬘はこの人からいただきました。衣装や道具類を廃品回収に出すところだと言って庭に積んであったのを、止めてもらって、提供してもらいました。とても使えるようなものではなく、虫がわいたり、においもしているような状態でした。私が子供に鬘をかぶせる担当をしている関係で、これを見た時に、何か手がかりになるのではないかと思ったので、大切に取ってあるのです。鬘も衣装と同じように、子供の頭がどんどん大きくなって来ますので、買った鬘を表裏ひっくり返して見ますと、材料とか構造とか分かりましたので、真似事でも良いから作って見ようではないかと、鬘作りに取り組むことになったのです。

私がその作業をした関係で、作業とか道具類をご紹介しようと思います。鬘作りに必要になった道具類は、ガーデニングの材料のプラスチックで出来た網です。後は金槌とか千枚通し、銅板を切るはさみ類、ペンチ類、皮工芸の穴を開ける材料で、その他リベット類など日用雑貨屋に行けば手に入るものです。

鬘を作る時には、銅板を型に切り、打ち出して頭にフィットするように作るのですが、湾曲を作るための下の土台として廃材の上に工事現場で使う資材を付けまして作業をしました。銅板と銅板を付ける時にリベットで打つのですが、その時に使う台は、ぐねぐねと曲がっていますが、私が曲げました。鬘というのは、組み立て行くと球状になるので、まっすぐ下から土台が伸びて行くと、打つ面が平らに設置出来ないです。ですから横から伸びて上に向いた状態に打面が当たらないといけないということで、曲げたわけです。多摩ライフ事業の時に、床山の専門の方が見えて鬘の調整をやった時の写真がございまして、その写っていた道具にヒントを得、それを真似て作ってみました。一番苦労したのは髪の毛の素材で、初めミシン糸を一本一本縫い合わせてやったのですがだめで、素材として使えたのは、一番良いのは網戸などに張り替えとして使う部分です。女性用のヘヤーピースは、ばらしますと一つ一つのピースに分けることが出来まして、分解できるのだということが分かりました。玩具屋さんで売っている変装用のグッズは、数百円で非常にやすく手に入ります。ブラシの毛の部分を切って、髪の毛の素材にします。床山さんですと全部結い上げて鬘の形に作りますが、私たちはそこまで出来ませんので、紙粘土で表面はあたかも結ってあるような形にしまして、中身は紙粘土とかゴムを入れて作ったのです。あるいは洗濯物を入れる籠ですか、ビニールで出来た埃取りとか、こういったものも材料

になります。焼酎のペットボトルは、鬘を乗せる台に利用しております。

次に、鬘の製作工程を簡単に説明したいと思います。曾我五郎の頭は、前髪部分の芯はアルミと銅板で変形させて作ります。頭の両サイドに当たる部分の銅板は、打ち出して湾曲を付けて作ります。これらを組み立てる段階で、役者になる子供の頭に合わせて、それぞれの部材の位置を定めます。先ほどの網を後ろに付け、これで大体骨格が出来上がってきます。その上を黒い布でいったん覆います。ヘヤーピースのまとめ上げたものを接着剤で上に張ります。本当は結い上げるのですが、とても出来ませんので、直接的にボンドでくっ付けます。前髪の部分の骨に紙粘土を付けて、ボリュームを持たせ、それを着色しまして、割櫛を付けて完成します。

市内には、東京都指定の有形民俗文化財の菅生の組み立て舞台がありまして、私どもが活動を始めた時に、いろいろご協力ご支援いただいたのですが、二重舞台になっている部分は、菅生の方からお借りしてきたのです。しかし、使用する度に経費がかかりまして、これも何とかしなくてはいけないということで、お父さん方が作ろうということになりました、製作に取りかかったわけです。まず最初模型を作ったのですが、真ん中が回り舞台になっていまして、部材のはまり具合とか寸法とかを、製作段階で議論して作りました。部材を製作するのは個人のお宅です。お父さん方が、菅生の舞台に負けないものをという意気込みで、作っています。これが出来ましてから舞台借用に関わる費用が掛からなくなりまして、財政面で大きな負担の軽減ということになりました。花道の部分を作るのが大変でございまして、骨組の部分は、工事用のパイプを使用しまして、木材を切り刻み、花道をこしらえました。

後ろの幕の遠見も、お父さん方の手作りです。大きいものですから、そんじょそこらのスペースでは描くことが出来ませんので、市内の小学校の協力を得まして、体育館をお借りして、夏の暑いさなかに皆で描きました。

多摩ライフ事業の時買った鬘は、40万円も50万円もするもので、大人の方が演じる場合は新たなものが必要になるのですが、その都度買っていたら追いつかないという部分がございましたので、保存会自らが作りまして盛り上げてきているという状況です。材料費だけですから、実質1万円から2万円の間で一つ出来てしまうというものです。

このように私たちの限られた予算の中で、みんながそれぞれの役割をきちんと担いながらやってきたのですが、行政主導型の事業で、保存継承活動が一時的に盛り上がるケースはあると思うのですが、事業が終わりまして行政が手を引き始めると、尻切れトンボになり、物は残るがその時集まった人がいなくなってしまうとか、形が無くなってしまうという事業があると思うのですが、この秋川歌舞伎はそんなことはございません。お父さんお母さん方の気持ちがどんどん膨らんで、いまは作った道具の置き場所にも困るほどです。初めは子供歌舞伎から始めて、お父さんお母さん方はただ手伝いという形で始まり、「子供だけ提供すればいいでしょう」ということだったのが、今はお父さんお母さんが主役

になり始めています。子供歌舞伎で始めたことが良いスタートの仕方だったのかなと思います。

いろんなものを作らなければいけないという状況の中で、みなさんがいろんな部分を分担して取り組み始めたのですが、高齢の方々は、自分が作ったものを周りの方々に誉めてもらうことで、組織の中での存在価値というか、自分が必要とされているのだという認識が強くなり、それが保存会の大きなエネルギー源になっているのではないかと思います。

以上で秋川歌舞伎の継承の取り組みについてのご報告とさせていただきます。(関谷)

総合討議

司会(中村茂子 芸能部) それでは総合討議に入らせていただきます。最初に今回用具の問題をテーマに選んだ理由についてご説明させていただきます。一つは地方行政の無形民俗文化財担当者から、「伝承者から道具についての質問を受けた時にどうしたらよいか困る」というお話を何度も伺いました。それは相談窓口がないこと、少ない情報で実行して失敗してしまったこと、修理と廃棄の判断が難しく、補助金を任された場合は、つい廃棄、新調になってしまふ。そういう話を聞く機会が非常に多かったことです。

もう一つは、秋川歌舞伎が東京都の指定になった際の調査に行きました時、今まで無関心に子供だけ出せばよいと考えていた地域の方々が、子供たちの成長でやむを得ず道具作りをしなければならない立場に置かれた時、それぞれの分担で道具を作り始めた話を聞きました。先ほどの関谷さんのように、役場の仕事の傍ら、鬘作りをしておられます。このような物作りの喜びが、地域全体に行き渡っていました。先ほどの報告で、お年寄りが自信を持ったという話は、生涯教育に繋がっており、住民全員が生き甲斐を持った地域に育ったという事実に感銘を受けました。

最後に、文化財としての用具の保存・活用ということが、民俗芸能にとって可能なのか不可能なのかを、今まで考えてこなかったと思います。もしも可能であるならば、芸能とどう関わらせていいかいいのか、ということについて討論できれば良いと考えています。

以上、三つの理由で今回のテーマを設定させていただきました。そのことを念頭に置きながら、本日の事例報告をしていただいたつもりです。今回のテーマに対して、結論が出るとは思っていません。先ほどお願いして、どういう意図でこの研究協議会に参加していただいたのかを書いていただきましたが、この会に参加することでご自身が抱えている問題に対し、答えの手がかりを掴んでいただければいいと思いますので、出来るだけ多くの問題提起を期待します。

それでは、門屋さんに対する質問から始めたいと思います。小田原市の文化財保護委員の林美禰子さんから、「用具の新調や補修を適正なものとするために、具体的にどのような手立てを講ずるおつもりですか」というご質問です。門屋さんよろしくお願ひします。

門屋光昭（北上市立鬼の館館長） 報告の中で申し上げましたが、一つは、行政の立場に立つと、森町の報告は大変感銘深かったのですけれども、やはり道具類、衣装などはきちんと実測した上で記録に残しておき、その上で取りかかる、これは手順としては良い手順だなと思ったわけでございます。仮面なんかの場合は、色を塗り替えていきます。例えば、三遠信の花祭りにしろ雪祭りにしろ、毎年の祭りに仮面にお化粧するわけですね。要するに仮面が神であり、それに新しい息吹を吹き込むわけですから化粧をする。すると色を塗り替えるということは民俗芸能の伝承ではごく当たり前のこと、むしろそれが必要だった筈なのですね。それがいまおっしゃった文化財の問題と絡んでくるのですが、何十年に一度色がはげたから塗り直す。その時に、元の部分の良さが薄れていく。森町の例では裏の

銘まで記録していますけれども、私の見た中では裏の銘が消えてしまうのが良くあるのです。ですから担当者は、そこに行くまでの手順をきちんと踏んでおくことが必要じゃないかと思います。それから業者にお願いする時に、行政の方ではリストなどを持っておく必要があると思います。中にはとんでもない修復をやってしまう例が多くあります。宮古市で行われている権現舞が、釜石で修復・新調してもらった時に、その地域の獅子頭に変わっていくという恐れがあります。こういう場合は慎重に行わなければいけないのではないかと思います。

司会（中村） 門屋さんのご発言による業者の選択とかリストの点について、原田さん、何かお考えがございますでしょうか。

原田三寿（京都府教育委員会） 門屋さんがお作りになったレジュメの、表2でお答えしたいと思います。ここであげられたのと、いまのご質問が気を一にするかと思います。業者の問題なのですけれども、いろいろ問い合わせがあった時に、この分野は、過去にどういった内容の補助事業でどんな仕事をし、良かった、悪かった、値段はどうだったなどについて一覧表にして、問い合わせがあった場合はお答えしています。京都の場合はそういう状況です。

そうなるためには、担当者の自覚の問題で、森町の舞楽で北嶋さんがあげられましたが、どうしても埋蔵文化財の専門家が担当者になるところが多いのですが、自分は埋蔵文化財をやっていれば良いという考え方の方が多いのです。京都の場合は、年2回の市町村の文化財担当者連絡会議をして、建造物、無形民俗等文化財全般をカバーすることを確認しているのですが、その過程で、業者のことなどうしたらいいかなど、連携を取りながらやっています。ですから最前線で事に当たる市町村の担当者は、常に我々と連絡を取りながら、どんな業者がいるか把握できるような状況で仕事をしております。

司会（中村） 門屋さんへの二つ目のご質問は、奈良県教育委員会の鹿谷さんです。「補助金が民俗芸能の変容を助長する場合もあることは、十分に考えて置かねばならないことだと思います。岩手県では、教育委員会指定文化財の制度や指導助言の体制はないのでしょうか」というものです。

門屋 無いと言った方が良いと思います。私も県の文化財保護審議委員をやっているのですけれども、例えば県の文化課から、そんな相談が降りてきたことはないと思います。ですから個人的な相談を受けることはあります。変容するというのはその通りだと思います。

司会（中村） その点で、永松さんの方では変容とか指導助言も考えた民俗芸能展示をなさ

っていると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

永松 敦（宮崎県椎葉民俗芸能博物館学芸員） 私どもの場合は椎葉民俗芸能博物館という九州全体の民俗芸能の展示をしていますが、業者とも関係が出てきます。現在伝承されている芸能から、太鼓とか、飾り物とか、被りものを借りると地域での演技が出来なくなります。博物館の資料を作る時には、いろんな助成金を申請します。神楽の太鼓が壊れるとか、念仏踊りの鉢が壊れることはょっちゅうあることです。それをどこに頼んだらいかということも、九州全域からうちの方に問い合わせが来ています。

初めに手がけた太鼓の展示をしようとした時に、自治省の助成金が非常に多いのです。それを使う時は、九州は熊本の業者に決まつてくるわけです。この業者は、「自治省の助成金はうちでやるんだ」というので、「じゃあ椎葉の太鼓の皮は鹿で作っているのでそれが出来るか」と聞くと、「そんなものは廃れているんだから、牛に変わって当然なのだ」と逆にこっちを指導しようとしました。まだ椎葉には太鼓を作る技術がございますので、芸術文化振興基金の助成金をもらいまして、私自身が、村の人 20 人ばかりと復元する事業を起こし、自分たちで作る方法を探っています。今度は全九州から復元して欲しいという話が来ましたので、一つお借りしては作って返すことをかなりやってきました。椎葉の人たちは、形を見慣れていますから、椎葉の太鼓は得意なのです。ところがよそのものがあると、ある程度うまい人は作れます。ただ作るために何回か失敗するのです。そのことを考慮しないと、この事業はできないと思います。3万円くらいで出来ると見当をつけても、中は複雑で 10 万円くらいかかるなど、二転三転しますと、先方は「じゃあもういいから返して下さい、業者に頼みますから」と言われてしまいます。業者に頼むと違うものが出来てくるわけです。太鼓の微妙なカーブから材質まで全部検討して復元するためには、助成金の内容も、作る人を育て、訓練する要素を持たないと不可能だと思います。

司会（中村） 復元するためには、技術者を育てる時間とお金を考慮すべきだというお話をですね。

もう一つ、門屋さんへの質問です。「南部神楽の事例をあげたのですが、それは変容し、新しいものを作るのが当然だったのではないかというお話を様に思いますが、芸能は年齢構成をはじめ、社会状況によって大きく影響されるものと考えます。道具についても、これまで保存されていたものが、必然なものであれば、偶然その形になったというものもあると思います。こう考えると、現状の記録とは別に、何をどのように保存していく必要があるとお考えでしょうか」東北歴史博物館、小谷竜介さんの質問です。

門屋 昔盛岡で民俗芸能学会をやった時のテーマが、「中断・廃絶・再生」というものだったのですが、その時に一応得られた合意は、民俗芸能は変容するものだ、変容するのが

当たり前というものだったのです。ですから、道具類も新しいものを取り入れて、それに伴って変容するということを受け入れていかなければいけないということが一つあります。反面、やっぱり守って行くところは守っていきたい。その両面があると思うのです。ですから私は、南部神楽については変容して、どんどん民衆の中に入していくという方法を取りました。変容は認めてもいいかなと思いながらも、自分の関係する補助金で、先程話したようなことが起こったので、頭を抱えている事例として報告いたしました。

司会(中村) ありがとうございました。続きまして北嶋さんへ、群馬県教育委員会の杉山さんからご質問をいただきました。「仮面の復元は、修復したものと、新調したものがあるようですが、その区分けの根拠はどのようにしたのでしょうか」

北嶋恵介(静岡県周智郡森町役場) 天宮神社の面は、非常に古いものが残っていますが、裏の方が割れたり欠けたりしている部分があります。このまま使っていると、もっと痛んで、二つに割れてしまう危険性があるから新しいものを作ろう、という結論を出しています。それから小国神社の方は100年くらいたっていますが、まだそんなに痛みも来ていなかつたものですから、修復することにいたしました。また、山名神社のものについては、材質が変わっておりまして、竹だとか、和紙を張り合わせて芯を入れた蠍蟬の羽だとか、現在に至るまで何回も修理はしているようでございますので、それは新たに作り直そうという結論を出しました。

いずれにしても、年代だけでは判別できないと思うし、山名神社の場合だと、曲芸みたいな演技をするものですから、柱によじ登って逆さ吊りになったり、頭が柱に当って欠けて角が折れたりとか、そんなことも実際にあります。一概には言えないと思いますけれども、現場の声を反映して決定をしております。

司会(星野 紘 芸能部長) 全員への質問です。まず最初に、滋賀県教育委員会の長谷川嘉和さんからのご質問で、大きく二つに分かれます。指定と、今日扱っています用具部分の保存・修理との関わりをどう考えるかということですが、「一つは、無形民俗文化財指定の用具・楽器等の有形部分の保存をどのようにしているか、またどのようにして保存すべきか。用具等の修理・復元を請け負う業者と助成する側の関係はどうか。助成する側が業者の選択、もしくは紹介をすることをどのように考えるか。修理前にどのようなアドバイス・指導をしているか。助成を決定する時の条件・計画内容はどのようにして把握するか。民俗文化財を有形と無形に分けることに、文化財を保護する上で、意義・メリットはあるか」というもので、今までの質疑で重なっているところがございますけれども、指定の場合の用具の補修について、原田さん、お話をいただけるでしょうか。

原田 二つございまして、国の指定を、有形と無形で受けている祇園祭の山鉾の場合、祇園祭山鉾連合会が中心になります。修理等の審議会、その下に専門委員会を作っています。専門委員会の方で布類とか漆、木材とか、それぞれの詳しい方、例えば京都国立博物館におられる方とか、京都市の染色試験所におられる方を専門委員にいたしまして、各山鉾町が原案を作ってきた保存事業に対して、自分の専門分野から意見を言うわけです。修理すべきだとか復元新調すべきだということを専門委員会で言います。それを審議会で受けて審議会が最終的な判断をするシステムを取っています。もう一つは、京都府の事例ですが、未指定から国指定まで、用具とか衣装・道具類は、知事の部局の宗教を担当するところが、昭和37年からやっています。申請書があがってきますと、チェックするのは文化財担当の私がやるのですが、補助金の事務は宗教を担当するところがやるのです。申請書があがってきた段階で、全体が分かる写真と、破損部が分かる写真が付いています。申請する時には地方振興局とか、市町村を経由してくるのですが、複数以上の業者の見積もりと仕様書が付いてあがってきますので、その段階で、写真と修理がどういう仕様で行われるのかということをチェックします。これはだめだなという場合には、その担当する事務局に「これはこういう観点でだめなのではないでしょうか」とか、見積もりがあがってきている業者でしたら「過去に余り良い修理が出来ていないので、別のこういうところの方が良いのではないか」と一覧を渡して、再度保存会に返すという方向でやっています。

長谷川さんのご質問にどのくらいお答えできたか分かりませんが、未指定から国指定まで含めた衣装類、山鉾みたいなもの、あと何を注意しているかなどと、復元・新調する場合は考え方や楽なのですが、先ほどありました舞楽の衣装のような場合、裳織なら裳織をそのまま復元すべきかどうか、議論が分かれるのではないかと思います。金額もかさむと思うのですが、そうした場合は、品格を損なわない程度の同柄なら良いのではないかというアドバイスをします。京都の場合は、森町のような事例はございませんが、祇園祭山鉾の拍子物の綾笠鉾ですか、四条笠鉾の様な相談があがってきた時には、その方向の指導をしております。

司会(星野) もう一つ、「民俗文化財を有形、無形に分けて保護行政を進めていることは、意義・メリットはあるのか」というご質問ですが、永松さんお願いします。

永松 恐らく現場で困っておられると思うのですが、私もそうなのです。実は今まで椎葉の神楽が無形民俗文化財に指定されておりますけれども、その報告書をごらんいただければ分かりますが、歌とか舞の仕方とかが中心でありまして、衣装、道具類がほとんど見過ごされていましたことを感じます。どう研究すべきかはこれから課題ですし、楽器一つとってもそうなのです。被りものを色紙で作るとか、竹で作るとかは物作りの技術伝承です。70

歳代とか 80 歳代くらいまでの方々は覚えているのですが、その後が分かりません。新しく併用していく分には良いのですけれども、本当はこの生地で染めたいのに、それが無い。昔は染め物の職人さんとか、太鼓の曲げ物を作る人がいましたが今はいない。仕方がないのでプラスチックに替えると、それが変容と言えるでしょうか。自然な形で変容するのは良いのですが、失われたものをどこに聞けばいいのか、尋ねる機関がない、そこに大きな問題があります。

私ども広域博物館をやっていますから、何とか情報を集めようと思っていますが、藍染め一つを取ってみても、なくなっているのです。或いは、沖縄県の波照間島のムシャーマという祭りに行った時にも、昔はこんなものではない、被りものが違う、昔は波照間島の染め物があったと、おばあさんが嘆いていました。本土からプリントしたものを買って来るそうですが、全然違うものになってしまうのです。

そこで私が考えているのは、芸能の用具を作成する職人をリストアップしていくことは、急務だと思います。その基準を作ることが問題になるのですが、調査にあたった研究者が見つけて行くしかないと思います。椎葉では今、桶胴で太鼓を作る人が3人、曲げ物作る人が1人見つかりました。一生懸命探し出せばいるのですね。ここにご出席の方は、是非地域で見つけていただきたい。昔作っていたとか、塗ってたとか。そういう人をリストアップして、インターネットで結んで、全国的展開でネットワークを築き上げるのが良いのではないかと思います。

京都は職人さんがいるから良いのですが、よその方から依頼されると、全然違った京都風のものが出来ますので、出来るだけ近い地域の人を作ってもらうのが、基本だろうと思います。

司会(中村) その辺に関して秋川歌舞伎の関谷さん、坂上さん、どのようにお考えですか。

坂上洋之（あきる野市文化財保護審議委員） 私どもは、芸能としては指定されておりますが、物が指定されているのではないので、自分たちで試行錯誤して作っているのです。栗沢一雄さん初め、一座の方々の持っている芸を保存・継承しようという趣旨で来ましたので、当初、生地を買う時にも、一座の方に同行していただいて布地を選んだりしました。多摩ライフ事業で衣装などを購入しましたが、栗沢一座の継承ということで、松竹衣装というところで作っていただいたのですが、柄なども栗沢一雄さんの指導をいただきながら、この役はこの柄が良いとか、素材については予算の制約がありますので、限界がありました。指導をいただきながら新調しました。ただ、昔のものをそのまま今の時代に復元するというのは、予算的にも物品のある無いでも、限界がありました。先日栗沢さんがお亡くなりになってしまって、いまは保存会の中で歌舞伎の造詣のある者の助言をいただきながら進めているのが実状です。

司会（星野） 野田市教育委員会の我妻さんからのご質問で「廃絶した芝居のうち記録・伝承のみのところ、及び用具が保管されているところの物について、今後の活用と絡めて、どう取り扱っていくかを教えて欲しい」ということです。伊藤さんお願ひします。

伊藤善夫（伊那谷人形芝居研究家） 用具だけ残っているところは、管理が区であったり個人であったりしまして、地域のみなさんは、自分たちの宝物という意識は持っていると思います。伊那谷の人形芝居4座では、新しく買い入れたり修理をしたり、それに経費を掛けていらっしゃいますが、地元に頭を彫る人間が1人2人出てきていることもあります。既に行っていないところは、管理の悪いところは、飯田市の美術博物館がお引き受けして保管しているところもありますが、ほかのところは、記念品として残っているのではないかと思います。個人のものは、村の方で保管するという動きが生まれて、きちんと保管されるようになりました。ここも物として残っているだけであろうと思われます。

司会(中村) よろしいでしょうか。博物館や村がきちんと保管する、或いは個人で記念品として持つということを伊那谷の例でお答えいただきました。二つ目お願ひします。

司会（星野） 「道具の実測において何名くらいで行ったか、またアドバイザーとしてどなたかが携わったか、具体的に教えて欲しいと思います。曲の譜面化の方法と注意点をお聞かせ下さい」。北嶋さんお願ひします。

北嶋 実際には、面の実測をやる前に、『静岡県史』の調査が始まっておりましたので、民具の調査に入ったんです。そのお手伝いをする中で、民具の実測、ざるとか箇とかの実測を行っておりました。女性が3名ほどおられて、その中に静岡県の方がいらっしゃいましたので、「実測できますか」とうかがいましたところ、「初めてです」ということでしたが、彼女にやっていただいたのが、本に入っている図です。その他、町に考古学の関係で5名くらい実測できる方がおられました。実測とスケッチを簡単にしたような作図を致しました。

音譜などの問題については、伝承者でも音楽的素養がないと難しい問題だと思います。研究者にも実際に尋ねましたし、中学校の先生にもアドバイスをしていただきました。伝承者の中で譜面を書ける人がいましたので、その人に採譜していただき、後専門家に目を通していただきました。全曲やり終えたわけではなく、本の刊行には三分の一くらいしか間に合いませんでした。

司会(中村) 私の方からの質問ですが、その譜面で実際に演奏して違和感を感じることはないのですか。

北嶋 それはあると思います。唱歌で伝承しているものですから、採譜された音よりもっと微妙ですし、伝承自体も唱歌で体の動きと音のバランスをとっているものですから、それをきちんと覚えてやるのが基本だと思います。採譜することに意味があるのかないのかということは分かりませんが、しかし、一部分それをやろうということでやったのです。

司会(星野) 三番目に「宗教的なものとの関わりがある未指定のものについて、劣化が激しいなどの理由により、早急に対応しなければならない物件が出た時、自分としては保護の観点からリスト作りなどを考えておりますけれども、保護策をとり難いところがあるが、処置しやすい方法があるか。市町村が、宗教的なものに絡む物件を取り扱う場合、どこまで踏み込んで良いのか、ご意見をうかがいたい」というご質問ですが、原田さんお願いします。

原田 2年前に、高知県だったと思うのですが、神楽を拝殿でするのに、拝殿は未指定なのだけれども、それに補助をして裁判になり、裁判になった後で指定をして敗訴したということがあったと思います。未指定については、京都では宗教を取り扱うところで早くからやっているのですが、昭和20年代でしょうか、文化財保護委員会の宗教を担当するところの声明か覚え書きが出され、それに沿ってやっているのが私どもの課の総意です。

司会(中村) 宗教を担当するところは、どこですか。

原田 国の機関の宗教を扱う部局が、昭和20年代に設置されたと思うのですが。

司会(星野) 昭和20年代でございますね。恐らく文部省だったと思いますが、現在文化庁に「宗務課」というのがあります。その前身のところで、私も具体的に承知しないのですが、そちらで出したのかなと思います。

原田 役所に戻ればあるのですが、ファイルの中に「未指定であっても、こういう観点で文化財として補助して差し支えない」という手書きの資料があります。それに沿って我々は対処しています。

司会(中村) その資料を手がかりに解答をお出しになっているということですか。

原田 そうです。ですから高知の裁判でこのような事例があったけれど、京都ではどう考えるかとか、議会で質問された時にはこう答えようというふうに考えています。

司会(中村) いろいろ難しい部分があって、場合によって対処の仕方が違うのが現状ですね。宗教的な問題の場合は、慎重な注意を要するということですね。

原田 常日頃、京都府をテリトリーに仕事していますと、なかなかそういう問題にぶつからないものですから。申請者の方も、未指定であっても別に何の違和感もなかったりします。逆に2年前の高知の事例では、建造物として指定しても何の問題もないのではないか、と考えました。

司会(星野) 高知の場合は「宗教的なものに助成したのが間違っている」と判断が出たのですね。

永松 それは津野山の例なのですけれども、ご説明しますと、神楽殿を町が作ったのです。文化財の伝承のためという名目でしたが、実はその前に神楽の練習場を作っていたのです。ですからわざわざ神社に神楽殿を建てる必要はないという話になったのです。

司会(星野) 未指定ではないのですけれど、国指定の物件について国庫補助をしたり、市町村指定のものについて市町村の助成事業が行われている場合は、憲法の信仰の自由の条項に違反するということで反対するケースが多いのです。確かに津市が地鎮祭に補助金を出したのが違憲であるという訴えがあって、最高裁まで行って、訴えた方が敗訴になりました。結論としては違憲ではないということになったのですが、一部裁判官の中に反対した人もいるので、考慮するようにという判決が出たと思うのです。今まで民俗芸能に関わる反対というのは極めて少なかったと思いますが、地方自治体の議員さんから違憲ではないかという質問が出たりすることはあります。

次に、岩手県の乙部中学校の佐賀さんのご質問です。「乙部中では全校生徒が自分の地域の郷土芸能を学び、年1回地区民の前で発表していますが、120人以上の太鼓の打ち手のために学校には37張しかなく、時期が来ると小学校や公民館、市役所などに借りに行かねばなりません。撥や笛などの消耗率は高く、担当者は苦労しています。学校などの取り組みへの補助などの制度はないものか、教えていただきたい」というご質問です。

門屋 岩手県の場合は、義務教育課とか指導課の方で学校に対してこれからどうするか、ということを多少研究していますね。特に5日制になりますので、学校の方で民俗芸能教育に取り組むケースが、ますます増えてくると思いますので、用具不足の助成を考えてお

ります。

司会(星野) 二番目は「昨年道具や小物作りを始めましたが、さら作りはとても有意義だと思いますが、保存会の方々に多大な負担をかけるので、何らかの改善策がないかと考えています。どなたか同じ様な取り組みをしている方がいたら、アドバイスをいただければと思います」という質問です。

佐賀明子(盛岡市立乙部中学校) 生徒が350人くらいいるのですが、授業時間の中で、自分たちが伝承して行こうとする道具作りに、学習として取り組み始めたのです。保存会の方が、竹を切ってきて割り、それに刻みを入れて障子紙で張った後、今度は竹をろうそくの火で曲げて体に付けられるところまで指導して下さると、時間にして4時間が2回で、それでも出来上がらないで、皆働いていらっしゃるのに大変なのです。道具作りを継承していくことが、際どいところに来ていると思います。芸能だけじゃなく、物作りに対する学校の取り組みは非常に有効なので、あきる野の方々のお話をうかがって少し勇気が湧きました。農村地帯で、昼間働いている人がほとんどで、生徒のために時間を取りていただくのは難しいのですが、良い方法をご存じでしたら教えて下さい。

司会(中村) どなたか良い方法をお話いただけますか。

関谷 学(あきる野市教育委員会) あきる野の場合は、自分たちが使う道具をどうのこうのという意識はまだありません。お母さん方が衣装、化粧、着付を担当し、昼間集まっています。お父さんが舞台道具作りを担当し、恒常に土日の集まりを積み上げています。お母さん方もいろいろですが、その中で一番大事なのは、協力するお互いの気持ちの繋がりだと思うのです。誰かがやるというのではなく、一緒にやるのが喜びであり、物が目の前にだんだん出てくる、そういう心の繋がりが、ものを生み出していくことの一番大きな力になっていくというのが、私どもの現状でございます。

門屋 私は今鬼の館の館長ですが、最近学校の先生方、生徒さんが盛んに見学に来ます。2,002年から始まる総合的な学習に民俗芸能を普遍化した形で定着させたいという要望が強く、民俗芸能を習って発表するだけでなく、その背景になる歴史や文化を明らかにしようという姿勢が感じられます。道具作りもその中に組み込んでいくと、外部の方を指導に頼む場合でも、講師謝金を年間計画の中で考える形でクリアーできるのではないかという感じがします。

司会(星野) 具体的な例をというご希望でしたが、10年くらい前に栃木県の今市市小

林というところで、中学校の校長先生が、地域の三匹獅子舞が廃れてしまったので、生徒に教えるといいと思い、獅子頭とか道具が無いので缶詰の缶を羯鼓にして教えたたら、生徒は喜んで協力したという例があります。

もう一つは、八戸市の中学校の校長先生のお話で、鶏舞を復活させた時に、被り物や持ち物を学校で作らせてから習わせたら、生徒に大変好評だったと言います。

次は、相模原市教育委員会の柳川さんからです。「学生のボランティア活動の義務化が話題になっていますが、これを拡大解釈して、文化財の保護活動、ここでは民俗芸能の伝承活動で代行することはできないものでしょうか」というご質問ですが、どなたか会場の方で、ご経験とかござりますでしょうか。

林美禰子(相模人形芝居下中座) 小田原市の文化財保護委員をしております。17年来、県立二宮高校の相模人形部の指導をしております。相模人形は国の指定を受けておりますが、4年ほど前、保険会社のボランティア・コンクールに出まして、副委員長の堀田力さんが「これは非常に有意義なボランティア活動だ、地域の伝統を守ることにこれからどんどん若い力を活かすべきだろう」とおっしゃっていますので、代行ということではなく、正々堂々と民俗芸能の伝承活動に、ボランティアという名前を付けてもよろしいのではないかと私は思います。

司会(星野) 次は、長崎県教育庁の山口さんから「人形または太鼓等、主な道具の新調・修理ができる業者の一覧等、公表できるものがあれば教示していただきたい。以前県内の保存会の方から、犬皮の太鼓の新調について相談を受けたことがあります」というご質問です。先ほど京都府と岩手県から解答がありましたが、付け加えて何かコメントございますか。

原田 京都で作っているリストであれば、いつでもお送り出来ますが、問い合わせがあった時は必ず、先ほど永松さんがおっしゃったように付け加えるようにしているのです。地域性、民俗性の強いものはよくよく気をつけて下さいということで、ご要望があればいつでもお送りします。

永松 それは本当にケース・バイ・ケースで、依頼されて話が進まなかった場合があります。新調したいという話で送ってもらった太鼓が、使用できるものでした。作る側としては、ばらして中の構造を見ないと作れないで「壊れたのは無いですか」と聞いたら、「壊れたのは一個も無い」という話です。基本的に太鼓の胴は何百年も使えますので、新調は、慎重にやらなくてはいけないです。何で新調するかというと、指定になったから、海外公演で見栄えの良いものにしたいからなど、間違った意識の場合があるのです。新調

か修復かの判断は重要で、特に文化財を統括される教育委員会等は、そこを把握されて、その地域の太鼓はどこで作ったら良いかを、お調べいただきたいと思います。皮も場所によって違いがあります。鹿が無いから牛にしろとか馬にしろという話に変わってしまいまして、極力その土地のものを使いたいです。助成金を受けて全然違うものを作ったり、先ほどの黒森神楽の話で、獅子が全然形の違うものが出来て後で怒った、という話は多くあります。形とか色とかを、慎重にチェックしないと、とんでもないものが出来て、法外な金額を吹っかけられることになります。どこまでやる必要があるかを、伝承の人と確認し合うことが基本だと思います。

司会（星野） 事務局または担当部署は、紹介すれば良いと思い勝ちですが、今日は幾つか重要な問題が話されたと思います。その一つはこの問題だったと思いますが、いかにして相応しいものを作つて行くか、事前の調査、データ作り、チェック、アドバイスなどが一番重要な問題だと思います。

司会（中村） 以上で質問用紙に書いていただいたものを全部終了しました。

永松さんは、日本で唯一の民俗芸能博物館で学芸員という立場でお仕事をしておられるのですけれども、民俗芸能の展示をどういうふうに考え、特に道具と芸能の関わりをどのように展示しておられるのかというお話をしていただけたらと思います。

永松 まず民俗芸能博物館で、芸能を展示するのは非常に難しいことで、動態表現ですから、映像を展示するということになるのですが、それでは映画館になってしまいます。それともう一つ、民俗芸能は、小さな小道具から周辺の宗教的な雰囲気、いろんな御幣を切るとか、注連縄を張つて結界をするとか、日々の暮らしの禊ぎから、こと細かな集合体が民俗芸能だと思います。踊る、舞うところは、実際のものにはかなわないですから、補助資料として映像を使いますけれども、「本物をご覧下さい」と言うしかないのです。民俗芸能周辺の環境のもの、いろんな道具・太鼓や御幣といったものが、どの系統に属するのかというところで資料を集め、日本全国の中でどう位置付けるか、アジアの中でどういう位置にあるか、比較をきっちりやるということが大切だと思います。

開館してから思ったのは、伝承者の方々は、どうしてこのようなことをやっているのか、馬鹿げたことをやっている、滑稽な踊りをやっているなど、不安な気持ちでやっておられるということです。研究者の立場として、全国的に共通した芸能があり、各地域で少しづつ姿を変えているけれども同じような意味でやっているところがある、という紹介をします。これは私が想像していた以上に、伝承者的人にとっては力強さを感じるようです。自分たちのやっている民俗芸能の位置付けが出来る、そういう意味で展示効果は見事に發揮できているということが言えます。

九州の芸能は、男性主体の場合が多く、それを小学校でやると男女でやりますから、伝承者の男女の意識が変化して来ます。男性だけでやる祭りや芸能は、女性にとって苦痛でしかないので。どういうことかと言うと、夜通し台所に立っている、或いは夜神樂の場合、寒いところで延々ときつい仕事をしていかなければなりません。ところが展示を見ることによって、自分たちはこういう祭りを支えてきたのだな、ということが良く分かったという40歳代、50歳代の女性の感想だったので、とてもうれしく思いました。今後学校教育によって、男女差が無くなっていくでしょうが、私はそれは自然な変容だと考えています。

まず学問的に芸能の分類と体系化をきっちりすることが一つ、もう一つは伝承者がいかに利用し活用して、それを今後に繋げられるか、地元にいかに還元できるか、この二つの路線を常に持つておくことが必要だと思います。体系化する中で、私たちは椎葉の芸能の保存・継承・発展だけではなく、九州全体を考えているので、各地から道具の質問や相談ごとが来るようになっております。そのほとんどが、業者に頼んで別物になったとか、最近までおじいさんが作っていたのに作れなくなったとかいう内容です。だから私は民俗芸能を残そうとする時に、本当に今日のテーマが根幹になってくると思います。道具の一つ一つが作れないと、その芸能は滅んでしまうのです。作れないということは、修理もできないということです。民俗芸能博物館はその困難にぶつかっています。それを克服するためには、職人を育てて行くしかないと考えています。そしてそれは、高齢者に活躍の場を与えることとなり、大きな産業を生み出す可能性があるのです。全九州、全土の太鼓を復元する事業所を作ろうと思えば出来るし、実現すれば地域振興に繋がります。そういう意味も含めて、日本の文化を支える地道な作業ですけれども、そういう伝承者を作つていかなければいけないと思います。これはレプリカを作る場合もそうですが、面のレプリカを作る時に、一つ作ると下手なのです。でもその地域に行ってその土地に慣れる、その職人さんがその土地の面の雰囲気が分かってくるのです。それまでどうしても時間が掛かるのです。これだけの予算でやりなさいという育て方ではだめなので、役所の予算になじみにくい仕事です。伝承者をどう育てていくか、後の日本文化に貢献できるシステムをみんなで考えていかないと、これから民俗芸能や伝統行事の保存・活用は非常に難しいだろうと考えています。未来構想を含めた博物館は、そういう情報を提供していく場として機能していくと考えております。

司会（中村） 職人さんを育てるために、椎葉ではどういう取り組みをしておられるかをお話下さい。

永松 平成8年度に文化振興基金によって、鹿皮張り締め太鼓復元事業を興しました。それは展示品を作らなければならない時に、地元に3人ばかり作れる人がいましたので、そ

の人に頼んでいたのです。それを若い人に伝承していくとしたら、白太鼓踊り保存会の人が集まって、40人くらいの団体が出来ました。太鼓の皮はしばしば破れますし、新調しなければならないこともあります、また、子供用も要るので、需要が出てきたのです。そこは皆さん山の仕事が多い方々なので木は伐れる、獵師さんが沢山いますから長年取って乾燥させた鹿皮は持っていましたので、桶のカーブの作り方が難しいのですけれど、技術指導を受ければ出来るということになり、1年間補助金を貰ってやりました。後は自主的にやっています。

うちの展示品は、うちで作っているのです。豊前の感應楽の太鼓のレプリカも作りました。作る時にお借りしたものをお返しする時、「こういうふうに出来ました」と言って見てもらうと、「うちのもの作って下さい」と言われます。神社用具は、柄杓とか桶とかの曲げ物などを使う場合がありますので、壊れたものを持って帰って、椎葉で復元して送り返す作業をずっとやっています。それが広まって長崎などからも来ているのですけれども、破損していないと私どもはやりません。壊れてどうしようもない場合に作るというのが条件です。壊れてないと中の構造が分かりません。樵の人が多いですから、見ればどういう木か分かるのです。寸法を合わせ、何の皮かを見極めて、丹念に材料を揃えて作って行きます。ですから全然違うものが出来たということは、私どもはいたしません。業者ではない人が片手間にしているわけですから、安い値段で3万円とか言われるのです。それなら10個作ってくれと言われると、5万円かな、6万円かななど、解答が揺らぐと言うのです。構造を見ていくば複雑だし、業者のように初めから吹っかけていないので、復元するのは、未知の世界に入っていくことなので、初めは値段設定が出来ないです。役所は予算を初めから作るものですから、その辺に難しさがあります。このような方法を、九州ブロック、東北ブロックとして事業をやつたらいいのではないかと、私は今日提案しようと思ってきました。

司会(中村) 40人くらい集まった人が協力して、レプリカを作っているということですか。道具作り教育ということではなく、事業として成立し、成功しているということですね。

永松 と、私は思っています。実際そこまでやる業者はいません。うちが作るしかないと私は思っています。

司会(中村) たまたま獵師さんがいて山の木を得られる場所という、環境が整って初めて太鼓作りが出来たのですが、例えば衣装とか全く手に負えない部分が出てくると思うのですが、その辺についてはどうなさっていらっしゃいますか。

永松 衣装が本当に困っています。特に椎葉の場合、麻の舞衣がございますが、麻の栽培が出来ません。また、麻布の搬入経路がかなり限定されています。1か所だけ、栃木県の農協で可能なところがございまして、織りを復元させようかと思っています。少しの事業だと、生活がかかっていますので出来ません。助成金を出すのであれば、例えば麻の着物が必要だったら、地域を決めて徹底的に指導し、東文研さんの方から「どこでやっていますよ」と紹介をするのが良い方法だと思います。藍染めとかもそうだと思うのですが、業者ではなく研究者の目で、これだという人を探し出さなければいけないと思うのです。今までの経験から、助成金を得て成功したものが質が高いかというと、必ずしもそうではないと思っています。

司会(中村) 今の永松さんのお話に対して、さまざまの職人さんがいらっしゃる京都の場合、原田さんは何かご意見がおありますか。

原田 仕事をしていますといろんなところから、「鐘が割れたのですが、鐘の肩に<京六条中>と書いてあるのですが」などという問い合わせがあります。こういう話になると、どこの業者さんに頼めば良いという業者論で終わり勝ちで、同じ文化財でも、建造物とか美術工芸とか、技術の連鎖で成り立っていますので、業者に発注しても、その業者がどういう職人さんを抱え、どの分野が強いか弱いか、それが都道府県の選定保存技術、乃至は国の選定保存技術として文化財には繋がっていくのでしょうか、我々がそこまで把握しないと、この問題は解決しないと思います。選定保存技術の認定をすることで、ある程度地方公共団体や国が表に立って進めることになります。安定した需要が無い限りは、需要供給のバランスがうまく行きませんので、先般、文化庁が用具現在量の調査をされました、結局はその積み重ねと、市町村、都道府県レベルでの担当者が、そうした補助事業の希望があった時には、正しく書類に目を通すということです。問い合わせがあった場合には、技術の連鎖を把握して、適切に答えない限りは、うまく循環しないのだろうと思っています。

司会(中村) ありがとうございました。まだかなり時間がございます。会場で7人の方々に聞いてみたいと思われることがありましたら、挙手をお願いします。

柳川雅史（相模原市教育委員会） 私どもの方でこんな事例がありました。ある神社に古い三四獅子舞の獅子頭が残っておりまして、これを修復しようという話になり、地域の人々が自分たちで修復したのです。立派に修復したので、神社に保管していると盗まれたり火災にあってしまうので、これを保存する施設が欲しいという話になり、立派な施設まで作ってしまったのです。今後、芸能用具の確実な保管という問題が出てくると思います。

市町村はどこまで手を差し述べるべきかを、どなたかよろしくお願いします。

司会(中村) 先ほど伊藤さんの報告に、保存庫が次々に出来たというお話がありましたので、伝承団体は、行政に対してどういう協力を希望しているかお教えいただけますか。

伊藤 ご質問のお答えにならないと思いますが、どういう施設で保存するのが一番良いという検討から始め、地元の方の要望を、行政はなるべく受け入れていただきたい。審査の方法もいろいろあるでしょうが、人形の場合だと、それぞれの地域でそれが違った形で、自分たちが考える方法で保存を始めています。地元の人たちがそこまで熱意を出して一生懸命おやりになったら、行政の方はそれを暖かく汲み取って、出来るだけの措置をしていただきたい。保存会の方々は、お金の面に一番苦労しておられます。金の集め方もまちまちですが、補助金でも良い、寄付を基にしても良い、行政は保管庫のようなものにこそ温かい目を注いでいただきたいと思います。

司会(中村) 地元の要求通りに答えてあげて欲しいというご意見なのですけれども、その際にも道具の場合と同じように行政の立場としては、困った問題に行き当たると思います。

伊藤 人形で言いますと衣装、これは布地まで研究して下さっていますが、生地は花嫁衣装を寄付していただき、それを仕立てるのはご年輩の女性だったりします。しかし、保管庫はやはり自分たちだけでは難しいです。倉が一つ出来つつあるという話がありますが、あれは裏がりまして、上郷町という町が合併の条件に、人形の舞台を作る費用を出すことになり、他の3倍の金が出てきます。これは合併する小さな地域の、行政から勝ち取った作業の結果です。そうでないところは、真摯にやって、活性化に努力しているところまで見た上でご判断いただきたいと思います。ただ欲しい欲しいでなく、必然性を見た上でご相談いただければありがたいなと思います。

渡 政和(埼玉県立民俗文化センター) 三匹獅子舞は、芸能の中でも特殊だと思います。頭自体が信仰の対象になっていることが多いので、博物館とか資料館などで永久的に保存することが出来ません。うちでも民俗芸能の展示をやっていて獅子舞の頭を借りる場合、お祭りの時に出さなければなりません。それが出来るのなら貸しても良い、というのですが折り合いが付かず、レプリカ等で展示しています。

獅子舞の場合は、教育委員会が地元の人たちと、どう保存したらいいかを綿密に話し合うことが大切ではないかと思います。それが地元に保存されることの一番の利点でもあるし、行政が良く把握しているということが、今後の保存にも生かせるのではないかと思うわけです。

永松 私どもでは、1年に1度出すことをやっているのです。ひどい場合は展示品を貸し出すことがございます。その話をしたら「レンタル業者ではないので止めなさい。レプリカを作りなさい」と言われたのですが、その予算がありません。高齢者がお亡くなりになって空き家になった家に、地区の面があるということが出て来るんです。預かることによって、面とか道具の傷み具合とか、修理にしてもこちらを通して出来ますので、ホームドクターと割り切って対処します。

司会(中村) 埼玉県の場合、そういうことが考えられますか。

渡 民俗文化センターの場合は、修復を独自にやっていませんが、民俗芸能と民俗工芸の二つの部門に分かれています。工芸の職人さんを把握しているものですから、相談を受けた場合は振り分けることは出来ます。例えばこの近くの宮本卯之助商店のような業者に言う場合もありますし、太鼓などはこういう人に聞いてみたらどうですかということは出来ます。お祭りに使用してまた戻すのは先方も面倒なので、「これだけ大切なものですから、地元で大切に保存して下さい、これだけ価値がありますよ」ということを知って貰います。地元で保存するためにはどういう方法があるか、教育委員会で保存する方法もありますし、自分たちで収蔵庫を作る、或いは社務所で盗まれないようにして保存するとか、相談しながら決定します。地元の教育委員会と地域の方と、綿密に連絡を取ることが大切ではないかと思うわけです。

司会(中村) 地元の教育委員会の担当者、保存会、職人さん、地域住民などが話し合い最も良い選択をして欲しいというお話ですね。

司会(星野) 私の方でお聞きしたいのは、先ほど北嶋さんのご報告の中で悩んでいることは、重大な問題を含んでいると思うのです。復元と新調ということをどういうふうに仕分けしたらいいかというお話ですが、もう少し具体的にお話いただいて、どなたかコメントいただければと思います。

北嶋 先ほど申し上げましたが、完全にレプリカにして芸能の感じとか品格とかが損なわれない程度の仕上げを考えております。いずれにしても、古い時代からの修理が何回かあります。そのデータをきちんと残しておくのが一つの尺度になるという感じがします。というのは、うちの場合は、元禄10年の修理の方法はこういう方法、幕末のはこうだと、火災で焼けたらこういうふうにやって、その後こういう様にやったと。そういうデータを基にすれば、ある程度新調か復元かのヒントになると考えているのです。ただ衣装などは、

布が揃わないという現実の問題も出てくるので、一概には言えません。非常に地域色の濃いものと、中央から流れてきてある程度のベースの基に変化したものと、芸能の持っている本質も違うと思うので、そういうところで新調すべきか、復元するのか、いろんな方のご意見をうかがう必要があると思います。

門屋 岩手県の例でお話しますと、岩手の場合は山伏神楽で権現様という獅子頭を使います。この場合は新しいものを作つて、古いものをご隱居さんと言って祀っていきます。新しいものが出来てくる場合は、基の形にこだわらないものも出来てきます。奉納者が好みの形で奉納するということもあります。同じ権現様でも青森の東通村に行きますと、能舞があります。ここでは新しいものを作つたら古いものを他に譲ってしまつて、古いものが残っていないという例もあります。レプリカの例ですが、毛越寺の延年の舞は、舞も価値がありますが面も価値があります。今レプリカをつけて舞つていらっしゃいます。私の聞くところによると、レプリカをついていると汗を吸い込まないし、呼吸がうまく行かないということで、色が多少変化したことがございます。それぞれの芸能によって事情が違うと思いますが、使い分けるのが良いのではないかと思います。

原田 森町の事例が、もし自分ならどう対処するかを考えました。美術工芸的な価値が高いものは、美術工芸でやるような現状を、破損が進行しないで留める修理が望ましいと思っていますので、面でしたら彩色を加えることなく、保存する方向で地元と協議するだろなと思います。では新しい面はどうするのかということなのですが、先ほど門屋さんがおっしゃいましたが、面を京都化学などでやりますと、どうも汗の問題とか息がこもって苦しいことがありますので、材質は元の通りが良いかと思います。そこで経費との関係が出てくるのですが、これは京都の例ですが、面打ちをするセミプロの、趣味でプロ級になった方などを、ボランティア的に依頼することを模索してみると思います。補助事業でやる場合でしたらそこまではやらないのですが、修理の検討委員会を作つて、面の専門の方、衣装の専門の方、地元の保存会の方はもちろんのですが、各部門の意見と地元の要望をすりあわせて考えて行くより仕方がないのかなと考えます。

司会（星野） やむを得ず変化しているものが、当然用具にも材料の変化によって現れる。仕方がないと考えないといけませんね。

原田 祇園祭の化粧品の修理の時に、その問題が出てくるのですが、どうしても草木染めなど一気に退色が進んで、ある程度進むと落ち着くのですが、その辺は地方公共団体が補助して行う事業に用いることは非に議論がありまして、化学染料を使うか草木染めでいくかということになるのですが、山鉾に掛ける大きなものは、化学染料を使用、四隅を飾

る房飾りなどは部分的に草木染めも使っておりますが、草木染めが不可能な場合は、全部化学染料でいっております。

司会（中村） その他にご質問がありましたら、お願いします。

宮崎 博（東京都教育庁） 北嶋さんにお教えいただきたいのですが、レプリカを作る際に、天宮神社の事例では、測量をされて、それで業者に発注されたというお話をだつたのですが、現物を見せない状態で、実測をするだけでやられたのですか。

北嶋 そうではありません。天宮の場合は、地元で趣味でやっている方が毎年通つてこられて、自分の彫ったものを持ってきたらしいです。良く出来ているということで、保存会長さんがその方に決めたようです。ですから現物をお渡しして、彫りあがるまで預けるという形なのですが、これは危ないことです。図面も出来ておりませんでしたから、図面はその後になって作ったのです。基本的には、現物と図面を使うということが良いのではないかということで、図面を作つているのです。

宮崎 図面を起こして修理に出すということですか。

北嶋 山名神社の場合がそうとして、痛んでいるものは持ち出せないので、図面を作らなければ仕事を進められないので着手しました。しかし、側面とか断面とか、1センチおきに取つていかないと、完全な形にはならないことが判明しました。最終的に、もし火災などがあった時に何もないでは話にならないということで、図面を取つたという部分もあります。

宮崎 航空測量を利用した三次元的な撮影によって、かなり精密な図面は可能だと思うのです。製作行程を示すような痕跡とか実際にその図を基にして書き入れるという形でやっていけば、実測の方は出来るのかなというイメージを受けました。

北嶋 考古学の遺物について、最近業者さんの方からそんな話はありましたか、考古学的な実測の取り方で良いのかという感じもしています。図面を作るのが仕事ではなく、面を保存していくのですから、そういう意味も含んでおく必要があるのではないかと思っていますけれども。

立和名明美（千葉県教育庁） 私ども千葉県の方で、今年度国指定の用具の修理を国庫補助事業で行つていますが、通常の国庫補助事業に比べて金額も少ないので、民俗芸能の用

具、甲冑の修理に際して、やはり新調するのか修理するのか、修理検討委員会の方でもめまして、私はそれで初めてこの問題の難しさを感じました。甲冑のサイズは江戸時代から使われているもので、現在使用する男性には小さいです。最初は修理をしようということ始めたのですが、修理は個人の職人さんの手作業なので、国の補助事業の会計年度に合わないので。内示を受けてから報告するまでの期間が限られておりまして、今回4領修理をしたいのですが、個人の職人さんでは1年間で4領の修理は出来ません。金額がそんなに高くないもので、複数年度に分けることが出来ないという困難に見舞われました。サイズが合わないことも出てきて、元々のものは保存し、実際に使うものはレプリカを購入したらどうかという話になり、業者や文化庁にも相談したのですが、地元の方が、短い時間なので窮屈なことは我慢してやりたいというので、修理の方向になりました。期限の問題は、国の内示が出るのが6月の初めで、3月までに納品して報告書を作ることが可能かどうかということになります。最終的には分割発注という形で、2領ずつ業者を分けて発注することにしましたが、自分でもそれで良かったのかなと感じています。今回は甲冑のことですが、例えば太鼓にしても、大きな胴のものを注文する時は、1年、2年、前もって頼んでおかなければだめなのです。それが民俗芸能などの補助金のシステムと合わないのではないのかなと最近感じています。どなたかアドバイスをいただけたらと思います。

宮田繁幸（文化庁） 会計年度の問題は、常に我々も悩んでいることですが、一番大きいのは、国の補助金が少額補助は止めろという大蔵の指導がずっとあり、単年度で事業費が最低200万円切るものは、国の補助が受けられないのです。今日も含めて、各県市町村の方に今までのご要望をうかがいますと、多額なものを一時に使用できないケースもあります。いま立和名さんからお話がありましたように、受け手の職人さんの問題があります。これは私の本意ではないのですが、役所の方から言いますと、そういうことも含めて申請いただきたいということです。内示を出してから実際に業者と折衝され、具体的に見積もりが出て、今年度中に予定した仕事が修まらないことが現実には起こってきます。そうした相談を受けますと、計画変更で1年延ばしてくださいと申し上げるのですが、当初の申請より100万円おちてしまうと、大蔵には認められません。補助金の100万円が50万円になるとだめですけれど、途中で事情が変わって、こういう理由で減額しなければいけないということであれば、若干は通ることもあります。私は大蔵ではないので、必ずしも通るとは言えないのですが、我々の説明も現実には出来る場合があります。理想は当初の額を中身をえていただいて、一部記録作成に回すとか、伝承教室を行うとか、そういう形で消化していただいて次年度以降に継続するというのが、我々としても受けやすいのですけれども、せっぱ詰まった状況も出てくると思います。そうした場合、その処理も可能性としてはなくはないと思います。下限額を切っているという負い目がありますので、出てきたらなるべく早くご相談いただきたいのです。我々レベルでは幾らでもお付き合い

したいのですが、大蔵を通るかどうかの説明の仕方になってくると思います。

一つ私の方からお聞きしたいのですが、先ほどからのお話の中に、実際に発注して出来上ってきたものを見て、全く違って頭を抱えたという事例が出てきました。初めから細かく仕様書とか契約内容を詰めて、合わないものは返品するとか、契約解除は現実的ではないと思いますけれど、少なくとも業者との詰め、こちらの言ったことと違うものが完成した場合のトラブルを防ぐための仕様書なり契約は、どの程度現場で折衝に当たられる時に出来るものなのか、或いは全くそういう世界ではないので、それより信頼できる人を抱えている方が重要なのか、そこいら辺をお教いいただきたいのですが。

司会（中村） そういうお立場にいらっしゃるのは、原田さんと永松さんですか。お二方にお願ひします。

原田 場合によるのですが、国の指定を受けている山鉾事業は、どこでもそうだと思うのですが、何度も試織させて積み重ねて、よしということになりますし、踊りの衣装ですと、見本布を持ってこさせてカタログのこの部分とか、軽重によるのですが、国指定から未指定によってそれを替えています。しかし、幾つかこれまでに失敗して、念仏踊りで真っ白な装束で踊っていた盆の踊りが、京都市内の六斎念佛で着るような荒波が弾けたような模様が付いてしまったと聞いております。

司会（中村） 契約書は業者と取り交わすのですか。

原田 それも場合によってはあります。

司会（中村） ということは、取り交わさない場合もあるのですか。

原田 契約書の中にこちらで意図しなかった場合に、作り直す時などに作成されます。それは山鉾の場合は文言が入っています。それ以外ではありません。その危険性がある時には、事前に見本布などを示しています。

司会（中村） 逆になってしまったのですが、さっきご質問された千葉県の立和名さん、文化庁の宮田さんのお話でご参考になりますか。

立和名 ありがとうございました。国庫補助事業のシステムについて、どうこう言うつもりはないのですが、県も含めて補助金行政が、職人さんの仕事の速度には合わない感じを受けましたので。今度我々がやっている事業は、地元がこれだけしかお金を出さないとい

うことから始まりましたもので、宮田さんのお話による計画変更というのは難しいのです。分割発注して、年内に4領修復するという方向で、サイズの合わないものは、間に小ざねを追加してサイズを延ばすという方法で対応することにしました。

司会(中村) 提出する報告書とは別に、修理に到る経過を記録しておくことも、将来に役立つかもしれませんね。次に移らせていただきます。それでは永松さんお願ひします。

永松 京都のように、たくさん伝統的な物を作る職人がいらっしゃるところは良いのですけれど、地方に行きますと数が限られてきます。「この助成金は一括してうちがやっていられるのだから、うちで作らなければダメですよ」と、強制力を働かせたような言い方をする業者が結構います。佐賀の念風流の締太鼓は、幕末からやっている博多の太鼓屋さんが全部取り扱い、5号とか6号の大きさのものを納めています。本来は別のもので、古いものと新しい博多から購入したものが混ざっています。業者は、伝承者の注文に応じようという意識は全くなくて、私どもに任せなさいという意識なのです。助成金を得たので、太鼓業者のリストが欲しいという時に怖いと思ったのは、全部Aという業者に発注すれば、全部Aという業者の思う通りになるのです。それが現実です。

司会(中村) 残り時間が10分になりました。部長にまとめをしていただきます。

司会(星野) 最後に整理をさせていただきたいと思います。用具が使用可能な状態の時は良いのでしょうけれども、壊れて修理しなくてはいけない場合が出てきたり、芸能がなくなったり、用具だけ残っている場合について、用具を活用する場合に模造品を作るのは、修理をするのか、使用不可能になったものについては、有形の文化財として保存していく方法について展開していただいたと思います。

一つは資金が必要なわけです。それをどのように調達するのかということが話し合われたと思います。

二番目に用具の保管場所と保管の方法として、土蔵とか日干しをきちんとやればよいとか、或いは伝習館が作られていますが、そこが用具の保管を考えておられると思いますし、また民俗資料館などでも保管しているところがあります。保管の場所と管理の問題が話し合われました。その際、人の問題が関わってきます。民俗資料館、博物館、教育委員会などでも、きちんと用具を把握し、台帳を作って、保管を計ることが重要です。

三番目に修理の問題で、レプリカを作る際の問題点として、事前の調査が必要であり、それを進める段階でチェック、アドバイスが必要である。一覧表を見て仲介業者に頼んでしまうと、誰に修理されるか分からなくなるので、チェックする体制、地元で作る人を掘り起こすという問題が出てきました。これらは、以後の存続にかかるお話を想い

ます。材料の問題、あきる野市の歌舞伎の話がありましたが、道具作りが生き甲斐の問題まで広がる、或いは学校教育の中でも取り組む問題が話し合われました。

最後は、ここまで話して良いのかと思う補助事業の手続きの方法まで、用具について考えられる事柄は一応話し合われたのではないかと思います。

司会(中村) みなさま長い間ありがとうございました。今日壇場にあがっていただいた方々も、旅費だけで来ていただいております。そういうところに、いつもお金のない状態で無理にお願いすることを繰り返していました。

私、東京国立文化財研究所でお仕事をさせていただくのは、これが最後になると思います。今までいろいろお力を貸して下さった方々に、この場を借りてお礼申し上げます。

參考資料

参考資料Ⅰ

用具の修復と行政施策について—岩手県の現状と課題一

岩手県 門屋 光昭

はじめに

岩手県で平成7～9年の2か年度にわたって実施した緊急調査によると、県内で活動している民俗芸能団体は1064団体で、内訳は神楽422、田楽・田遊び115（うち田植踊97、えんぶり9）、風流513（うち鹿踊141、剣舞123、盆踊83、虎舞37、七つ踊25）、その他14である（『岩手の民俗芸能—岩手県民俗芸能緊急調査報告書一』平成9年3月）。もちろん、中には辛うじて存続している団体があったし、その後、休止・中段状態に陥った団体もあるかも知れないが、一応、全国有数な民俗芸能継承県であることは間違いない。

1. 保存会組織と財政的基盤

芸能団体の大半は、①「保存会」を組織し継承活動を行っている。この場合、保存会は行政主導で、例えば文化財指定や補助金助成のために組織化したケースも少なくない。また、②「踊組（連中）—保存会」という2本柱で、芸の継承は「踊組（連中）」、財政などの手立ては「保存会」、あるいは③「踊組（連中）—保存会—後援会」という3本柱で行っているところもある。③の場合、「保存会」が日常活動における環境を整え、「後援会」には大規模な衣装・道具類の整備や海外公演などを行うとき、財政的援助を頼む。

2. 行政の施策と補助金制度

保存育成に関わる行政の施策としては、①県、市町村の文化財指定、②衣装・道具類の整備の助成や伝承館建設費の補助など、③イベント・民俗芸能大会の補助（県の地方振興局が持っている地域活性調整費、三陸博基金など）、④県・市町村主催の芸能発表会、青少年民俗芸能発表会などである。

このうち補助金制度としては、①市町村単独での支援、②地方振興局（地域活性調整費）、③岩手県文化振興基金、④日本芸術振興基金、⑤民間団体・東日本ハウス文化振興事業団・メセナ基金（安田生命）・宝くじ助成などがある。

3. 補助制度の現状と課題—岩手県文化振興基金の場合

(1)概要

「文化振興基金は、県民の文化活動が活発に推進されるよう、文化団体等の活動を奨励・援助するため本法人の事業の一環として設けたもの」という（「文化振興基金助成の手びき」より）。基金の当初の目標額は5億円は昭和59年度に達成され、その後県からの出捐等により現在の基金10億円（岩手県8億円、市町村1億円、民間1億円）となり、芸術文化および文化財保護の活動に幅広く利用されている。（表1）

この基金の運営は、財団法人岩手県文化振興事業団が行っており、その助成状況は、平成11年度が総計57件2,664万円（うち文化団体備品整備事業29件879

万円)、平成12年度見込額が総計59件3,810万円(うち文化団体備品整備事業28件1,031万円)である。

(2)課題

本発表者は、この基金の運営に全く関わったことがない。だが、文化振興事業団に属している岩手県立博物館にかつて勤務しており状況を多少知っていたし、現在、県文化財保護審議会委員として関心を寄せている。担当者と話し合ったところ、次のような課題があることが感じた。

- ・甘過ぎる審査。芸能団体そのもののチェックがしにくい。
- ・浴衣、帯、足袋の類が備品整備と言えるか。
- ・基金の運用がだんだん困難になってくる。低利率によって元金を喰う。
- ・市町村によって申請に偏り。担当者の問題、芸能団体数の多少。

(3)県文化振興基ではないが、頭をかかえた事例

最近、ある神楽保存会が購入した蛇腹とそれを使用した舞を見て愕然とした。この蛇腹は、本発表者が関係する東日本ハウス文化振興事業団からの助成によって、東京在住の仲介者を通じ島根県から出雲神楽・石見神楽で使用するものを購入。派手で見栄えがするため神楽大会で人気が沸騰。芸態の変容、他団体への波及など今後に大きな問題を残した。

(4)衣装・道具類の整備

①囃子の道具

- ・太鼓 県内8業者。盛岡～小松太鼓店・高松太鼓店(初雄)・高松武雄太鼓店、江刺～菊美太鼓店・菊啓太鼓店、久慈～瀬野勝男、千厩～関根太鼓店、室根～小山太鼓店
- ・手平鉦、笛 自前で製作することが多かったが、現在では笛は注文が主流。

②仮面

- ・地元や保存会メンバーによる例が多い。
- ・江刺の長谷川さん、千厩の関根信一さんなど。

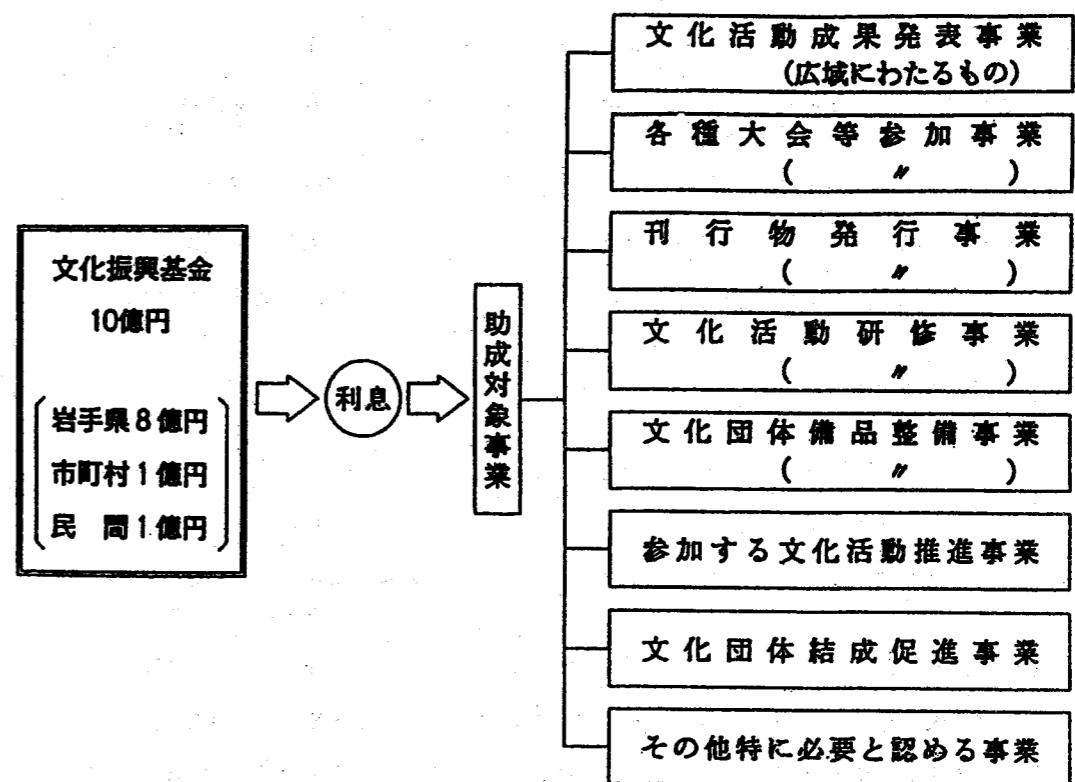
③鳥兜、えんぶり鳥帽子

- ・半ばセミプロの製作に依頼。

④衣裳

- ・布を買って保存会などの家の者が仕立てることが多い。
- ・盛岡では老舗の呉服店が、縫い子をかかえており、注文に応じる。
- ・北上の鬼剣舞衣裳は呉服の小清。

表1



④ 文化団体備品整備事業

楽器、展示用備品、郷土芸能用具その他文化団体の活動に必要な備品の購入または修理を行うものであって、通常個人所有になじまないもので、当該文化活動を実施するうえで直接的に必要な備品が助成の対象になります。

なお、民俗芸能団体が行う郷土芸能用具等の整備については、広域的な団体でなくても助成の対象となります。

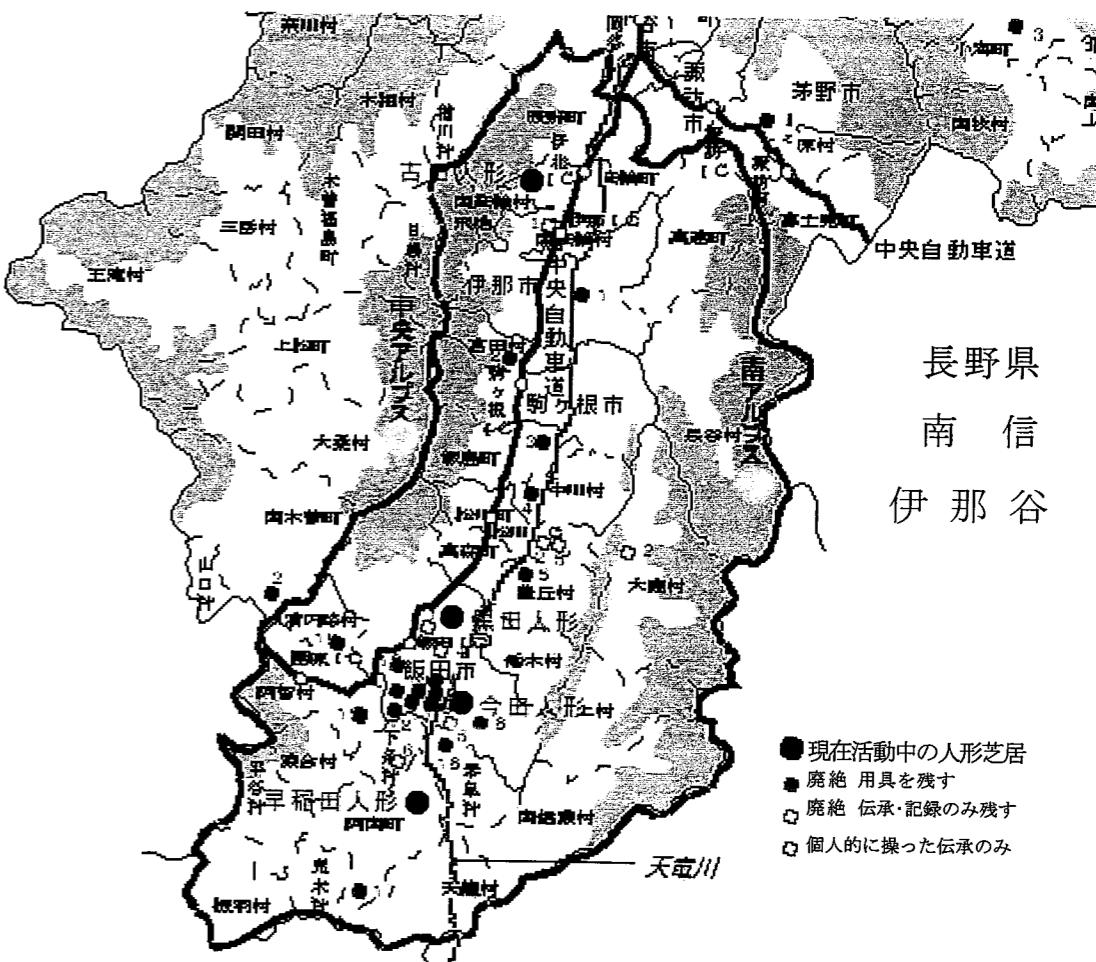
参考資料II

(写真1)

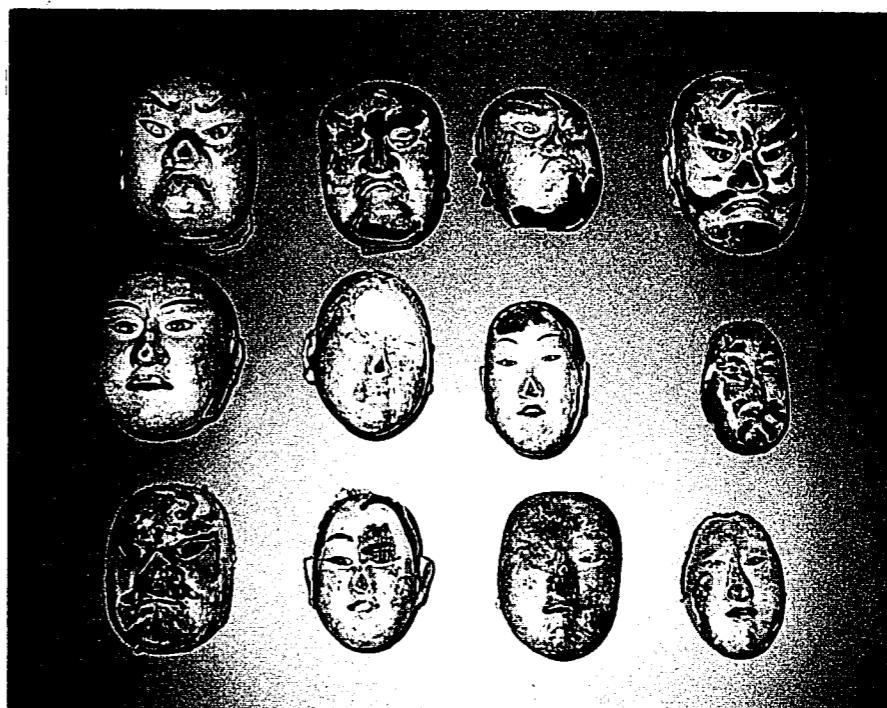
表2

県内民俗芸能団体衣装製作業者調

民俗芸能団体名	製作内容	業者名
下米内伝統さんさ踊り保存会 (盛岡市)	半纏、かけ襟、紅白幕	(有)巴染工場 盛岡市紺屋町
さんさ伝承会太田太鼓(盛岡市)	浴衣、太鼓胴帯	安倍善 盛岡市長田町
見前町田植踊り保存会(盛岡市)	絵羽浴衣	丸坂商店 盛岡市三本柳
永井大念仏剣舞保存会(盛岡市)	浴衣、肌着、ふくべ、妻折笠、草鞋、草履	松尾呉服店 藤崎町 花王堂本店 藤崎町
早池峰岳流石鳩岡神楽保存会 (東和町)	袴、襦袢	伊藤染工場 花巻市藤沢町
砂子座敷田植踊り保存会(東和町)	着物(一越小紋)、帯	丸善本店 いわき市藤崎町
増沢郷土芸能保存会(江刺市)	権現幕	伊藤染工場 藤崎町
奥山行山流鶴沢鹿踊り保存会 (江刺市)	鹿頭、角、ササラ、衣装	神尾木工 江刺市広瀬 伊藤染工場 藤崎町
行山流角懸鹿躍保存会(江刺市)	幕、流し	伊藤染工場 藤崎町
原体神楽保存会(江刺市)	面製作、面塗替	関根信一 千厩町奥玉
川舟田植踊り保存会(沢内村)	衣装(矢絣、絹伴天) 花笠、帯、コテ、袴	深沢商店 沢内村川舟 ショーケン 湯本スポーツ 湯田町
小川鹿踊り保存会(釜石市)	衣装 半纏	マルセン 遠野市穀町 京屋 釜石市大町
平田青虎会(釜石市)	半纏 虎頭	伊藤染工場 藤崎町 会員
浪板鯨山神楽保存会(大槌町)	舞袴	さんぶ衣料店 大槌町本町
小鳥谷七ツ踊り保存会(一戸町)	衣装	さかえや 一戸町字野田
澤目獅子踊り保存会(盛岡市)	衣装	石岡呉服店 藤崎町
下永井獅子踊り保存会(盛岡市)	衣装	亀半呉服店 盛岡市肴町
相去鬼剣舞保存会(北上市)	装束一式	呉服の小清 北上市本通
川端岳神楽(北上市)	権現幕	横黒染工場 藤崎町
横川目神楽保存会(北上市)	鶏かぶと 神楽舞衣装	ふみの工房 藤崎町 いとう呉服店 藤崎町
笹森神楽保存会(胆沢町)	神楽面、鳥帽子	小野寺潔 一関市萩荘
朴ノ木沢念仏剣舞保存会 (胆沢町)	面	及川染工房 胆沢町若柳
鹿合剣舞保存会(胆沢町)	面 装束	阿部佐木男 佐藤商店 胆沢町若柳



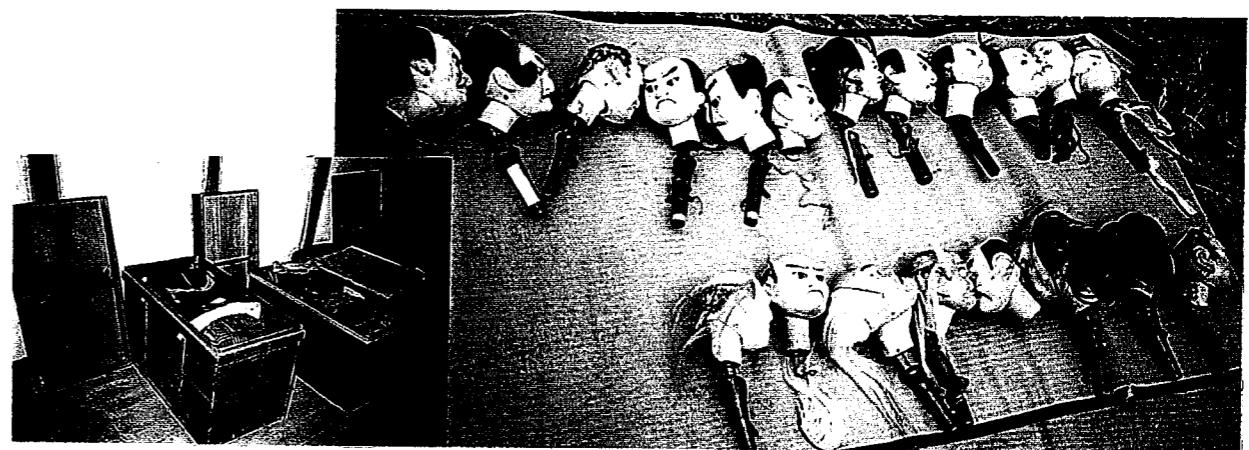
(写真2)



(写真3)



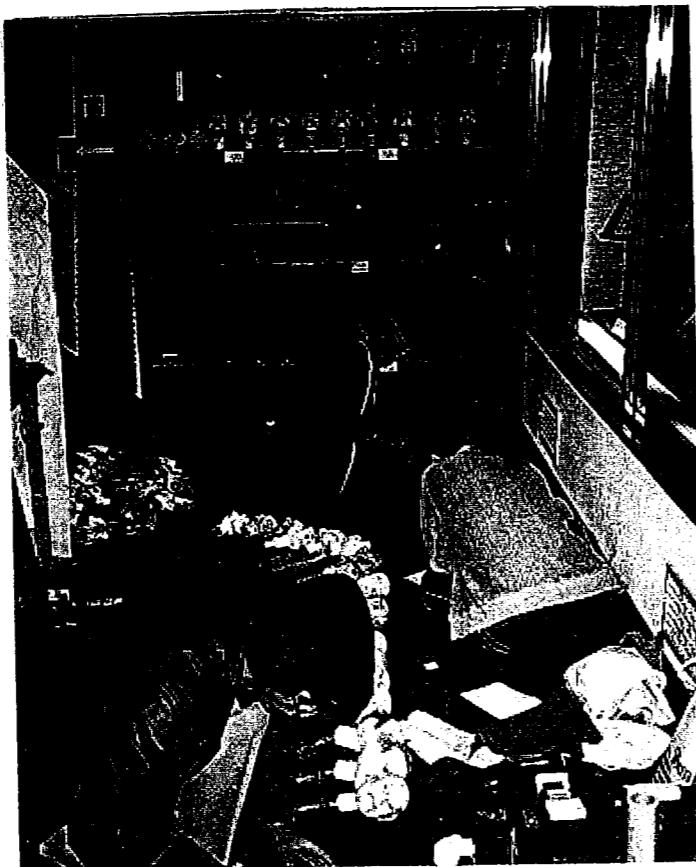
(写真5)



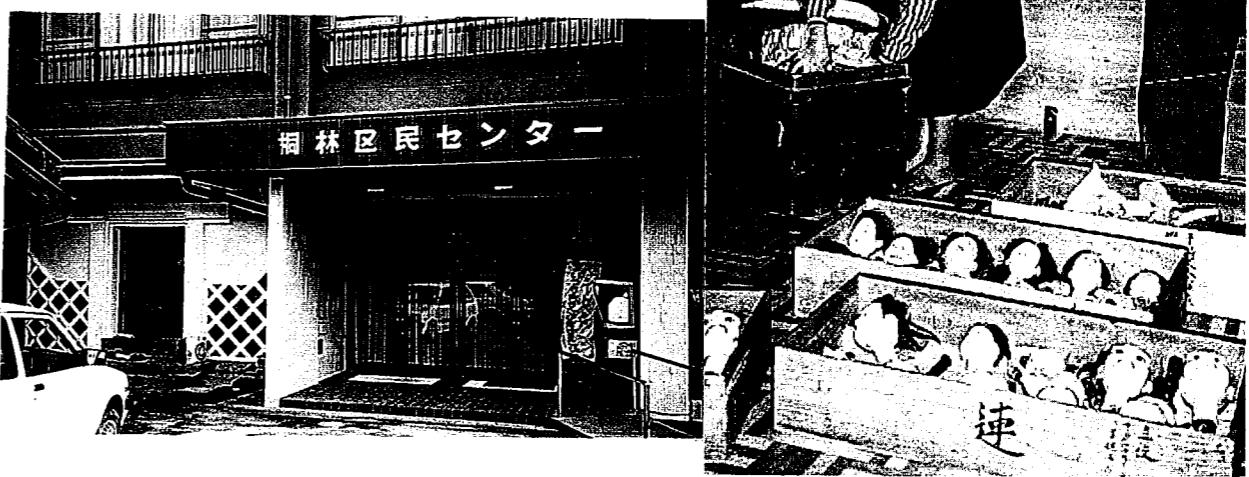
(写真6)



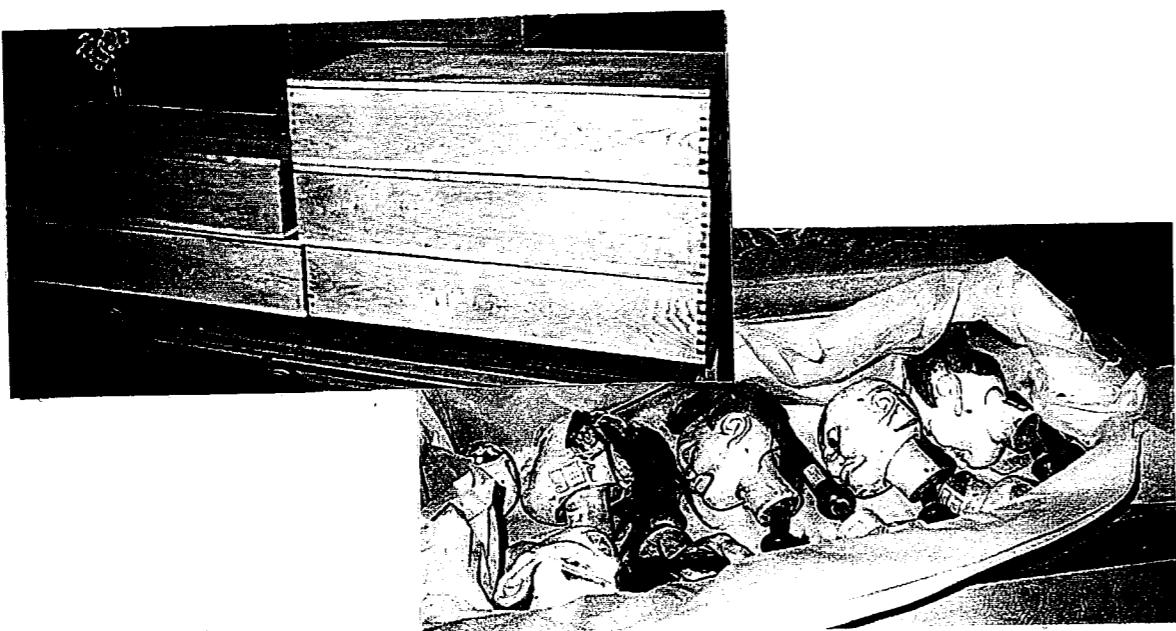
(写真4)



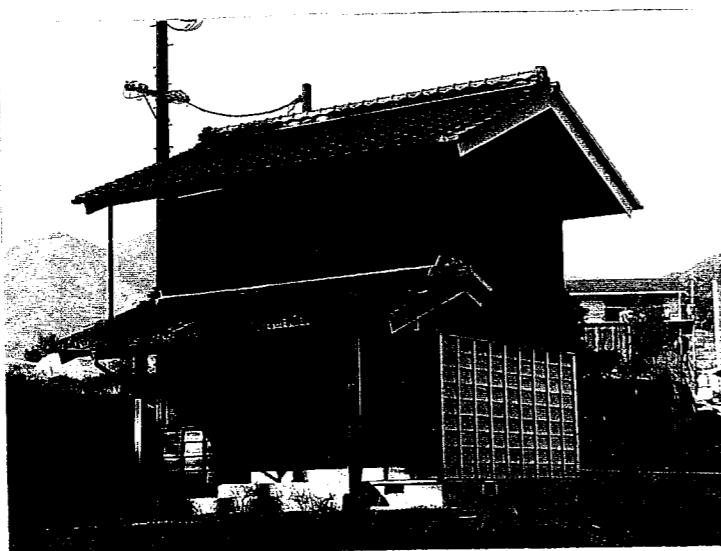
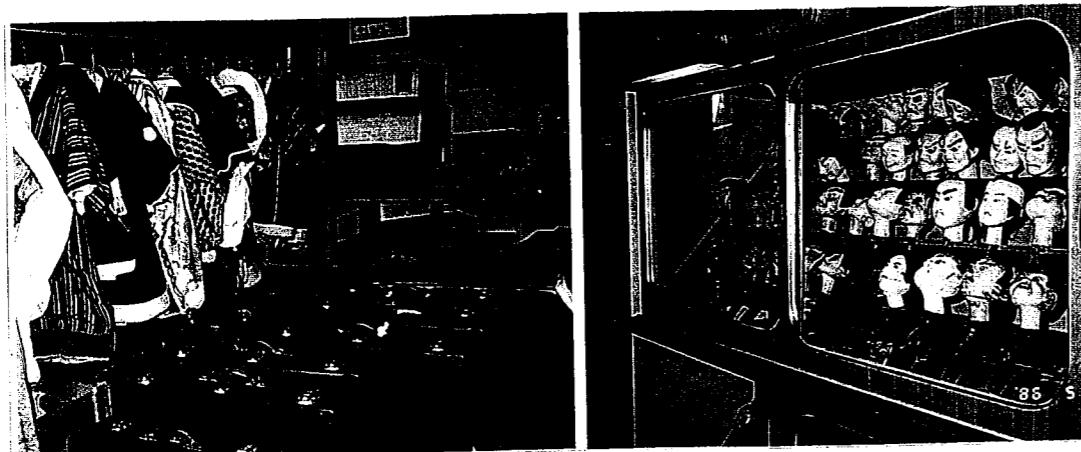
(写真7)



(写真8)



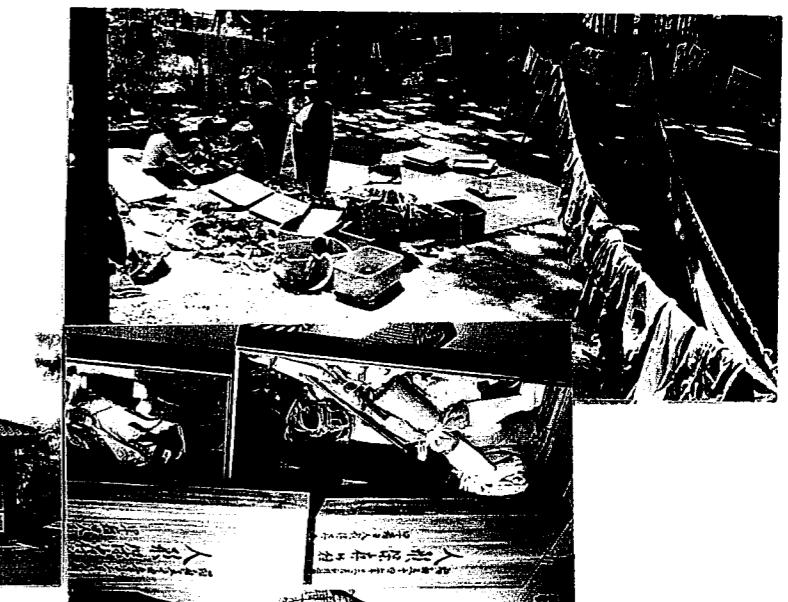
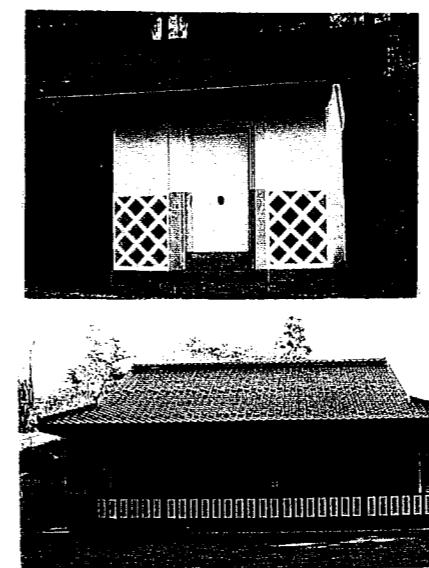
(写真9)



(写真10)

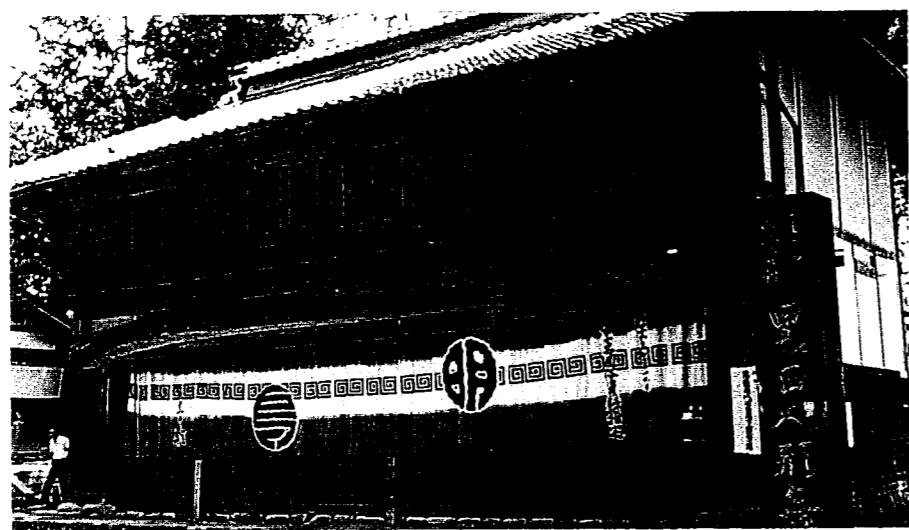


(写真11)



(写真12)





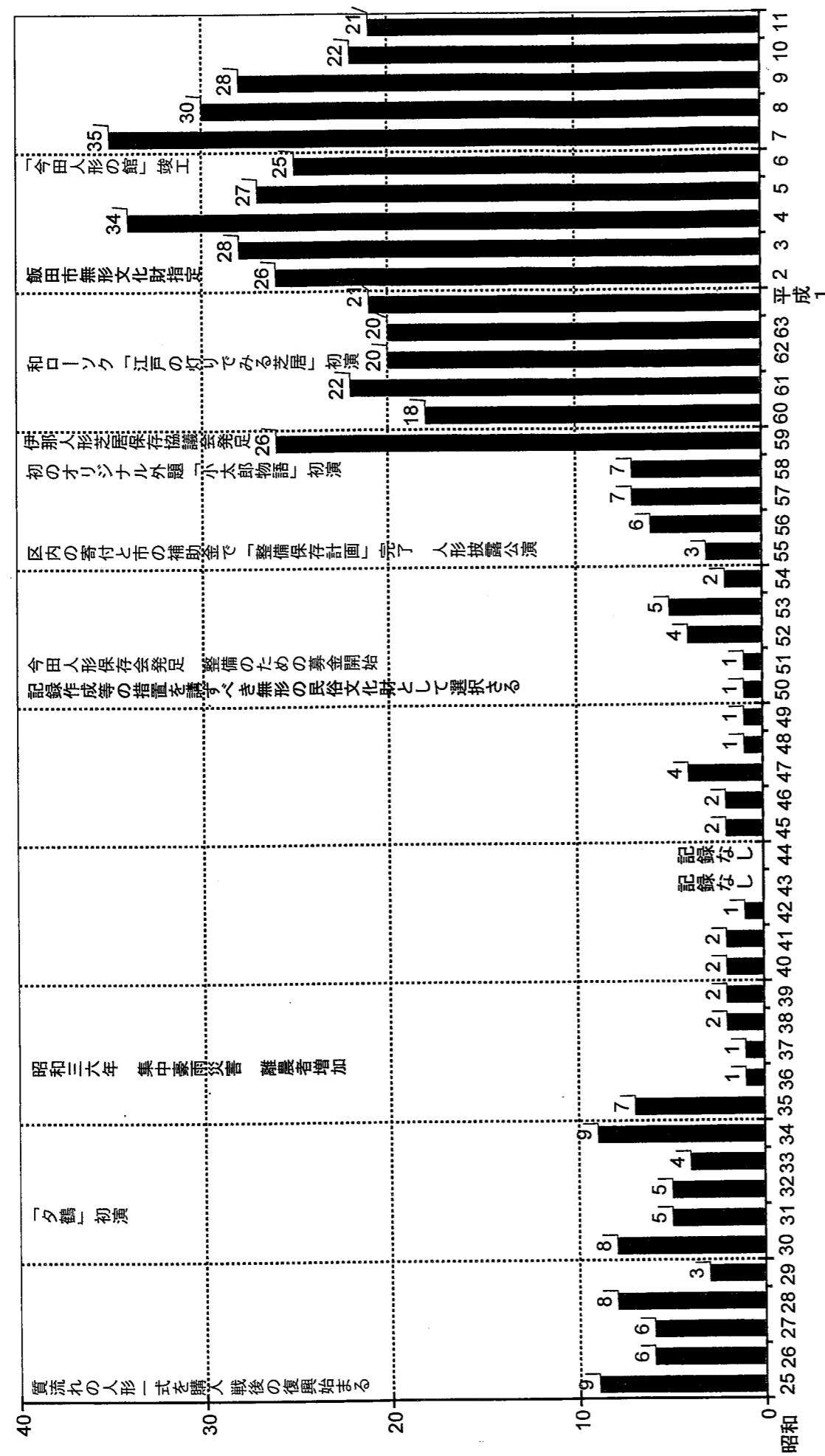
(写真15)



(写真16)



今田人形 昭和25年以降年間上演回数



参考資料III

○各社の創建と舞楽の伝承及び法会

小國神社（男神 大己貴命、遠江国御靈）は、遠江国において最も早く記録に現れる神社で、承和7（840年）には成功（神階が従五位下となる）している。

天宮神社（女神 宗像三女神）の境内からは、奈良・鎌倉期の瓦も出土しており、雨を祈る土着の信仰の神社であろう。

天文12（1543年）、今川義元判物に「遠江国一宮庄之内金胎両部之一社天宮事」とあり、小國神社の金剛界に対し天宮神社が胎蔵界の社であると見られる。両社と習合した蓮華寺（天台宗比叡山直末）の影響によって、左舞（小國金剛界、赤色）と右舞（天宮胎蔵界、青色）に組み立てられられ、両社の祭礼（舞楽法会）をもって左右一体、遠江国内の安泰と豊穣を祈願する國の祭りとなつたようである。

飯田荘下郷の山名神社は、太田川流域の疫病退散や豊穣を祈る飯田荘下郷の祇園社で、お天王様と称されてきた。創草を慶雲3（706）年としているが、延喜式神名帳記載の山名神社とは言い難く、境内は太田川の左岸で、堤に接した社殿から、約100米先の弁天の瀬まで神輿が渡御し、境内の「舞屋」と称するお船屋台の舞台で八段の舞が奉じられる。山名神社の舞は、中世（応仁の乱以前）の京都祇園祭の形態を継承し、優墳を除く7段は小学生から高校生までの稚児舞である。

小國・天宮の舞楽は、天正18（1590）年に小國神社の大祢宜鈴木太郎左衛門が舞楽役となり、近世を通じて世襲し、神主家は舞楽法会の大旦那であった。小國神社の祭礼（法事）は、旧暦の2月17日・18日、天宮神社は同じく2月の23日・24日で、両社の舞楽は全十二段、小國神社の場合は、番外の「花之舞」を最初に行い、連舞・蝶・鳥・しんまく・抜頭は稚児舞楽、菩薩・安摩・二の舞・陵王・納蘇利・獅子は大人舞である。

演目番	小國舞楽 十二段	天宮神社舞楽 十二段	演者人數	山名神社 祇園祭の舞	演者人數
番外	花 舞	無し	社家4人	初まくり	太鼓・鼓・笛
1番	連 舞	延 舞	稚児2人	やつはち	子ども 2人
2番	色香(菩薩)	色香(菩薩)	大人2人	みこ 舞	子ども 1人
3番	庭胡蝶	庭胡蝶	稚児4人	鶴	子ども 2人
4番	鳥	鳥	稚児4人	し し	中学生位 2人
5番	太平楽	太平楽	太刀4人	迦陵頻	子ども 1人
6番	しんまく	新まか	稚児4人	龍	子ども 2人
	中入(飲食)	現在中入無し			
7番	安 摩	安 摩	大人1人	蟻 蟻	子ども 1人
8番	二の舞	二の舞	大人2人	優墳獅子	大人・中高各1人
9番	陵 王	陵 王	大人2人	※やつはち	小ども 2人
10番	抜 頭	抜 頭	稚児1大人2	※忽まくり	太鼓・鼓・笛
11番	納蘇利	納蘇利	大人1人		
12番	獅 子	獅 子	大人3人		

小國・天宮・山名神社舞楽演目・人数

○国指定無形民俗文化財の指定

小國神社の舞楽

静岡県指定無形文化財には、昭和36年（1961）3月28日に「小國神社舞楽十二段」として指定をうける。また、昭和50年（1975）、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として文化庁から選択される。昭和57年（1982）1月14日に文部大臣により重要無形民俗文化財の指定を「遠江森町の舞楽」として受ける。

天宮神社の舞楽

当社の場合は、昭和44年（1969）に鈴木伝蔵ほか4人が静岡県指定無形文化財の保持者として静岡県の認定をうける。また、昭和50年（1975）、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として文化庁から選択される。その後、昭和57年（1982）1月23日に重要無形民俗文化財の指定を「遠江森町の舞楽」として受ける。

山名神社の舞楽

昭和41年（1966）静岡県指定無形文化財に指定。同49年（1974）、舞楽用具・指南書が森町の有形民俗文化財となる。また、昭和49年（1974）、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として文化庁から選択される。昭和57年（1982）1月14日に、国指定重要無形民俗文化財の指定を「遠江森町の舞楽」として受ける。

小國神社		天宮神社	山名神社
神 主	近世 鈴木氏（小國併用）	中近世 中村氏	近世 村松氏
社 家	中世75家、近世36家	中世不明、近世7家	不明
社 僧	蓮僧院以下4カ寺	天宮山梵台院神宮寺	法安寺カ
樂 人	中世 蓮華寺配下寺院カ	蓮華寺配下寺院カ	飯田修驗・下飯田下寺家カ
舞楽役	近世 天正18年より両社ともに鈴木太郎左衛門	飯田修驗・下飯田	
	延宝7年より両者ともに鈴木左近（太郎同家）	寺脇衆・百姓衆	
祭（法事）	鈴木家の指南を受けた栗倉村等の人々	氏子の舞人の中から町衆	氏子
	近代		
舞楽日 同	近世 旧2月18日	旧2月24日	旧7月15日
	近代 4月18日	4月初旬	7月15日
物 忌	現在 4月18日近土日曜	4月第1土日曜	7月15日近土日
	近世 旧2月13日より	2月19日より	
舞 樂	十二段（花舞番外）	十二段	八段
樂 器	太鼓・鉦鼓・龍笛	太鼓・鉦鼓・笛	太鼓・笛・鼓
舞台樂	常設	常設	常設（船屋台）

各社の組織・祭礼など詳細

2、民俗文化財地域伝承活動補助事業の経過と森町史編纂事業による総合調査

○昭和60年度～平成12年度（内61年～平成元年、同5年を除く）全11年間の実績

遠江森町の舞楽面・装束・用具新調・修理事業一覧

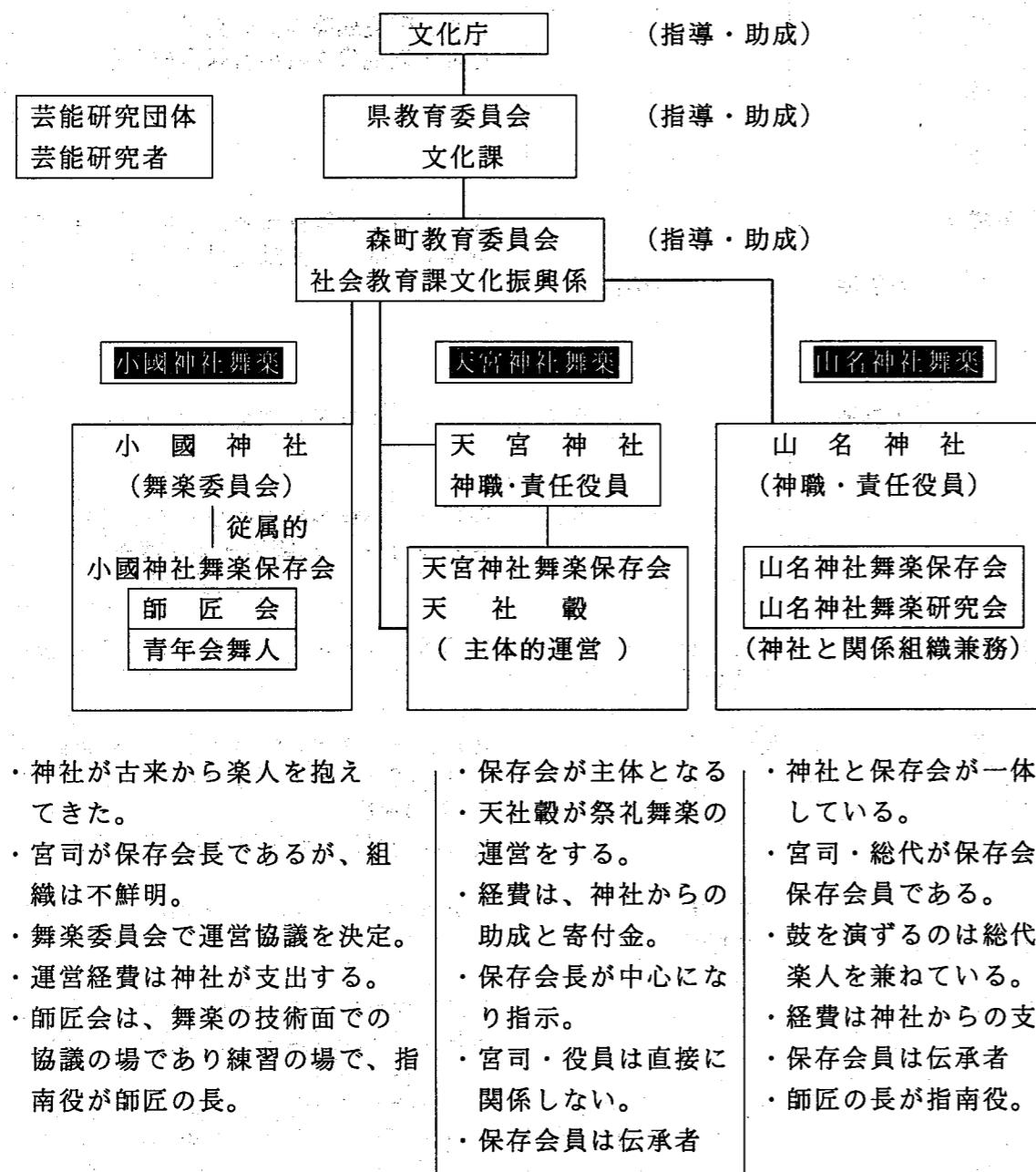
年 度	舞 楽 别	全 体 事 業 費	新調修理の内容
昭 和 60年度	天宮神社 山名神社 計	3,100,000 2,240,000 5,340,000	十二段舞楽用具の新調 天王祭舞楽用具の新調
平 成 2年度	天宮神社 山名神社 計	1,500,000 2,018,170 3,518,170	十二段舞楽面の新調 天王祭舞楽衣装の新調
3年度	天宮神社	1,250,000	十二段舞楽面の新調
4年度	天宮神社 山名神社 計	1,350,000 1,180,000 2,530,000	十二段舞楽面の新調 天王祭舞楽衣装の新調
6年度	小国神社	3,140,470 以下税込み	十二段舞楽衣装・面・用具の 新調
7年度	小国神社	3,209,480	十二段舞楽衣装・面・用具の 新調及び修理
8年度	小国神社	3,077,640	十二段舞楽衣装・面・用具の 新調及び修理
9年度	天宮神社	2,523,150	十二段舞楽衣裳・用具の新調
10年度	山名神社	5,331,322	天王祭舞楽面・用具の新調
11年度	山名神社	5,401,200	天王祭舞楽用具の新調
12年度	山名神社	5,706,850	天王祭舞楽面・用具の新調 現在製作中
合 計		41,028,282	

各社舞楽面・装束・用具新調・修復事業及び森町史等総合調査年表

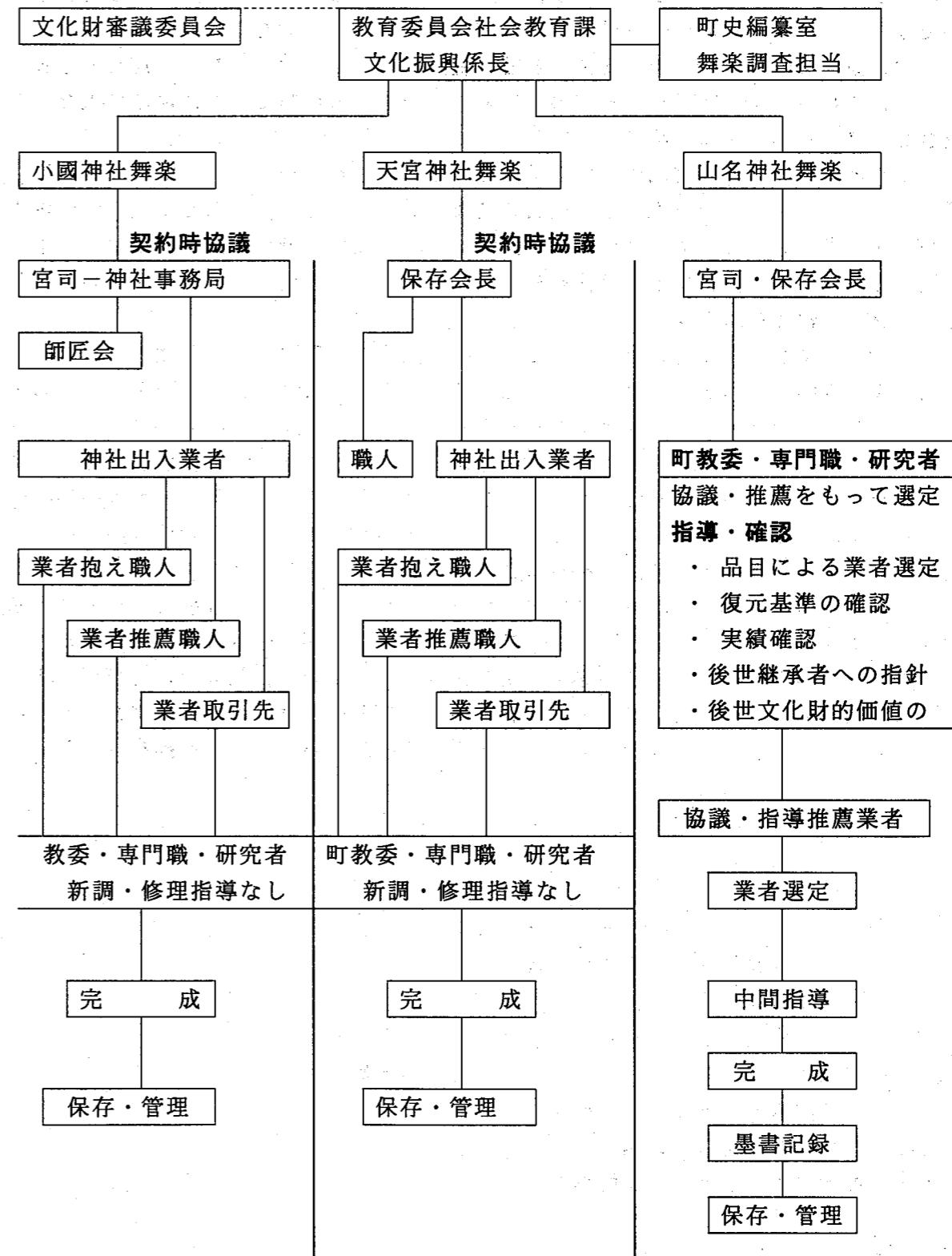
年 代	天 宮 神 社	小 国 神 社	山 名 神 社	森 町 史 そ の 他 事 項
昭 和 60	用具新調		用具新調	
61				3月、町史編纂委員会発足 近世・近現代文書の目録作成作業
62				
63				
平成元 2	面新調		装束新調	4月1日より監修者及び近世・近現代執筆委員委嘱 文献史料の目録化
3	面新調			
4	面新調		装束新調	4月1日より民俗部会の調査開始
5				※3月 小國神社田遊びビデオ完成 9月13・14日 小國神社装束調査 専門研究者来町
6		装束・面用具新修		※3月 山名神社天王祭舞楽ビデオ完成
7		装束・面用具新修		4月15日 文化会館落成につき舞楽講演 7月～12月 3カ所神社の装束・面実測 写真の撮影 10月23・24日 専門研究者天宮装束調査
8		装束・面用具新修		※2月29日 天宮十二段舞楽ビデオ完成
9	装束・面新調			3月『森町史上巻』刊行 中世史と舞楽 3月『資料編五舞楽・民俗芸能・民俗資料』刊行
10		装束・面用具新修		3月『森町史下巻』（舞楽記載）刊行 ※3月27日 小國十二段舞楽ビデオ完成
11		装束・面用具新調		3月『図説 森町史』刊行 森町史残務整理作業
12		装束・面用具新調		

3、森町の保存・修復・新調事業

○舞楽伝承組織と指導・助成の現状



事業窓口より業者発注順路



「遠江森町の舞楽」に関する論文は左記の通りである

○総合調査前までの状況

一般に、重要な無形民俗文化財を継承する地方自治体は、大都市ではなくいわゆる古くは辺境の地であり、神や仏に仕える信仰上のうえになるものが多い。当町の場合も例外ではなく、古老の信仰に受け継がれてきた精神文化の一つである。

面や装束、楽器やとりものは美術品と言う視点ではなく、大事な祭礼の道具であった。しかし、これらの用具が意味するものは、地方への文化の伝播であり、地域の人たちの受容した文化水準を測る一証左でもある。

高度経済成長期以降、文化財を取り巻く環境は脅かされ、一つ考古分野においては、開発と平行して市町村教育委員会の職員の増員となった。しかし、芸能研究や諸関係の歴史研究は考古分野ほどではない。国の指定を受けた重要な無形の民俗文化財の伝承は、人間の心持ち次第で廃絶する危険性をもっているが、この専門分野を担当する地方公共団体の職員の数は極めて少ない。

伝承者が舞楽を守って行こうとする心への心の支援と、実際に用いる面などの物質的補助は車の両輪でどちらが欠けてもいけない非常に大切なことである。しかし、その実状は、行政上の担当の都合で受け持たれる方も少なくなく、担当期間も短いことから専門の知識を修得し、尚かつ活用するまでには至らない。したがって、補助金の運用手続きや業務報告が主たる業務となっている。こうした状況のもと、当町の初期段階における保存・新調・活用もご多分にもれなかった次第であり、これは担当者個人の問題ではなく、医者でないのに患者の診察をするようなことであろう。

また、国の指定を受ける段階で芸能の悉皆調査も充分にされていないこともあり、基礎的な文書調査も不十分ではない。よって、基礎資・史料が収集されていなかったことも、当時の担当者や芸能関係者が保存や新調を行う上に置いて、最大限に力を振るえなかつた要因である。そして、最も大切な職人の選択においては、保存会や神社の窓口に対し適切な指導ができない現状が当町に限らず、全国的な実態であると推察される。

4、森町史編纂事業の調査と成果

○神社や芸能の歴史、継承者の伝承についての調査

- 1、芸能の基礎的研究成果の資料収集
 - 2、伝承者信仰と芸能
 - 3、芸能を継承しているなかでの伝承・口伝
 - 4、芸能関連文書の確認と分析、及び現況との比較
 - 5、芸能伝承者の居住域の生活文化
 - 6、自然科学的信仰圏の調査
 - 7、神事、法会と芸能の実態調査

○ 面・装束・用具の調査

- 1、面・装束・用具の史料の有無の確認と史料上の記載内容の確認
 - 2、現況の用具の歴史的意味の確認（墨書き調査など）
 - 3、用具（面・装束・用具・祭具）の実測
 - 4、舞の手調査
 - 5、しょうがと曲の譜面化
 - 7、楽器の実測

書籍の刊行

1、『森町史』資料編二	古代・中世
2、『森町史』資料編三	近世
3、『森町史』資料編五	舞楽・民俗芸能・民俗資料
4、『森町史』上 卷	自然環境・考古・古代・中世・近世
5、『森町史』下 卷	近現代・民俗・文化財
6、『図説 森町史』	全 卷
7、『舞楽装束』	遠江森町の舞楽装束実測図集
8、『静岡県森町の民俗』	信仰・交通

『森町史』資料編五 舞楽・民俗芸能・民俗資料

第1章 滋江国一宮舞楽

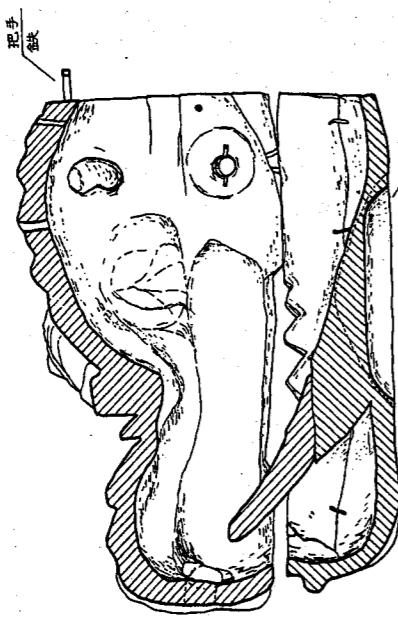


図43 獅子頭 断面図(表-10)

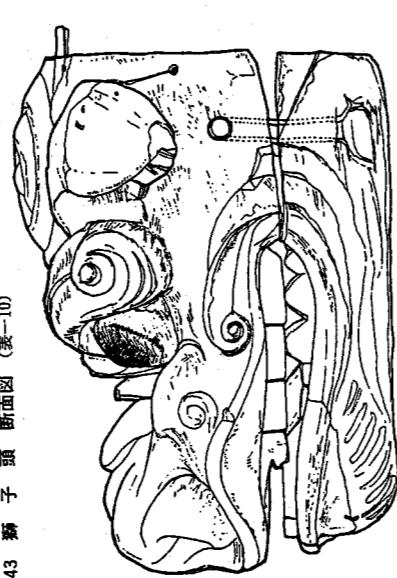


図44 獅子頭 側面図(表-10)

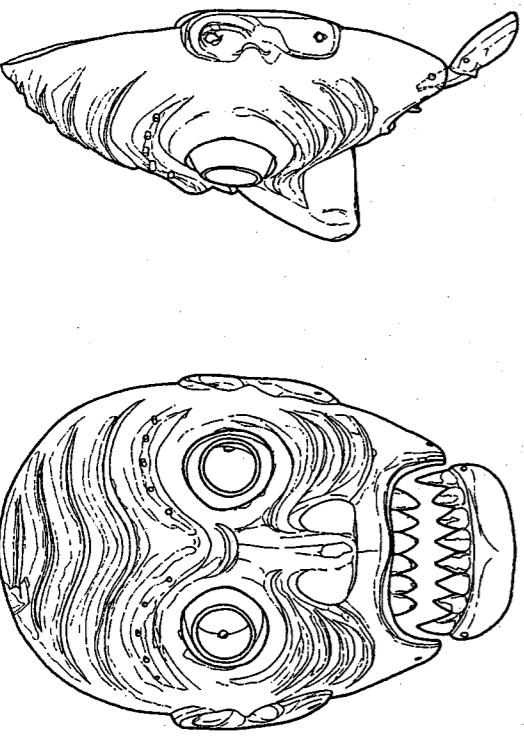


図22 納蘇 利正面図(表-6)

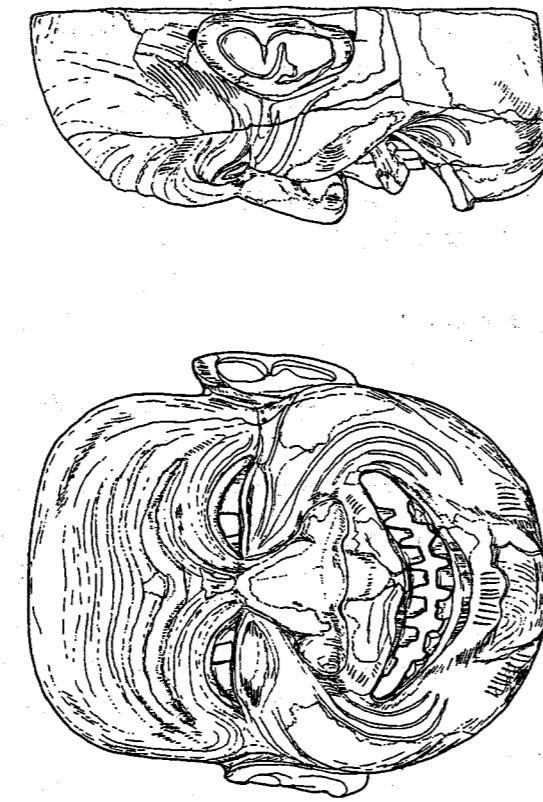


図23 納蘇 利側面図(表-6)

図11 哭 面(箱)正面図(表-3)

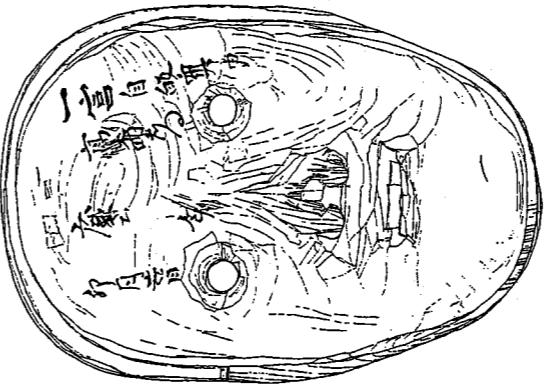


図12 哭 哭面(箱)側面図(表-3)

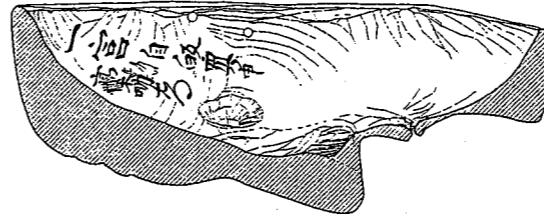


図13 王 舞断面図(表-3)
(赤外線撮影により慶長十年と判明)

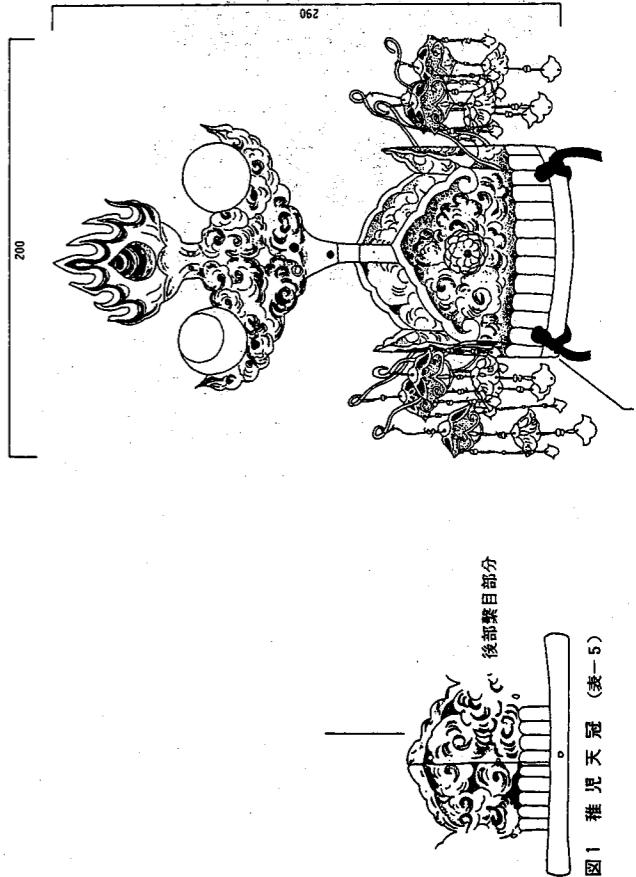


図14 王天冠(表-5)

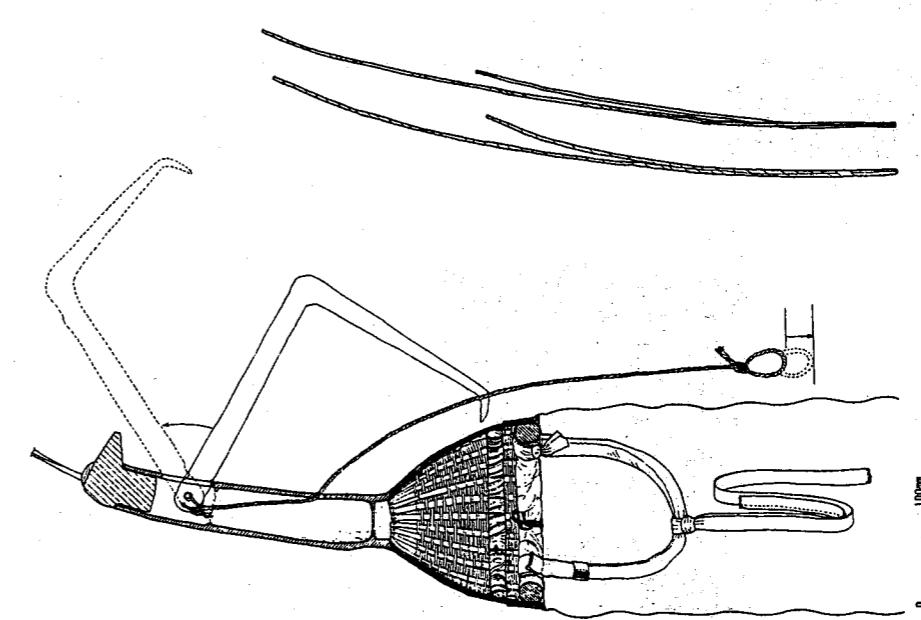


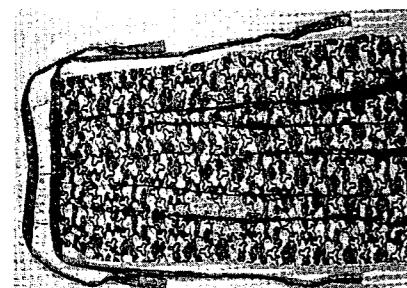
図32 蟠 龐断面図(付、触角)(表-11)

参考資料IV

秋川歌舞伎あきる野座の潮流(年表)

平成12年(2000)11月

年 代	西 曆	事 項
天慶3	940	◇承平・天慶の乱の際、官軍藤原秀郷二宮明神に將門追討を祈願、平定後社殿改築寄進。
11世紀		◇初め頃に總社の制が布かれ、小川大明神(二宮大明神)は武藏国六所宮の二宮とされる(年代不明)。
文禄1	1592	◇二宮神社神輿巡回始まとある(享和2年「二ノ宮村鑑」)。
慶長4	1599	◇二宮神社奉納角力始まとある(同上)。
元和1	1615	◇二宮神社子供花笠踊り始まとある(同上)。
寛永1	1624	◇この年より古谷家起興、初代清兵衛。
宝永年中	1704~1710	◇二宮神社湯立神事始まとある(同上)。
天保3	1832	◇「古谷家は古来より陰陽家職を勤め云々」の土御門家江戸役所発給の文書あり。他にも天保10、嘉永2、安政4年の同文書あり。
天保6	1835	◇古谷兵庫二宮神社に太太神樂の扁額奉納。
明治初年頃	1868頃	◇檜原村柏木野の神代神樂、二宮から師匠を招いて習う。明治30年代にも。
明治10	1877	◇古谷平五郎、説教節薩摩派6代目薩摩若太夫を襲名。
明治12	1879	◇7月、古谷平五郎の子、安平西多摩郡役所へ車人形使創業願いを提出。
明治20代		◇古谷家では神楽の道具を山梨県小菅村に譲り、神楽の指導も2ヵ月ほど行う。
明治32	1899	◇この頃車人形も止めたもよう。かわりにこの頃より歌舞伎を始めたか?
大正5	1916	◇2月21日、(星竹)鎮守祭礼、二ノ宮神樂衆12人参り夜12時頃迄面芝居有り、見物人多分出る(「儀三郎日記」)。
大正5・6	1916~7	◇3月26日、栗沢一雄(2代目市川増三郎)生まれる。
大正8	1919	◇この当時、二宮に有楽館(劇場)があり歌舞伎や新派を古谷一座が演じた。
大正10頃	1921頃	◇檜原村柏木野、二宮神樂師の井上多三郎・田倉鶴吉から神楽習得。
大正12	1923	◇当時、二宮村での歌舞伎役者数約60人、内専業役者は13、4人。
大正末~昭和初期		◇古谷一座から栗沢一座分離独立、栗沢一雄5歳の頃。当時古谷一座には30人ほど役者が居たが、流行りだした新派を好む若手が分派した。
昭和15~20	1940~45	◇栗沢一座は初代が兵吉(関芝造)、2代目増三(市川増三郎)、3代目一雄(2代目市川増三郎)と続く。
昭和20~23頃	1945~48	◇関東大震災で疎開してきた東京の歌舞伎役者市川桃十郎が栗沢一座を指導。
昭和50	1975	◇この年、栗沢一雄7歳で初舞台を踏む。当時の芸名は市川小太郎。若いころは女形を得意とした。
昭和51	1976	◇二宮歌舞伎の最盛期、東は三鷹の新川、北は高麗川、南は八王子・町田の相原、西は檜原・小河内・鳴沢、多いときは年間300日の芝居をこなす。
		◇戦争激化のため歌舞伎公演はできなくなり、一雄は土木作業・軍需工場勤務を経て昭和19年8月に徴兵され海軍の矢田部航空隊に所属。
		◇終戦直後素人演芸全盛、以後再び歌舞伎が流行り昭和34、5年まで続く。その後映画の隆盛・T Vの普及などのため衰退の歩みをたどる。
		◇11月8日、二宮歌舞伎保存会結成される。
		◇5月16日、秋川中央公民館において二宮歌舞伎復活公演行われる。



一覧表No.35. 裕(二の舞・翁)
年代:文政12年
形質:表白地綾裏型染
量:1腰
文:文政十二年
五二月吉日
二の舞男
什第番号:「天宮神社所蔵
数銘

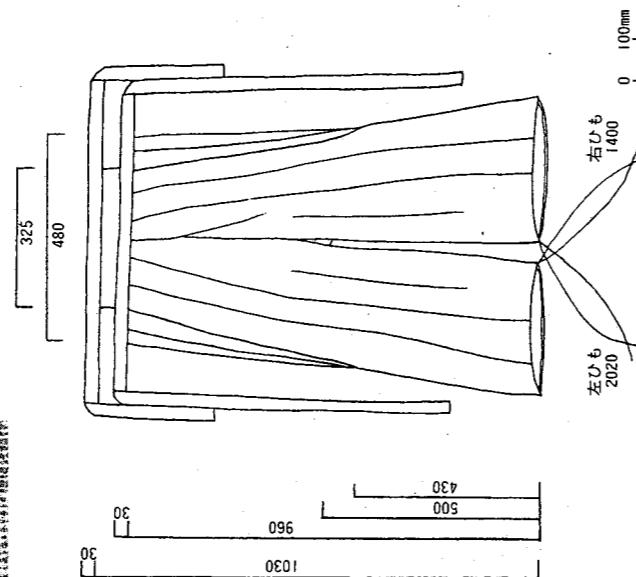
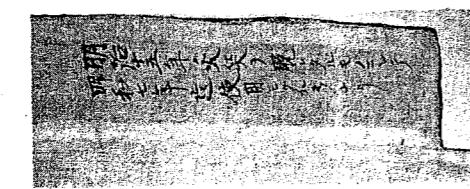
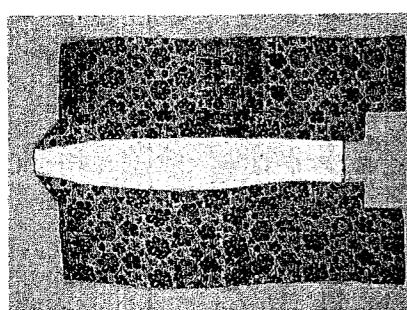


図-12



一覧表No.21. 上着(太平楽)
年代:江戸末
形質:表紺金地錦裏白麻
量:2領
文:明治十五年ノ火災ヲ脱シタハモノニシテ昭和七年迄使
用シタルモノナリ
※太平楽古装束

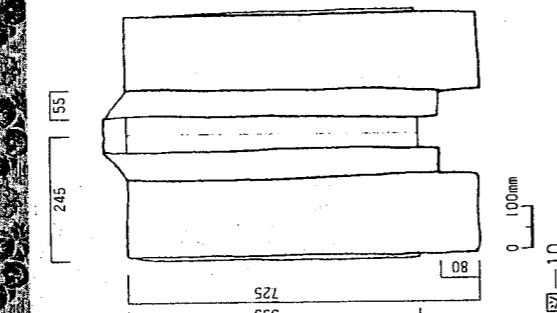


図-10

年 代	西暦	事 項
平成 1	1989	◇菅生の組立舞台が東京都有形民俗文化財に指定される。
平成 2	1990	◇二宮歌舞伎保存会が解散。
平成 3	1991	◇市教委で栗沢一座所有の衣装・道具類の調査実施。
平成 4	1992	◇秋、農村歌舞伎復活の気運が市民の中から高まり発足のための準備会を結成。 ◇6月28日、二宮歌舞伎保存会が発足（初代会長河野專一） ◇8月20日、秋川市・秋川市教育委員会・二宮歌舞伎保存会の3者で「東京の農村歌舞伎（二宮歌舞伎）復活実行委員会」を結成、住民と自治体の協同で歌舞伎の復活・保存事業を推進することになる。併せて多摩東京移管100周年記念事業「TAMAらいふ21」の協賛事業に認定され財政の助成も図られる。 ◇9月、学校五日制の発足に呼応して市教育委員会のサポートで子供歌舞伎創設。 ◇10月25日、「TAMAライフ21」のイベントとして、秋川市中央公園市民広場の菅生組立舞台において二宮歌舞伎復活公演を行う。
平成 5	1993	◇10月17日（日）、多摩東京移管100周年記念事業「TAMAらいふ21」のイベントの一つとして多摩アリーナ特設会場で、種蒔三番叟及び栗沢一雄（市川増三郎）指導の子供歌舞伎（絵本太功記十段目）を初上演。
平成 6	1994	◇1月22日（土）、秋川子供歌舞伎新春公演、キララホール、太功記二段目・十段目。 ◇9月25日（日）、秋川子供歌舞伎菅生正勝神社祭礼公演、菅生会館前広場組立舞台、太功記二段目・十段目。
平成 7	1995	◇9月9日（土）、二宮神社祭礼公演、二宮神社境内特設舞台、太功記二段目。 ◇10月28日（土）、西多摩広域行政圏伝統芸能フェスティバル公演、あきる野市中央公園市民広場菅生組立舞台、太功記十段目。
平成 8	1996	◇8月24日（土）、新子供一座旗揚げ公演、あきる野市ふれあいセンターホール、太功記十段目。 ◇9月9日二宮神社祭礼公演が雨のために中止。 ◇9月15日、中学生一座瑞穂町敬老公演、瑞穂町スカイホール、太功記十段目。 ◇11月17日（日）、関東歌舞伎・伝統芸能祭小鹿野町公演に中学生一座出演、太功記二段目。
平成 9	1997	◇8月23日（土）、あきる野座新子供一座・大人一座旗揚げ公演、あきる野市ふれあいセンターホール、壽三番・義経千本桜伏見稻荷鳥居前の場・太功記二段目。ちょぼ・下座・舞台まですべて自前でできた最初の公演。この時から座名「あきる野座」を公称。 ◇9月9日（火）、二宮神社祭礼公演、二宮神社境内特設舞台、太功記二段目。 ◇10月18日、五日市防犯協会公演に子供一座出演、日の出町公民館ホール、太功記十段目。 ◇11月3日（月）、あきる野市民文化祭公演、あきる野市五日市会館、壽三番叟・義経千本桜伏見稻荷鳥居前の場・ワークショップ・太功記十段目。
平成 10	1998	◇9月9日（火）、二宮神社祭礼公演、二宮神社境内特設舞台、太功記十段目。 ◇11月3日（火）、あきる野市民文化祭公演、あきる野市ふれあいセンターホール、壽三番叟・義経千本桜伏見稻荷鳥居前の場・太功記十段目。 ◇秋、全日本郷土芸能協会制作・販売の学習ビデオ「地芝居の化粧・着付け・かつら付け」の撮影にモデルとして協力、完成ビデオ頒布始まる（冬）

年 代	西暦	事 項
平成 11	1999	◇同じく理事渡辺国茂氏の協力・撮影により絵葉書「秋川歌舞伎あきる野座名演集（1セット12枚900円）」完成、頒布始まる。 ◇2月17日（水）～21日（日）、歌舞伎衣装・道具・かつら・記録写真などを展示した「秋川歌舞伎あきる野座の世界」展を開催、秋川中央公民館ギャラリー。 ◇8月15日～17日、とうきゅうあきる野店1階ロビーで歌舞伎衣装などによる、あきる野座の紹介展示。 ◇8月29日（日）、東急夏のイベント秋川歌舞伎あきる野座立川公演、アミューズ立川（立川市民会館）、義経千本桜伏見稻荷鳥居前の場・太功記十段目。 ◇9月9日（木）、二宮神社祭礼公演、二宮神社境内特設舞台、太功記二段目。 ◇9月20日、座員野口裕教、古谷一座3代目尾上紋昇を襲名。 ◇11月3日（火）、あきる野市民文化祭公演、五日市会館、太功記二段目・義経千本桜伏見稻荷鳥居前の場。 ◇3月6日、東京都教育委員会より秋川歌舞伎保存会が東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）秋川歌舞伎の保存団体として認定された。
平成 12	2000	◇4月22日（土）、福生市熊川神社祭礼公演に子供一座出演、太功記二段目・十段目。 ◇5月3日（水）、川崎市立日本民家園公演に子供一座出演、同園内芝居小屋、太功記十段目。 ◇8月27日（日）、東急夏のイベント秋川歌舞伎あきる野座吉祥寺公演、武蔵野市吉祥寺前進座、太功記発端（松永彈正首塚の場）・序段（勅使饗応の場）・二段目（本能寺の場）上演。 ◇9月9日、二宮神社祭礼公演、境内特設舞台で太功記二段目上演。 ◇10月29日（日）、あきる野市民文化祭公演、秋川ふれあいセンターで舞踊雨の五郎・太功記発端・序段・二段目上演。

秋川歌舞伎保存会
会長 河野專一

◆参考文献

- ◇『秋川市史』
- ◇『多摩のあゆみ』57号・同80号
- ◇『二ノ宮村鑑』（享和2年）村野市夫家文書
- ◇古谷邦五郎家文書

あとがき

「芸能用具の保存・修復・新調・活用」をテーマとした第3回民俗芸能研究協議会は、61名の参加者を得て、無事終了することができました。参加者の多くは、地方行政に携わる文化財担当者で、伝承者の参加がほとんどなかったことを大変残念に思いました。事例報告および総合討議の内容は現実的かつ具体的であり、参加者の多くが即活用できる問題を数多く提示することができました。その要旨をごく簡単に述べることで、あとがきに替えると思います。

事例報告「補助金の申請額は、行政担当者の関心に左右される。用具の新調・修復・補助金の使途は、最後までチェックの必要がある。伝承者が用具修理に着手することで、関係者の協力を得ることができる。用具の修復・復元に際してはデータを残すべきであり、その資金・人手・時間が必要である。伝承者・住民・行政者が役割分担し、手作りの用具新調・台本作成・演出・囃子方養成まで行っている。」

総合討議は、5名の報告者と2名のアドバイザーで質問に答えて頂きました。

質問「助成金決定の条件および内容などは、どう把握しているか。有形と無形に分別する文化財保護上の意義は何か。新調・修理等の公表できる業者一覧があるか」。解答「行政官が補助金担当、修理担当に別れて見積書などをチェックし、保存会に返す。無形と有形が別指定の方が対処しやすい面もある。京都の業者一覧であれば提示できるが、利用するに際は仕様を明確にすることなどを言い添える」。

質問「修理方法等の指導者・アドバイザーの派遣を実施している事例があるか。新調や補修を適正にする手立ては何か」。解答「京都の文化財担当官は年に一度研修会を開催し、伝承者（団体）からの相談には全員が対応できる。用具の多くが技の連鎖で出来上がっていっていることを把握して発注する」。

質問「芸能と用具は、演者の年齢構成や社会状況に影響されやすく、変化・変容する。現状の記録とは別に、何をどう保存する必要があるのか」。解答「用具の新調・修理年月等の記録は史料的価値が高く、関連して多くのことを解明できる可能性がある」。

主催者として、この度の協議会を通して感じたことは、行政官・研究者・伝承者等がそれぞれの立場でインターネットを活用し、用具に関する情報を積極的に蓄積していくことだと考えます。

（文責 中村茂子）

報告者・アドバイザー一覧

1. 事例報告者

門屋 光昭	(岩手県北上市立鬼の館館長)
伊藤 善夫	(長野県伊那谷人形芝居研究家)
北嶋 恵介	(静岡県周智郡森町役場)
坂上 洋之	(東京都あきる野市文化財保護審議委員)
関谷 学	(東京都あきる野市教育委員会)

2. アドバイザー

原田 三寿	(京都府教育委員会)
永松 敦	(宮崎県椎葉民俗芸能博物館学芸員)

第三回

東京国立文化財研究所
民俗芸能研究協議会報告書

芸能用具の保存・修復・新調・活用

平成 13 年 3 月

編集・発行 東京国立文化財研究所芸能部
東京都台東区上野公園 13-43

870-4013-03 18889

第三回東京国立文化財研究所民俗芸能研究協議
会報告書—芸能用具の保存・修復・新調・活用—
東京国立文化財研究所芸能部編
東京国立文化財研究所芸能部 2001